

平和条約改定案: 続『平和の経済的帰結』 (1922)  
A Revision of the Treaty  
being a Sequel to The Economic Consequences Of  
The Peace (1922)

ジョン・メイナード・ケインズ \*1

訳: 山形浩生\*2

2020年9月23日

\*1 著作権消滅 Project Gutenberg の文 <https://www.gutenberg.org/files/46037/> を使っていたが、アメリカ版をもとにしており、ポンド表記の数字を全部ドルに換算してあることが判明、イギリス Macmillan 社版をベースに戻してある。

\*2 ©2016 山形浩生 クリエイティブコモンズライセンス 表示 4.0 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>) 禁有断転載、有断複製。



## はじめに

私が 1919 年 12 月に刊行した『平和の経済的帰結』は、ときどき再版されたが改訂も訂正も行われなかった。その後実にいろいろなことがわかってきたので、あの本の改訂版を出すのは場違いというものだろう。したがって私は、元の本はそのままにしておき、この続編で事態の流れにより必要となった訂正や改訂をまとめ、現在の状況についての私の考えをつけるほうがいいと思った。

でも本書は、厳密な意味でそれが名乗っているものでしかない——つまりは続編だ。ほとんどこれを補遺だと呼んでもいいくらいだ。根本的な問題については、あまり目新しい主張は何もない。二年前に私が提案した対処法は、いまやみんなの常識であり、そこに追加する驚くような中身もない。私の狙いは厳密に限られたもので、つまり賠償問題の現状に関する知的なレビューのための事実や材料を提供することだ。

クレマンソー氏は、ラ・ヴァンデの自邸の杉林についてこう語っている。「この森林ですばらしいのは、ここではロイド・ジョージやウィルソン大統領に出くわす可能性がいささかたりともないことだ。ここにはリス以外何もいない」。私も、本書について同じ長所を主張できたらよかったのだが。

— J. M. ケインズ  
ケンブリッジ、キングス・カレッジ  
1921 年 12 月



# 目次

はじめに	i
第 1 章 世論の状態	1
第 2 章 ヴェルサイユ講和条約の批准から、ロンドンの第 2 最期通牒へ	5
第 3 章 ロンドン調停案の負担	25
第 4 章 賠償法案	41
第 5 章 年金についての賠償請求の合法性	57
第 6 章 賠償、連合国内の負債、国際貿易	65
第 7 章 条約の改訂とヨーロッパの清算	71
補遺	83
I. スパ合意、1920 年 7 月	83
II. パリ決議、1921 年 1 月	87
III. 連合国各国が賠償委員会に提出した請求額、1921 年 2 月	89
IV. ロンドン第 1 最期通牒、1921 年 3 月	93
V. ドイツの対抗提案、1921 年 4 月	95
VI. 賠償委員会発表の査定額、1921 年 4 月	97
VII. ロンドン第 2 最期通牒、1921 年 5 月	99
VIII. ヴィスバーデン合意、1921 年 10 月	105
IX. 政府間債務表	111
訳者あとがき	113



## 第1章

# 世論の状態

現在の政治家の手法とは、世間が要求するに任せて愚論をしゃべり続け、その中で自分の発言と相容れる以上のことは実行せず、そうした言葉での愚論から生じた愚行はいずれその愚かさがあらわになり、賢さへと復帰する機会がもたらされると信じ続けるというものだ——つまり子供たる公衆のためのモンテッソリ教育方式というわけだ。この子供に反論する者は間もなく、他の教師へと首をすげ替えられることになる。したがって、その子供が触れようとする炎の美しさを称えよ、壊れるおもちゃの音を讃えよ。むしろ子供にそれを奨励したほうがいい。でもしっかりと配慮を持って待ち受け、社会の賢く優しい救い主として、ちょうどその子が火傷してしまや教訓を得た適切な瞬間にその子を引っ張り戻すのだ。

この恐ろしい政治家行動にもそれなりの擁護論は思いつく。ロイド・ジョージ氏はパリ講和条約の責任を背負い込んだ。この条約は賢明ではなく、一部は実施不能で、ヨーロッパの命を脅かすものだった。ロイド・ジョージ氏は、それが賢明ではなく一部は実施不能でヨーロッパの命を脅かすのは知っていたと自己弁護できるかもしれない。でも民主主義を主導しようと願う者は、世間の情熱と世間の無知が世界の中で役割を果たすことも考慮しなければならないのだ、と。そして、ヴェルサイユ講和条約は愚衆たちの要求と主要な役者たちの性格とが共謀して許容した、あの時点における解決策としては最高のものだったのだ、と。さらにヨーロッパの命について言えば、過去二年にわたり自分は技能と強さを費やして、危険を避けたり和らげたりしてきたのである、と。

こうした主張は部分的には真実なので、一蹴するわけにはいかない。フランスとアメリカの参加者が明かした平和会議の私的な歴史を見ると、ロイド・ジョージ氏は多少は好意的な姿となり、全体としては条約の行きすぎた部分に頑張って反対し、個人的な敗北の危険こそ冒さないながらもできる限りのことはしたようだ。それに続く二年間の公的な歴史は、自分自身の条約の邪悪な結果から、自分の力で防止できる限りにおいてできる限り保護してきた人物としてかれを描き出している。そのほとんど並ぶもののない手練手管を使い、ヨーロッパの繁栄は守れなかったが平和は守り、滅多に真実を語らず、それでもしばしば真実の影響を受けた行動を魅せてきた。したがってロイド・ジョージ氏は、邪悪な未知をたどりつつも、可能なことの忠実な僕として、自分が人類に奉仕してきたのだと主張するだろう。

民主主義にできるのはこれがせいぜいなのだと、ロイド・ジョージ氏は正しく判断するだろう——正しい道に沿ってあやつり、ごまかし、なだめすかして導くのだ、と。手法と

して真実や誠実さを好むというのは、何やら美学や個人的な基準に基づく偏見かもしれないが、政治においては実務的な善と相容れないのだ、と。

われわれにはまだ断言できない。世間でさえ経験から学ぶ。こうした時代以前に蓄積された政治家たちの信頼性の備蓄が尽きつつある現在、この魔法はまだ効くだろうか？

いずれにしても、民間の個人は内閣大臣たちのように、正直さを世間の繁栄のために犠牲にするといった義務は負っていない。民間の人物が、自由に語り、書くのは自己耽溺として容認されている。それどころか、政治家の魔法の杖が、人々の最終的な善のために協力して働くようにできる物事の集まりに、一つの含有物を貢献できるかもしれない。

こうした理由から、私は『平和の経済的帰結』をヴェルサイユ講和条約の文字通りの解釈に基づいて書いたことや、それらを本気で実施した場合の結果を検討したことについて、自分がまちがっていたと認めるつもりはない。私は、条約の相当部分が実施不可能だと論じた。でもまさにその理由からこの条約は無害でもあると主張してきた多くの批判者とは意見を同じくしない。内輪での意見は当初から、条約に関する私の主要な結論の多くを認めてきた\*1でもだからといって、外の意見がそれを受け入れるかどうかが重要とならなかったわけではない。

というのも、現時点では二つの意見があるからだ。それはかつての時代のように、正しい意見とまちがった意見ではない。むしろ内部の意見と外部の意見だ。政治家と新聞が伝える世間の意見と、政治家やジャーナリストや公僕たちが、上階や裏階段や階段裏で述べる、限られた人々の中だけで述べられる意見となる。戦時中は、この二つの意見がなるべくちがっているというのが愛国的な義務となる。そして一部の人はいまだにそうだと思うようだ。

これは決して完全に目新しい話ではない。でも変化は見られる。一部の人は、グラッドストーン氏が偽善者だったと言う。でもそうだったにしても、かれは私生活でも一切仮面を脱がなかった。高等悲劇役者たちは、かつて世界中の国会でわめきまわったものだが、議会が終わって夕食の席でもそれを続けていた。でも最早、舞台裏でもそうしたポーズを続けるわけにはいかない。公的生活のペンキは、今日のまばゆいスポットライトに照らされるほど毒々しいものであるなら、私生活ではつけたままにはできない——これは役者たち自身の心理にも大きなちがいをもたらす。世界の劇場に暮らす無数の人々は、何か生身の存在よりも壮大なものや、真実よりもわかりやすいものを必要とする。この広大な劇場では、音そのものですらあまりに伝わり方が遅く、真実の言葉はその切れ切れの残響が一番遠くの聴衆にまで届く頃には、もはや真実ではなくなっているのだ。

限られた内輪に暮らし、内輪の意見を共有している人々は、外部の意見にあまりに注意を払いすぎる一方であまりに注意を払わない。払いすぎるというのは、口先や約束の面ではすべてに譲歩してみせようと思っているために、公然とした反対論がばかばかしいほど無意味だと思っているという点。そして注意を払わないというのは、そうした口先や約束がいずれ時期がくればまちがいでなく変わると確信しすぎているので、その文字通りの意味や厳密な帰結を分析するのが学術的で、退屈で、不適切だと思っているという意味だ。批判者の言うことなんかほぼ完全に承知しているけれど、その批判者はかれらにしてみれば、その見解としては絶対に起り得ないことについて、時間も感情も無駄にしていると

\*1 「あれは敗北した国との荘厳な契約を華々しく果たただけで、そうした国が経済の現実と折り合うのを臆病にも失敗してきたことを示すだけだ」と拙著書評でアリン・ヤング教授は述べた。でもヤング教授はそれでも、自分を条約の部分的な弁明者にし、それを「前向きな文書」と呼ぶのが正しいと考えたわけだ。



いうことになる。それでも、世界の前で語られたことは、地下での息づかいや賢しらな囁きよりは深い帰結を持つのだ。そうした息づかいや囁きを知っていることで内輪の意見は外部の意見に対して優越感を抱きかねない。それは内輪の意見が外部の意見に屈するその瞬間ですらそうなのだ。

でももっと話はややこしくなる。イギリスでは（そしてたぶん他所でも）外部の意見には二種類あって、一つは新聞で述べられるもの、そしてもう一つは一般人の大半が内心で真実ではないかと思っている意見だ。この二種類の外部意見は、内輪よりはずっと相互に近いもので、場合によってはこれが同じであることもある。でも表面下では、報道のドグマ主義と絶対主義と、個人の生きた不確実性との間には本物の差がある。1919年ですら、平均的なイギリス人は損害賠償を本気で信じてはいなかったと思う。いつもそれを多少眉唾だと思い、ある程度の知的な疑念を抱いていたはずだ。でも、とりあえずは損害賠償方針を進めても実務上の損害はほとんどないだろうと思えたとし、また当時の雰囲気との関連でいえば、ドイツによる無限の支払い可能性への信念は、その逆に比べれば真実度は低いものの気分的にはまじだった。だから最近になってイギリスの外部の意見が変わったのは、知的な理由による部分のごく一部で、むしろ条件が変わったせい大きい。というのも、損害賠償維持はいまや本当に実務的な害をもたらすと思われており、それに大して雰囲気をめぐる主張はもはやそんなに決定的とは見られていないのだ。だから一般のイギリス人はまともな議論に耳を傾ける用意ができています。そもそも、そうした意見についてもこれまでずっと、視界の片隅では認識してはいたのだ。

外国の観察者たちは、こうした口にされない細やかな気分にはあまりに注意を払わないであろう。内輪の意見は、ますます広い範囲へと浸透することでだんだんかれらに影響する。そしてそれは、時間がたつうちに議論や常識や利己性に影響されるようになる。現代政治家は、この三つの度合いすべてを鋭く認識しておくのが仕事だ。内輪の意見を理解するだけの知能を持ち、内輪の外部意見を検知するだけの同情を持ち、外部の外部意見を表明するだけの面の皮の厚さを持たねばならない。

この説明が正しいにせよまちがっているにせよ、過去二年で世間の感情が大幅に変わったのは疑問の余地がないところだ。静かな生活、コミットメント減少、近隣国との穏やかな関係への希求が今や重要となった。戦争のメガロマニアは過ぎ去り、だれもが事実準拠したいと思っている。こうした理由から、ヴェルサイユ講和条約の損害賠償の章は崩壊しつつある。それを実施した場合の悲惨な結果が実現する見通しはいまやほぼない。

これからの章では、二重の作業を実施しよう。まずは出来事の年代記から初めて現在の事実を述べ、今後どうすべきかについての結論で終える。当然ながら主要な力点は後者にある。でも最近の過去を振り返るのは、単なる歴史的興味からだけではない。いま過ぎ去ったばかりの二年間をちょっと細かく見れば（そして補助なしの一般的な記憶はいまやあまりに薄いため、過去についての見通しは将来に対するものと五十歩百歩なのだ）、損害をもたらす思いこみの要素が実に大きくて、みんなまず驚くはずだ。結論として出す私の提案は、こうした思いこみの要素はもはや政治的に必要ではなくなったという想定に基づいている。そして外部の意見は、内輪の意見が持っていた秘密の信念を公開し、それに基づいて行動しても耐えられるようになってきていると私は想定している。さらに、もはや公然と筋の通った発言をしても、それが無意味で無分別な行動ではないという想定を私は抱いているのだ。



## 第2章

# ヴェルサイユ講和条約の批准から、 ロンドンの第2最期通牒へ

### 1. 条約の実施と国民投票

ヴェルサイユ条約は1920年1月10日に批准され、住民投票を待つ地域を除けば、その領土面での規定はその日に発効した。シュレスヴィッヒの住民投票（1920年2-3月）は北部をデンマークに、南部をドイツに与える結果となったが、そのいずれも過半数の得票で決まったことだ。東プロイセンの住民投票（1920年6月）は圧倒的得票でドイツに帰属することを決めた。上部シレジアの住民投票（1921年3月）は、この地域全体としてドイツに帰属するという得票が、それ以外の二倍近い結果となったが\*1、南部と東部の一部地域では、ポーランド帰属が多数派となった。この投票と、一部争われている地域の工業的な一体性を考慮して、主要連合国は、フランスを除けば、プシュチナとリブニクという南東地区以外について、未開発のかなり重要な炭坑を持ってはいるものの現在は農業的な性格を持ってはいるので、ほぼ全域をドイツに割り当てルべきだという見解だった。フランスはこの解決策を受け入れられないので、問題はすべて国際連盟に任されて最終的な調停にかけられた。国際連盟は、工業地区を人種または民族的な正義を重視して切り刻んだ。そして同時に、この切り刻みの影響を避けようとして物質的な繁栄のために、効果の怪しい経済条項をややこしくした。そうした条項は期限15年とされ、その期間が終わるまでにはその決断を覆すようなことが起きるかもしれないと期待したのだった。大ざっぱに言って、国境は経済的な考慮を完全に無視して、片側ではドイツ人有権者の比率を最大化し、その反対側ではポーランド人有権者の数を最大化するように引かれたのだった（ただしこの結果を実現するためには、ほぼ完全にドイツ人の街、カトヴィツェとケーニッヒシュッテをドイツに割り振ることが必要となったのだが）。この限られた観点から見れば、この作業は公平に行われたと言えるかも知れない。でも条約では、経済や地理的な考慮も含めるべきだと師事しているのだ。

\*1 もっと正確には、有権者122万人、投票者118.6万人に対し、70万7千票または11分の7の得票がドイツ帰属に賛成で、47万9千票または11分の4がポーランド帰属への票だった。1522のコミュニティのうち、844はドイツが多数派、678ではポーランドが多数派となった。ポーランドへ投票した人々は主に地方部在住だ。これはドイツの36都市では、ポーランド帰属反対が267,000票に対して賛成が7万票だったのに対し、地方部では賛成が40万9千票に対して賛成が44万票だったことからわかる。

この決断がどこまで賢いかを検討するつもりはない。ドイツでは、フランスがこっそり行った根回しがこの結果に影響したと思われる。私はこれが本当に影響したか疑問だと思う。ただ国際連盟の高官たちは、国際連盟自身の利益のために、国際連盟理事国の中でも合意できないような代物を出して大失敗とならないような解決策を生み出そうと当然ながら必死ではあった。だからどうしても、フランスに容認できる解決策のほうに傾くバイアスがある程度は導入されただろう。この決断は、国際問題におけるこうした紛争解決手法について、ずっと多くの根本的な疑問を引き起こすと考える。

単純な問題では困難は生じない。国際連盟は、対立して解決不能な争いが生じたときに声がかかる。よい決断は、状況を熟知し権威ある、不偏不党な人々がすべてを考慮に入れて行うものでなければならない。国際司法は巨大な有機的ユニットを扱っており、個々の特異性はよくても無視されてそれぞれが相殺されるに任される大量の小さなユニットが相手ではないので、地方法廷の決まり切った弁護士の司法と同じものではあり得ない。だからいまやヨーロッパのもつれた構造に内在する古代からの紛争の調停を、手持ちの調印文章から厳密な法解釈を抽出するのが仕事だと思っている南米や極東アジアの老紳士たちに任せるのは、危険なやり方となる——そうした老紳士たちはつまり、そこにあるもしない単純性を求めようと無理もない努力を重ねて、できるだけ考慮する条件を減らしたがるはずだからだ。これはロバの耳を着けたソロモンのような裁き、法の目隠しをしたソロモンのような裁きが出てくるだけで、そのソロモンが「その生きた子供を二つに切って分け与えよ」と言うときには、本気でそれを言っていることになる。

人種と国民性による分割を、貿易と文化の絆よりも重視し高く位置づけるウィルソンのドグマは、国境は保証するが幸福は保証しないものであり、現在構築されている形での国際連盟の考え方に深く埋め込まれている。それは、国際統治における最初の実験が、ナショナリズム強化の形でその影響力を行使することだというパラドックスを生み出す。

こうした挿話的な考察は、国際連盟理事会が、ある限られた視点から見れば、その決断を支持するような強い主張を行えるかもしれないという事実から生じたものだ。私の批判は、単なる偏向の糾弾よりはずっと深いところを標的にしたものだ。

住民投票の完了で、ドイツ国境は完全なものとなった。

1920年1月、オランダはカイゼルに降伏するよう呼びかけられた。そして関係各国政府がほとんど隠そうともしないほど安堵したことだが、オランダはきっぱり拒否した(1920年1月23日)。その同じ月、何千人もの「戦争犯罪者」の引き渡しが要求されたが、ドイツからの強硬な抗議により、これは固執されなかった。かわりに、少なくとも最初の一回ではごく限られた案件だけが訴追され、しかも条約で定められた連合法廷ではなくライプツィヒ高等裁判所で裁判が行われることになった。そうした事件の一部は実際に裁判となり、そしていまや、暗黙の合意によって、もはやわれわれの耳には入らない。

1920年3月13日、ベルリンの反動勢力による蜂起(カップー揆)が生じて、首都は五日間占拠され、そしてエーベルト政府はドレスデンに逃げ出した(注:ドレスデンの有力者がカップ勢に協力したため、その後さらにシュツツガルトに逃げている)。この蜂起の敗退は、主にゼネストという武器により実現したのだが(その最初の成功は、おもしろいので書いておくが、既存政権擁護だった)、その後はウェストファリアやルール地方の共産主義騒乱続いた。こうした二番目の蜂起に対し、ドイツ政府は条約で認められている以上の兵員をこの地区に送りこみ、結果としてフランスはこの機会をとらえて、連合国の合意を得ることなくフランクフルトを占拠し(1920年4月6日)、ダルムシュタット

も制圧した。このおかげで、以下に記録する一連の連合国会議の最初のものが開催された——サンレモ会議だ。

こうした出来事と、また中央ドイツ政府がババリアでその行政能力を執行できるかどうか疑問が生じたため、武装解除の完了が何度も先送りされることになった。条約では、武装解除は1920年3月31日までに行われることになっていたが、それがロンドン最期通牒による1921年5月5日の最終執行まで遅れることになったのだった。

残るのは賠償で、これが以下の年代記の主要なテーマとなる。1920年を通じてドイツは条約に指定されたいくつかの具体的な支払いや返還を行った。フランスやベルギーから奪われた、所属のはっきりしている大量の財産が、その持ち主にきちんと返却された\*2。商船隊は引き渡された。一部の染料なども引き渡され、ある程度の石炭も引き渡された。でもドイツは現金はまったく支払わず、損害賠償の本当の問題もやはり先送りされた\*3。

1920年の春と夏の会議により、条約の無理すぎる部分を改訂して、実施可能な形におさめようとする長い試みが始まったのだった。

## II. サンレモ会議 (1920年4月19 - 26日)、ハイス会議 (1920年5月5日と6月19日)、ブローニュ会議 (1920年6月21, 22日)、ブリュッセル会議 (1920年7月2 - 3日)、スパ会議 (1920年7月5 - 16日)

1920年4月から1921年4月にかけて連合軍首長たちの間で交わされた、一ダースの一連の議論を区別するのはむずかしい。それぞれの会議の結果はおおむね不首尾だったが、全体としての影響は累積的だった。そして段階的に、条約を改訂するというプロジェクトはあらゆる側面で進捗を見せた。これらの会議はロイド＝ジョージ氏の手法の驚異的な例を提供してくれる。それぞれの会議で、ロイド＝ジョージ氏はフランスをできる限り押しやったが、でも自分が望むほど遠くまでは押しやれなかった。そして故国に戻ってくると、暫定的に決まった（そして一ヶ月後には改訂される運命にある）調停案について、それが自分とフランスの同輩との間の完全な合意の表現であり、叡智をほぼ完全に体現したものであり、ドイツとしても最終的なものとして是が非でも受け入れるべきものであり、そしてそれを述べる三度に一度は、ドイツがもし従わなければ、ドイツ領への侵略を支持するぞと付け加えるのだった。時間がたつにつれて、フランスにおけるロイド＝ジョージ氏の評判は改善しなかった。それでも着実に目標は達成した——ただしこれは、そうした手法がそれ自体として優れていたせいではなく、事実関係が明らかにロイド＝ジョージ氏に有利だったせいかもしれない。

一連の最初の会議はサンレモ会議 (1920年4月19 - 26日)、イタリア首相ニッティ氏を議長として行われたが、彼は条約を改定したいという意向を隠さなかった。ミルラン氏はもちろん、条約をそのまま維持すべきとの立場で、ロイド＝ジョージ氏は（その日の『タイムズ』紙によれば）両者の中間的な立場を採っていた。その時点でフランスが新しい仕組みはまったく受け入れないというのが明らかだったので、ロイド＝ジョージ氏は連

\*2 1920年5月31日までに、証券など同定可能な資産総額83億フランと機械原材料50万トンがフランスに変換された（「フランス会議財務委員会報告」1920年6月14日）。また家畜445,000頭も変換された。

\*3 1921年5月までに、賠償委員会が受け取った現金の額は、1.24億黄金マルクを上回るものではなかった。

合衆国最高評議会とドイツ政府との対面議論の手配に全力を注いだ。そうした会議は、書くのに驚いてしまうことだが、講和会議の間もその後も、それまで一度も開催されていなかったのだ。ドイツ代表をサンレモに招こうという提案では敗北したものの、ロイド・ジョージ氏はかれらを翌月にスパを訪れるよう招くという決定の支持を得ることに成功した。そのスパで「賠償条項の実務的な適用に関する議論をするため」ということだ。これが第一歩だった。そして会議の残りは、ドイツ武装解除宣言で事足りるとされた。ロイド・ジョージ氏はミルラン氏に対して、条約の全体性は損なわれないと譲歩しなければならなかった。しかしイギリスに戻って下院で語ったところでは、その発言の「あまりに文字通りの」解釈をしないほうが望ましいということは認めた。

五月には首脳たちはハイスでこっそり顔を合わせ、スパでどう話を進めるか相談した。パリ決議とロンドン第二最期通牒で大きな役割を果たす sliding scale の概念が、この段階ではっきりと俎上に挙がった。専門家委員会が招集されて、ドイツが毎年ある最低額を支払い、支払い能力に応じてその支払額を補填する、という仕組みの検討準備を命じられた。これは新しいアイデアの道を拓いたが、実際の数字についてはまだ何の合意もなかった。一方で、スパ会議が一ヶ月先送りになった。

その翌月、首脳たちはブローニュで再び集まった（1920年6月21日）。この会議に先だって、彼らはハイスで非公式に週末を過ごした（1920年6月19日）。報道によればこの時点で、連合国は最低年次支払額と、ドイツの経済回復に応じた支払額積み増し、という原理に完全に合意するまでに到ったという。その具体的金額さえも挙げられたい。35年の支払いで、最低年次支払い額は30億黄金マルクとなるという話だ。スパ会議はまたもや翌月へと繰り越しになった。

やっとスパ会議が本当に開かれた。再び首脳たちは集まって（ブリュッセル、1920年7月2、3日）、どんな方針を採用するのか検討した。議題は多かったが、まだ仮想的なものであるその賠償金を、受け取り国の間でどういう比率で分けるかが特に重要だった\*4。でも賠償金そのものについての具体的な方式は何も採択されなかった。一方、ドイツ専門家たちが手渡したメモを見ると、フランスで政治的に容認できるような計画は、すべてドイツにとって経済的に不可能だということが明白となった。『タイムズ』1920年7月3日にはこうある。「ドイツの経済専門家メモは、講和条約の完全な改訂要求に等しい。したがって連合国は、決然とした制裁の脅しをもってドイツ人に従うよう厳しく命じるか、あるいはドイツの逃げ口上と戯れてみせて弱腰の印象を与える危険を冒すか検討しなければならない」。これはよいアイデアだ。もし連合国が自分たちの中ですら条約の明確な改訂方法に合意できないなら、条約がそもそも少しでも改訂できると敢えて示唆したことで「ドイツ人たちに従うよう厳しく命じる」ことによりかれらの内部での「完全な合意」が再確立されるというわけだ。

やっと1920年7月5日に、長く予告されてきた会議が招集された。でもそれが12日にわたったというのに、そもそもこの会議が招集される主な理由となった議題に到達するための時間は見つからなかった。その議題とは賠償金だ。この危険な話題に到達する前に、ミルラン氏は急用でパリに呼び戻された。実際に議論された主要な話題の一つである石炭は、本書の後にある補説Iで扱う。でもこの会合の主要な意義は、このとき初めてドイツと連合国の担当大臣や専門家たちが顔をつきあわせ、公開会議と個人的な親密さとい

\*4 補説VIを三種。

う手法すら使ったという事実にあった。SPA会議は何ら計画を生み出さなかった。でもそれは、表面下で何らかの進展が見られたという対外的なしるしなのだった。

### III. ブリュッセル会議 (1920年12月16 - 22日)

SPA会議は賠償金調停の一般的問題を議論しようとはしなかったが、近日中にこれに取り組むべきだという合意は再び行われた。でも時間だけが過ぎて何も起きなかった。1920年9月23日、ミルラン氏はフランス共和国大統領へと移行し、首相の座はレイグ氏に引き継がれた。ロイド＝ジョージ氏がブローニュで引き出したフランスの公式見解（これはそもそもフランスの国民に対して一度も全面的に認められたことはなかった）は譲歩を着実に弱めた。いまやフランスは、賠償委員会の仕組みが予定通りの道筋を進むほうがいいという見解だった。でもついに、1920年11月6日に、大量の外交的なやりとりの後で、再びフランスとイギリスの両政府が「完全な合意」に達したと発表された。賠償委員会指名の専門家会議が、ドイツの専門家と膝をつき合わせて報告を行うことになった。そして大臣会合がドイツ政府と面談して報告を行う。この二つの報告を受けた賠償委員会が、ドイツの賠償金額を確定させる。そして最後に、連合国政府首脳が会合を開いて「決断を行う」。『タイムズ』の報道では「こうして、荒野を長きにわたり彷徨った後で、われわれは再びヴェルサイユ条約に逆戻りしたのである」。古い新聞ファイルを精読し直してみると（この真面目な著者はこれを実行した）、なにはなくとも説教師の言葉とその運命のみすぼらしさを裏付けるものとなっている。

この長い手順の第一弾は実際に実行され、連合国政府の常任高官\*5が1920年クリスマス直前にブリュッセルでドイツ代表と会い、事実を確認して全般的な状況を検討した。これは「専門家」会議であり、その前や後の「政治家」会議とは別物だった。

ブリュッセルの専門家作業は、その直後のパリにおける政治家会合で実に徹底して無視されひっくり返されたので、今やそれを詳しく振り返る価値はない。でもこれは、我々のドイツとの関係が新しいフェーズに入ったことを示すものだった。両側の高官たちが、非公式な形で会って、理性的な存在として話し合ったのだ。かれらは「国際高官集団」とでも言うべきものから選ばれた代表ではあり、シニカルで、人道的で、知的で、事実と現実的処遇への強い偏向を持っている。両側ともに、解決に向けての進歩が行われていると信じていた。相互への経緯が育まれた。そして理性的な会話が早々に廃棄されたことについては、双方とも心底残念だと考えた。

ブリュッセルの専門家は、ブローニュで検討された平均支払額よりも低い賠償金を検討する余地は与えられていないと考えた。そこで連合国政府への提言もそれに応じたものとなった。

- (1) 1921-1926年の5年にわたり、ドイツは平均で年1.5億ポンド(黄金)を支払うこと。ただしこの平均年間支払額は5年の間に、最初の2年はこれよりも少ない金額が支払われ、最後の2年には支払い額が増えるように分散させること。5年が終わった後の支払い額の問題は、この段階では先送りにされた。

\*5 イギリスはダバノン卿と、サー・ジョン・ブラッドベリー、フランスはセイドーとシェソン、イタリアはダメリオとジャンニーニ、ベルギーはデラクロワとルブロー、そして習慣にしたがって日本人二人。ドイツ代表はベルクマン、ハフェンシュタイン、クノ、メルキオール、フォン＝シュタウス、シュローダー。

- (2) この金額の相当部分は、現金ではなく資材の提供の形で支払われること。
- (3) 占領軍の年間経費は12百万ポンド(黄金)を上限とし、その支払いは上記の年間支払額に追加されるのではなく、その筆頭費目とすべきこと。
- (4) 連合軍はドイツがかれらのために船を造るという要求を破棄し、既存ドイツ船舶の一定数の引き渡し要求を取りやめるか先送りにすべきである。
- (5) ドイツ側としては、財政と予算をきちんとして、上の仕組みの下でデフォルトした場合には連合軍が関税を支配するのに合意すること。

#### IV. パリ決議 (1921年1月24 - 30日)

ブリュッセルの示唆は、問題に対する永続的な解決策を提示したものではないが、それでも条約の発想からは大きな進歩を見せていた。だがその間に、フランスでの世論はここで検討されていた譲歩に反対する方向で盛り上がりつつあった。レイグ氏はどうやら、ブローニュで議論された仕組みを議会で可決させられないようだ。引きのばされた政治的な関心は、ブリアン氏が首相の後任となったことで終わり、ヴェルサイユ条約の字面通りの全体性を極度に守ろうとするポアンカレ氏、タルデュー氏、クロツツ氏は相変わらず反対を続けていた。ブローニュとブリュッセルでのプロジェクトはるつぽに投げ込まれ、1921年1月末に別の会議がパリで開催されるよう招集がかかった。

当初は、議事がイギリスとフランスの観点の違いで決裂して終わるのではないかという疑念があった。ロイド＝ジョージ氏はブローニュで確実に得たと思われた条件のほとんどを手放さねばならなかったことで、当然ながら激怒していた。こうした変動があるようでは、交渉など時間の無駄だし進歩は不可能だ。かれはまた、すべての専門家が不可能だと考えるような支払いをドイツから要求したくはなかった。数日にわたり、かれはフランスの主張をまったく受け入れようとはしなかった。でも話が進むにつれて、ブリアン氏も世間ではどんなナンセンスを口走るにせよ、同じ考え方をしており、かなり筋の通った人物であることを認識しはじめた。会話を決裂させたらブリアンの地位は凋落し、政権に野蛮人たるポアンカレだのタルデューだのが入り込みかねない。この連中は、もしその談話が真剣なもので役職を得るための単なるポーズではないとすれば、政権当局から引きはがされる前にヨーロッパの平和に本気で被害をもたらしかねない。短期的にちょっとナンセンスを共同で口走り、ロイド＝ジョージ氏とブリアン氏という内心は筋の通った人々が同僚としてとどまるほうがよいのでは？ こうした状況観が優勢となり、以下の路線にそってドイツに対する最期通牒が伝えられた\*6。

パリ会議でドイツに提示された損害賠償支払い額は、確定部分と未確定部分とに別れていた。確定部分は2年にわたり年1億ポンド、その後3年にわたり1.5億ポンド、さらに3年間は2億ポンド、その後3年は2.5億ポンド、その後31年にわたり3億ポンドというものだった。後者(未確定部分)は、ドイツ輸出額の12%に相当する額だ。この仕組みでの固定支払い額は、総額113億ポンドにのぼる。これはブローニュで検討された総額よりは少なめだが、輸出部分が追加されたので、総額はずっと大きくなる。

未確定要素のため、この負担の正確な総額計算は不可能となるし、最早その詳細に踏み込んでも意味がない。でも当時の私の計算では、どう考えてもこの提案は通常の時期にお

\*6 こうした決定の前文は補遺2に示した。



いて、年額4億ポンド以上の支払い要求となる。これはイギリスやアメリカの多少なりとも能力あり人物がこれまで正当化しようと試みてきたあらゆる値の二倍になる。

でもパリ決定は、ブローニュとブリュッセルの後でやってきたので、本気のものではなく、単にゲームで駒を進めただけで、ブリアン氏に息をつく余裕を与えるためだけのものだった。このようなものがこれまであったかどうかは怪しい——もったいぶった「プロパガンダ」進捗の結果だと考えるべきか。この化け物が著者たちに抑えられなくなり、世界で最も強力な政治家たちが避けようのない力によって、何日も何日もあつまって、不可能だと知っているものの細かい変奏をあれこれ議論させられるというとんでもない状況が生み出されたわけだ。

ロイド＝ジョージ氏は、この脅しの背後に即座の効力が発生しないよう注意を払った。実質的な懲罰の検討は先送りとなり、ドイツ人たちは一ヶ月後にロンドンでの会議に出席して回答を口頭で伝えるよう招かれた。

ブリアン氏はもちろん議会で勝利を確保した。『タイムズ』紙によれば「演説家にして議員としての長いキャリアにおいて、ブリアン氏がこれほど好調を見せたことはついぞなかった。タルデュー氏の狼狽ぶりはきわめて劇的なものだったが、ときにはその犠牲者のみならず見る側にとってもいささか痛々しく思えそうなことさえあった」。タルデュー氏は主張で勇み足をして、「去年のフランスの政策が、ヴェルサイユ条約の財務条項は実施不可能であるという結論に基づいているのだと全面的に主張し、それが実施不可能だというのは平和主義者ケインズ氏とドイツ代表ブロックドルフ＝ランツァウ伯爵の理論にすぎないのだと宣言することで満場の拍手を得ていたのだ」——これはどう見ても、パリでの決定にとっていささか不公平なものだ。でもその時点ではフランスにおいてすら、あの条約が完璧だと主張するのは公然とバカをさらすに等しくなっていた。壇上に上がってブリアン氏はこう述べた。「私は率直な人間だ。そしてタルデュー氏が私に公式質問をするつもりだというニュースを聞かされたとき、私はいささか喜ばずにはいらなかった。タルデュー氏はヴェルサイユ条約の主要な起草者の一人なのだと考え、だからそのよい部分をご存じではあっても、その欠点もしており、だからそれを適用するという仕事で最善を尽くした人物に対しては、寛容になってくれるだろうと思ったのだ——そしてご覧の（と身ぶりつきで）——私はタルデュー氏がすでに自分の作品に対する余裕を使い果たしてしまったということを思い出すところまでは気が回らなかったのだ」。プロパガンダの化け物じみた落とし子はゆっくりと死につつあった。

## V. 第一次ロンドン会議 (1921年3月1 - 7日)

ドイツでパリの提案は真剣に考慮され、かなりの怒りの声が引き起こされた。でもジモンズ博士はロンドンへの招待を受諾し、その専門家たちは対案作成に乗り出した。かれは2月13日にシュトゥットガルトで「あれはブリュッセル会議で英仏代表と合意に達していた。パリ会議はそれをぶちこわした。大惨事が起きた。ドイツの世論はこうした人々を決して忘れまい。これでブリュッセルで提案されたセイドー計画（つまり5年間の暫定取り決め）に戻るのとは不可能となった。というのもドイツ国民は常に目の前にすさまじい要求が幽霊のように立ち上るのを見るだろうからだ。（中略）われわれはドイツ国民が守れるとしっかり納得できないような取り決めに調印するくらいなら、不公正な命令を受け入れるほうがいい」

1921年3月1日、ジモンズ博士はロンドンに集まった連合国に対案を提示した。ヴェルサイユにおけるブロックドルフ＝ランツァウの対案と同様、明瞭ではなく完全に理解できるものでもなかった。そして噂では、ドイツの専門家たちの中でも意見が分かれていたという。ドイツとして自分がどこまで実現できそうかを平明に述べるかわりに、ジモンズ博士はパリ決定の数字から初めて、それをかなりちがった数字へと減らすべく、わかりにくく無益な手管をあれこれ使った。プロセスは以下の通りだ。パリ方式での固定年次支払い額（つまり輸出からの支払い分を除く）、つまり113億ポンドから出発し、その現在価値を利率8%で計算すると、これが25億ポンドになる。そこから、すでにドイツが支払ったと称する（だがまちがいで実際には払っていない）10億ポンドを差し引くと、残りは15億ポンドだ。これがドイツの支払える上限だ。もし連合国が4億ポンドの国際融資を調達してくれれば、ドイツはその金利とそれに対する減債基金を負担できるし、さらに加えて5年にわたり0.5億ポンドを、4億ポンドを上回る元金部分、つまり11億ポンドの返済にまわせる。ただしこの11億ポンドは返済まで無利子とする。5年目の終わりに返済スケジュールは見直す。この提案すべて、上シレジアの維持と、ドイツ貿易に対するあらゆる障壁の廃止が条件となっていた。

この提案の実際の中身は、決して不当なものではなく、おそらく連合国が最終的に手に入れるものとしてはこんなものだろう。でも挙げた数字は、ブリュッセルの専門家たちが挙げたものさえ下回っており、それを述べたやり方も当然ながら偏見をもたらした。だから即座に却下された。

二日後、ロイド＝ジョージ氏はドイツ代表団に対し、ドイツの罪に関するお説教を行い、かれらの提案は「侮辱でありあきれ果てたものだ」と述べ、同国の税金が「イギリスのものに比べてとんでもなく低い」と主張した。それから連合国の代表として公式に、ドイツが「戦争法に違反した犯罪者の裁判実施、武装解除、現金または現物による10億ポンド（黄金）の支払い」の実施においてデフォルト状態であることを公式に宣言した。そして、月曜（3月7日）までに「ドイツがパリの決定を受諾する用意があるか、あるいはヴェルサイユ条約（パリ提案で行われた譲歩を含む）で決まった責務の同じくらい満足のいく実施となる他の方法の提案を提出」しない限り、連合国は（1）ライン川右岸にあるデュイセンブルグ、ルールオルト、デュッセルドルフの占領、（2）連合国に送られるドイツ商品に対してドイツに行われる支払いすべてに対する附加税（3）ドイツ占領地とその他ドイツとの間に税関の境界線を引く、（4）占領地に入出入りする商品に対する関税の留保の実施に進むという、最期通牒\*7をつきつけた。

続く数日にわたり交渉は舞台裏で続いたが、何の進展もなかった。3月6日深夜、ルシェール氏とダバノン卿はドイツに対し、代わりに年7.5億ドルの支払いを30年と輸出の三割の支払いという条件を出した\*8。正式な会議は3月7日に再開された。「朝にはランカスターハウスの外に群集があつまり、フォード元帥とロイド＝ジョージ氏に声援を送った。「ロイド＝ジョージ、あいつらに払わせろ！」という声が多勢を占めた。ドイツ代表は好奇の目で迎えられた。フォン＝ゼークト將軍は帯剣した制服を着ていた。またプロシア将校として一般的なやり方で片眼鏡をかけ、プロシア軍事主義を体現するような態度だった。フォック元帥、サー・ヘンリー・ウィルソン陸軍元帥など他の連合国兵も

\*7 この全文は補遺4に掲載した。

\*8 これと、たった二ヶ月後に提出されたロンドン第二最期通牒の、固定支払い額5億ドルと輸出の26%の支払いという提案と比べて見よう。

みんな制服姿だった」\*9

ジモンズ博士は公式回答を伝えた。パリ決定での、最初の5年間の支払いは固定という仕組みは受け入れるが、その条件はドイツが支払い手助けのための融資を受けられて、上部シレジアを残してもらえること。5年の終わりの時点でヴェルサイユ条約が効力を復活される。条約で定めた条件のほうが、パリでの提案よりも望ましいという理由からであり、彼はそうした希望を述べるのが認められていた。「戦争の罪の問題は条約や認否や制裁によって決まるものではない。世界大戦の責任がだれにあるかという問題を決められるのは歴史だけである。我々は全員、あまりにかの出来事にまだ近すぎる」。脅しとして挙げられた制裁は、すべて違法だと彼は指摘した。厳密に言えば、ドイツは損害賠償についてデフォルトであると宣言されることはできない。賠償委員会が5月1日に発表するはずの声明を出すまではそれは不可能である。ドイツ領土をこれ以上占領するのは、条約の下では合法ではない。ドイツ商品の価値の一部留保は、イギリスとベルギーの政府の実施した内容に反するものである。ラインラントにおける特別関税の導入は、ラインラント人口の経済的利益保護のためにのみ許されることが条約270条で定められており、条約で定めた義務を満足していないためにドイツ国民すべてを処罰するためには使えない。制裁措置の違法性に関する議論は反論の余地がないものであり、ロイド＝ジョージ氏はそれに答えようとはまったくしなかった。そして制裁がすぐに実施されると宣言した。

交渉決裂はパリでは「安堵のため息」\*10と共に受け取られ、フォック将軍に対して兵を翌朝7時に行進させるよう命令が電報で送られた。

したがって、ロンドン会議からは新しい賠償方式は何も出てこなかった。パリ決定の黙認によりロイド＝ジョージ氏は行きすぎてしまった。ドイツ代表の態度に対する多少の個人的な苛立ちと、当初はどれも単なるはたりのつもりだったものが失敗したおかげで、ロイド＝ジョージ氏はパリ決定を実施してドイツ侵略の試みに合意するという結果に終わってしまったのだ。経済的な罰則は、その合法性は考えないにしても、お金を回収するという目的においてはあまりに効力がないのが明らかであり、したがってその目的のために意図されていたとはほとんど考えられず、むしろドイツを脅かして、実行できないものに署名をさせるように設計されており、フランスの一部方面で真剣に支持されているような、ライン地方をドイツ共和国から永遠に切り離すなどという政策の方向への真面目な一歩を脅かして実施する意図ではなかったはずだ。ロンドン会議の深刻な特徴は、部分的にはイギリスがそうした政策のさらなる実施に加担したことにあり、一部は法の適切な実施と処理に関する軽視にあった。

というのも、ヴェルサイユ条約の下では、3都市の占領の合法性はとうてい擁護できないことだったからだ\*11ロイド＝ジョージ氏は下院で擁護を試みたが、論争の後の段階では検察長官もこの論点を実質的に放棄した。

連合国の狙いはドイツに対してパリ決議を受け入れさせることだった。でもドイツがそうした提案の受け入れ拒絶をするのは、ドイツの権利の範疇であって条約違反ではない。というのもこれは条約の範囲外にあるもので、条約に認められていない特徴を含んでおり、だからドイツはそれを受け入れるも拒絶するも自由なのだった。だから連合国として

\*9 『タイムズ』紙、1921年3月8日

\*10 『タイムズ』紙、1921年3月8日

\*11 一、二週間後にドイツ政府はこの行動の合法性に関して国際連盟に公式に提訴を行った。だが私の知る限り国際連盟が何かそれについて行動をしたことはない。

は何か別の口実を見つけることが必要だった。この方面での彼らの努力はおざなりで、戦争犯罪者、武装解除、200億黄金マルク支払いについての漠然とした言及で構成されているだけだった。

200億黄金マルクの支払いでデフォルトしたという糾弾は、明らかにその日付（1921年3月7日）では維持できないものだった。というのも条約によれば、この金額の支払い起源は1921年5月1日であり「賠償委員会が決定する形の分割払いと形態」で支払われることになっていた。そして1921年3月には、賠償委員会はそうした現金支払いを要求していなかった<sup>\*12</sup>。でも戦争犯罪者と武装解除について厳密にはデフォルトがあったとしても（そして条約の当初の規定はあまりに改訂ばかりされていたので、これがどの程度あてはまるかを見極めるのはきわめて難しかった）、罪状について明確に述べるのはこちらの仕事であり、もし罰則で脅すのであれば、そうした罰則を当方の要求に応じられなかったという条件に基づくものとすべきだ。我々は漠然とした非難をする権利はないし、それに基づいて罰則の脅しもかけられない。ドイツがそうした非難と何の関係もないことに同意したのでない限り。3月7日の最期通牒は、条約に変えて、各種要求を奪取するための断続的な力の利用を持ち出した。というのもドイツが条約のどの部分であれ厳密に言えば違反した場合、連合国はどうやら、自分たちが条約の他の部分について好き勝手な改変をして構わないと思っているらしいからだ。

いずれにしても、ライン川を越えてドイツを侵略するのは、条約に照らして合法ではない。この問題は翌月、フランスがルール地方選挙の意図を発表したときに、なおさら重要となった。法的な問題は本章末尾の補論IIで論じた。

## VI. 第二次ロンドン会議 (1921年4月29日—5月5日)

その後二ヶ月は荒れた。制裁はドイツの状況を悪化させたが、ドイツ政府が降伏する様子は一向に得られなかった。3月末に向けて、ドイツ政府はアメリカの介入を求め、新しい対抗案を、アメリカ政府経由で提出した。今回の提案は、率直でありもっと厳密であったことに加え、その月の冒頭にロンドンでジモンズ博士が提出したものより、内容的にも優れていた。主要な条項<sup>\*13</sup>は以下の通り：

1. ドイツの賠償額は現在価値で25億ポンドに固定。
2. この金額のできるだけ多くの部分は、魅力的な条件で提供される国際融資を通じて即座に調達されるべきである。その調達額は連合国に渡され、金利と減債基金についてはドイツが支払いを確約する。
3. ドイツは残額について4%の金利を支払う。
4. 残額についての減債基金は、ドイツの回復度合いを見て変えるものとする。
5. ドイツは上記の支払いの一部として、荒廃地域の実際の再建を連合国の合意できる何かしらの線に沿って実施し、さらに商業船舶については物納する。
6. ドイツは「実施能力上限まで」連合国のアメリカに対する支払い義務を肩代わりする用意がある。

<sup>\*12</sup> 数週間後に賠償委員会は最高評議会の行動を実行に移そうとして、黄金で10億マルク（0.5億ポンド）の支払いを要求した。これはつまり、ライヒスバンクが紙幣発行の裏付けとして持つ黄金準備高の相当部分ということになる。この要求は後に取り下げられた。

<sup>\*13</sup> 全文は補遺5に示した。

## 7. 善意の証明として、5千万ポンドの即金払いを行う。

これをジモンズ博士の最初の提案と比べると、それが少なくとも50%は改善されていることがわかる。というのも、もはや総額25億ポンドから、1921年5月1日以前に支払われたと称する（そして実は空想上の）10億ポンドを差し引くという話がないからだ。もし2.5億ポンドの国際融資を想定し、それについて金利と減債基金で8%の費用がかかるとすれば<sup>\*14</sup>、ドイツの提案は即座に年額1.1億ポンドを支払い、それが後にドイツの経済回復に比例して増額も見込めるというものになる。

アメリカ政府は、最初にこの提案が連合国には受け入れ不可能だと内々に確認してあったので、それを正式に伝えるのを控えた<sup>\*15</sup>。これを受けて、そしてまたこれが直後にロンドン第二回会合にかき消されてしまったこともあったので、このきわめて率直な提案は、本来受けるべき注目を集めることはなかった。これは慎重かつ緻密に構築され、おそらくはドイツが実施できる最大限（いやそれを上回っているかもしれない）のギリギリを示すものだっただろう。

でもすでに述べたように、この提案はほとんど印象に残らなかった。新聞ではほとんど無視され、他のところでもほとんど言及されなかった。というのもロンドンの第1回会議と第2回会議との間の二ヶ月で、きわめて重要な出来事が2つあり、それが状況を目に見えて変えてしまったからだ<sup>\*16</sup>。

その最初のもは、1921年3月に行われたシレジアの住民投票だ。それまでのドイツ賠償金の提案はすべて、上シレジアをドイツが保持し続けられるという条件に基づいていた。そしてこの条件は、住民投票のおかげで連合国が受け入れ不能となってしまったものだった。だがいまや、ドイツは実は国の大半と、場合によっては工業地帯の相当部分も手元におけるように見えた。だがこの結果は、この問題についてのフランスの政策と、他の連合国の政策との鋭い乖離をあらわにしてしまうものでもあった。

第二の出来事は、1921年4月21日にドイツに伝えられた、ヴェルサイユ条約下でのドイツの総債務額に関する賠償委員会の決定だった。連合国の財務大臣たちは、事前に3千億黄金マルクを匂わせていた。パリでの決定のときには、有識者たちは1600-2000億黄金マルクを予想していた<sup>\*17</sup>。そして『平和の経済的帰結』の著者は、最善の予想として1370億黄金マルクという金額にこだわったことで広範な批判を浴びた<sup>\*18</sup>。したがって世間も、さらには政府も、賠償委員会が全員一致で1320億黄金マルク（つまり66億黄金ポンド）という査定額を出したと発表したことで不意を突かれた<sup>\*19</sup>。いまや、ドイツが受け入れないほうが恩知らずだとされた物質的な改善だと喧伝されていたパリの決定は、実はまったくそんなものではなかったことになってしまった。そしてドイツはその時点で、ヴェルサイユ条約自体よりもある面では厳しい条件に同意しなかったことで、自国領土の侵略に苦しむことになってしまった。賠償委員会の決断については、第四章で詳しく検討する。その決断は問題を新しい土俵に乗せ、それがなければロンドン決定はほとんど不可

\*14 このような融資を大規模に行えるかという実行可能性はもちろん、疑問の余地があるところではない。

\*15 ドイツ政府はまた、かわりにアメリカ大統領が決めるどんな金額でも受け入れることを提案したとも報じられた。

\*16 制裁の執行と対案の失敗により、フェーレンバッハ氏とジモンズ博士の内閣はヴィルト博士の内閣に引き継がれた。

\*17 1921年1月26日という段階でも、ドウマー氏は2400億黄金マルクという予想をしている。

\*18 ベルギーへの戦争賠償還金額を除く。

\*19 ベルギーへの戦争賠償還金額を除く。

能だったはずだ。

賠償委員会の決定と1921年5月1日という日の到来は、ヴェルサイユ条約を確定し、絶対的な賠償方式が実施されることになったため、そもそもの疑問を蒸し返すための十分な根拠がもたらされた。ドイツはパリ決定を拒絶した。制裁を持ってしてもドイツは決定を覆さなかった。したがって、条約のレジームが復活することとなった。そして条約の下では、賠償委員会が方式を提案することになっていた。

この状況で、連合国は再び、1921年4月最後の数日にロンドンで会合を開いた。そこでの方式は、実は最高委員会の作業の結果だったが、条約の形式が維持され、賠償委員会はパリから召喚されて、最高委員会の宣告を自分のものとして採用し、実施するよう命じられた。

会合はきわめて厳しい状況で開催された。ブリアン氏は、5月1日にルール地方を占領するつもりだったのだと発表することで、自国内閣をなだめねばならなかった。パリ会議で始まった暴力と違法性の政策は、それがヨーロッパの平和と繁栄にとって、それが見かけほど危険なものにならないようにするため、かなり上辺の口先だけという部分をこれまで常に含んできた。だがいまや、良し悪しを問わず何か確固たるものが、確実に起こりそうな時点にやってきた。ロイド＝ジョージ氏とブリアン氏は、絶壁の縁まで手に手を取り合ってやってきた。ロイド＝ジョージ氏は崖っぷちから下を覗いた。そしてブリアン氏は、眼下の光景の美しさと、その絶壁を下る爽快な気分を讃えてみせた。ロイド＝ジョージ氏は、その習慣である見過ごしという陰気な趣味に徹底的に耽溺してきたので、まちがいなくそこから退くことになるが、同時にブリアン氏の立場にいかにか共感するかを説明することになる。だがブリアン氏は退くだろうか？

会合はこうした雰囲気の中で開催され、過去の原理原則へのこだわりも含めた状況をすべて考えると、結果は全体として、良識の勝利と言えるだろう。これは連合国が、ヴェルサイユ条約の範疇において合法性の道へと立ち戻ったおかげが大きい。この会合でまとめられた新提案は、それが実際に実行可能かどうかはさておき、条約の合法的な展開であり、この点で先の1月におけるパリ決定とは大きくちがっている。ヴェルサイユ条約がいかにまずいものだったにせよ、ロンドン方式は、ヴェルサイユ条約よりさらにひどい政策からの逃げ道を提供してくれた――そのひどい政策とは、軍事力で優位に立っているというだけを根拠とした恣意的な無法性による方針である。

ある意味でロンドンの第二最期通牒は無法なものだった。というのもそれは、ドイツがその条件を拒絶した場合にはルール峡谷を占領するという違法な脅しを含んでいたからだ。だがこれは、ブリアン氏のためのものだった。ブリアン氏の最低条件は、口先だけでも、自分が急いで離れようとしている崖の魅力を利用できる立場になれるというものだったのだ。そして最期通牒は、ヴェルサイユ条約への調印ですでに約束している以外のことをドイツには何も要求しなかった。

このためドイツ政府は、私の判断では、遵守不可能な要求を相変わらず含んではいても、最期通牒を無条件で受け入れたのは正しかった。ドイツはなんだかんだいっても、ヴェルサイユ条約に調印したのだ。新しい方式は、条約による負担に何ら付け加えたわけではないし、穏当な永続的精算は相変わらずもとのまま――先送り――だったにしても、ある意味である最期通牒はそれを和らげたのだった。1921年5月におけるその批准は、条約に準拠したものであり、単にドイツが過去2年にわたって予想する理由のあったことを実行させたにとどまる。即座に――というのはこの先6ヵ月以内に――実行不可能なことをや

れなどとは言われなかった。ヴェルサイユ条約では5月1日が期限となっていた30億ドルという金額を支払うという、不可能は負債は一掃された。そして何よりも、それはルール地方占拠を排除することでヨーロッパの平和を守った。

ドイツには、ドイツが脅しに屈して、自分でできもしないことを不誠実に受け入れるのはまちがっているはずだ、と主張した人々もいた。だがすでに調印した条約の下での合法的な通達を従属的に受け入れるのは、そうした公言にドイツを縛るものではないし、自分たちに実行可能なパフォーマンスの限界として本気で信じるものとしていずれ証明されるものについての、アメリカ大統領経由の最近での通告を撤回する必要はまったく生じない。

だがこうした気分が存在するのというところに、ドイツの主要な困難があった。イギリスでもアメリカでも、ドイツに単に何か行動を行わせるにとどまらず、実際には受け入れていない信念を受諾させることで、ドイツの自尊心にどれほど深い傷を与えたかについては、理解されていない。文明国においては、まちがったことをした人物に無理矢理自白を強制するというのは、その人物の罪を確信している場合ですら通例ではない。異端審問官まがいのやり口で、暴力を使い、自分たち自身が信じているからというだけである身上に対する準拠を無理強いするというのはなおさら野蛮なことだ。だがドイツに対して連合国は、この粗野で危害の大きいやり方を採用したようであり、ドイツ人たちに銃剣を突きつけて、彼らの代表者の口を通して、彼らが事実でないと思っていることを暗唱させるという究極の屈辱を無理強いしたのだ。

だがロンドンの第二最期通牒では、連合国はもはやこうした狂信的な気分にはなく、そうした要件も意図されていなかった。したがって私は当時、ドイツが連合国の通達を受け入れ、それを遵守するよう最善を尽くしてくれればと期待したのだった。これは、新聞が何と言おうと世界のすべてが理性を欠いた不正なものではないのだと信じてのことだった。時は癒し、光を与えてくれると信じてのことだった。そしてヨーロッパとアメリカが、戦争の経済的聖餐を叡智と慈悲をもって実現するためには、まだ少し待つ必要があるとも信じてのことではあった。

## 補論 I: 石炭

石炭の問題は常に賠償にとってかなりの重要性を持っていた。これは一つには(条約における誇張にもかかわらず)それがドイツが重要な支払いを行える一形態だということによるものであり、もう一つはドイツの国内経済に対する石炭配給の反応のせいもある。1921年半ばまで、ドイツの賠償金支払いはほとんどすべて石炭の形を採っていた。そして石炭は、連合国政府とドイツ政府が初めて面と向き合ったスバ会合の主要な議題だった。

ヴェルサイユ条約の条件では、ドイツは月間340万トンの石油を提供することになっていた。『平和の経済的帰結』(pp. 74 - 89)で詳述した理由のため、これは口先の数字でしかなく、実現不可能なものだった。このため1920年第一四半期について、賠償委員会は要求を月間166万トンに引き下げ、第2四半期には月間150万トンに下げた。一方第2四半期にドイツが実際に提供したのは月間77万トンだった。この最後の数字は異様に低いものであり、この頃には石炭は世界中で供給不足の深刻な状態になった。だからスバ石炭協定の主要な狙いは、フランスに対するドイツの石炭供給増加を確保することだった。

会合は石炭確保に成功したが、その条件はドイツにとっても不利なものではなかった。

激しい値切り交渉の末、提供量は1920年8月からの6ヶ月間は月200万トンに固定された。だがドイツ代表は連合国に対して、坑夫たちの食事が改善しないとこの量は供給できないと説得した。これはつまり外国融資ということだ。このため連合国は同意し、ドイツに対して石炭のためにかなりの額を支払うことになった。これにより受けとった金額を使って、ドイツは外国から坑夫たちのために追加の食料を購入することになる。形式的には、こうして支払われた金額の相当部分は融資だった。だがそれは賠償の提供(つまり船舶)の価値の事前支払いとして相殺されたため、実質的にはドイツに対しこうした賠償品の価値の一部を払い戻すに等しかった。この取り決めの下でのドイツの総受け取り現金は\*20、実際には3600億黄金マルクほどとなり\*21、換算すれば提供石炭全体で平均すると、1トンあたりおよそ40シリング(2ポンド)ほどになる。現在はドイツの国内価格は1トンあたり25-30シリングなので、ドイツ政府は外貨で、国内生産者に対して支払わねばならない金額よりはるかに多い金額を、外貨で受けとることになった。月に200万トンという高い数字は、ドイツ国内の輸送業や工業に対する石炭不足を意味する。だが外貨がひどく必要とされていたし、1920年の秋冬におけるドイツ食料プログラムの支払いを行うにあたり、またとない支援だった(そしてまた、戦前からのドイツの負債償還を行うためにも必要だった)。

よい機会なので、その後の石炭供給の経緯を記録しておこう。続く6ヶ月にわたり、ドイツはSPA合意をほとんど達成した。月間200万トンとなっていた供給は、8月には205万5227トン、9月には200万8470トン、10月には228万8049トン、11月には191万2696トン、12月には179万1828トン、1921年1月には167万8675トンだった。1921年1月末に、SPA合意は満期消滅して、それ以来ドイツは対価の支払いや先渡し金なしに石炭供給を続けねばならない。SPA合意の下での累積不足分の埋め合わせとして、賠償委員会は2月と3月については月220万トンを要求し、その後の月もこの量を要求し続けた。だが他の実に多くのことと同様に、この要求も紙の上のことではしかなかった。ドイツはそれを満たすことはできず、次の6ヶ月間の実際の供給は、1921年2月には188万5051トン、3月には141万9654トン、4月には151万0332トン、5月には154万9768トン、6月には145万3761トン、7月には139万9132トンだった。そして賠償委員会は、実際には石炭などほしくはなかったため、この量を黙認した。1921年前半には、実は6ヶ月前とは状況が驚異的な逆転をとげていたのだった。イギリスの石炭ストにもかかわらず、フランスとベルギーはすでに備蓄量を回復し、鉄・鉄鋼貿易の沈滞に苦しんでいたため、石炭があふれてしまうという危険にさらされていた。ドイツが賠償委員会の要求に完全に準拠していても、その受け取り国はもらった石炭をどうしていいかわからなかったはずだ。実際の提供量の下ですら、受けとった石炭の一部は輸出業者に転売され、フランスとベルギーの炭坑夫たちは失業の危険にさらされていた。

アルザス・ロレーヌ、ザール、パラティナテの各地方を除いたドイツの石炭総産出統計は、100万トン単位で以下のようになる。:

\*20 SPA合意の下では(補遺Iを参照)、ドイツは提供した石炭すべてについて1トンあたり5黄金マルクを現金で支払われるはずで、陸路で配送された石炭の場合には、ドイツ国内価格とイギリス輸出価格の差額を「貸す」(つまり賠償支払いの先払いとする)ことが決められた。SPA会議の時点でこの差額は1トンあたりおよそ70シリング(3.5ポンド)だった(100シリング-30シリング)が、この金額は海路で提供される石炭(量は決まっていない)については支払われないことになっていた。連合国が行った先払いの割合は、フランス61%、イギリス24%、ベルギーとイタリアが15%となる。

\*21 この支払いの詳細についてはp.52を参照



表 2.1 ドイツの総石炭産出 (100 万トン)

	1913 年	1917 年	1918 年	1919 年	1920 年	1921 年 (1-9 月)
ドイツ、上シレジア除外	130.19	111.66	109.54	92.76	99.66	76.06
ドイツ、上シレジア含む	173.62	154.41	148.19	117.69	131.35	100.60
1913 と比べた産出 (%)	100.00	88.90	85.40	67.80	75.70	77.20

粗リグナイト生産 (この石炭換算を試みて論争の危険を冒すつもりはない) は、1913 年に 8710 万トンだったのが、1919 年には 9380 万トン、1920 年には 1 億 1160 万トン、1921 年第 1-3 四半期で 9080 万トンに増えた。

スパ合意は、供給された石炭がドイツに計上されるときに価格を律する異常な条件を一時的に抑えるものとなった。だがこの合意が集結したことで、この点に改めて注目する必要がある。ヴェルサイユ条約の下でドイツは、陸路で配送された石炭の場合には「ドイツ国民に提供されるドイツ立坑価格」に、国境までの輸送費を加えた金額が計上される。そして会場で輸出価格により配送された石炭では、輸出価格が計上される。いずれの場合もイギリス輸出価格を上回ってはならないとされる。さて様々な国内事情から、ドイツ政府はドイツ国民向けの立坑価格を世界価格のはるか下に保つのがよろしいと考えた。結果として、賠償石炭の供給に対して、実勢価格よりはるかに低い金額しか計上されないことになった。1921 年 6 月で終わる会計年度で見ると、各種石炭の合法上限価格平均は、およそ 1 トンあたり 270 マルクであり、これは価格に対する 20% の税金を含む<sup>\*22</sup>。これは当時の為替レートで見ると、20 シリング (1 ポンド)、つまり当時のイギリス価格の 1/3 から半分というところだ。1921 年秋におけるマルクの為替レート下落がこの乖離をさらに広げた。というのもドイツの石炭価格は紙マルクでは大幅に引き上げられ、イギリスの石炭価格は暴落したにもかかわらず、為替レートの動きが他の要因を完全に圧倒したために、1921 年 11 月におけるイギリス石炭価格は、ルール地方からの最高の瀝青炭価格の 3.5 倍程度となったのである。だからドイツの製鉄大手は、イギリス生産物と競合するにあたり有利な立場となっただけでなく、ベルギーとフランスの産業も、各国政府がきわめて安い石炭を受けとったことで、人工的に恩恵を受けた。

ドイツ政府はこの問題についていささかジレンマに陥っている。石炭税の引き上げが歳入を増やす最も自明なやり方で、こうした税金は歳入庁の立場からすれば二重にありがたい。というのもそれはそれに対応して、賠償金額の計上分を増やしてくれるからだ。だがその一方で、こうした提案には二つの団体が手を組んで反対する。一つは産業人たちで、彼らは工業のために安い石炭を求める。もう一つは社会主義者たちで、国内のストーブのために安い石炭を求めている。歳入の観点からすると、この税金はおそらく、税率を 20% から 60% に引き上げるのが望ましい。だが政治的な観点からすると、現在で検討できるのは 20% から 30% への引き上げがせいぜいであり、国内消費者向けには有利な別建て価格を設けることになるだろう<sup>\*23</sup>

<sup>\*22</sup> このきわめて価値の高い税金は 1917 年に導入されたもので、1920-21 年度には 410 億マルクの税収をもたらした。

<sup>\*23</sup> ヴィルト博士の第一次政権は、この税金の税率を 30% に引き上げる法案を用意したが、それを一時的に 25% に下げる権限も付加した。30% 税は 92 億マルクの税収をもたらすと推計された。

この機会に、『平和の経済的帰結』で石炭について述べたいいくつかの下りについて、いくつか訂正または増幅を行っておこう。

1. 上シレジアの運命は、『平和の経済的帰結』の石炭に関する結論 (pp. 77 - 84 山形訳 pdf では pp.34-37) に大いに関係がある。私はそこで「ドイツ当局は、多少矛盾した主張として、選挙での得票から判断すると住民の3分の1はポーランド側に、3分の2はドイツ側に投票する、と述べる」と書いた。この予測は事実とほぼ完全に一致したものだ。私はまた、国民投票が私の予想を裏切る結果にならない限り、工業地区はドイツに割り当てられるべきだと述べた。だがフランスの政策を考慮すると、これが実施されるとはまったく思えなかった。したがって私の数字においては、ドイツがこの地域を失うという余地を残した。

この問題を打診された国際連盟の理事会提言に基づく連合国の実際の決断は、すでに手短かに論じたが (pp.9-11、訳注この翻訳では pp.5-6 に相当すると思われる)、工業三角地帯を権利を主張する2ヶ国に分割する。ものだった。プロイセン貿易省の推計によると、上シレジアの石炭総埋蔵量の86%はポーランドに行き、14%がドイツに残された。ドイツは実際の運用では、炭坑の割合が少し大きくなり、現在の石炭生産の64%がポーランドに、36%がドイツに渡る<sup>\*24</sup>

従って、近い将来の上シレジアを除いたドイツの純生産量 (つまり炭坑そのものでの消費を除外) として『平和の経済的帰結』に挙げた1億トンという数字は、いまやドイツが手元に残せる上シレジアの分を含め、(概算で) 1.15億トンに改訂すべきだ。

2. 『平和の経済的帰結』 p.79 脚注 (山形訳 pdf の p.35) における誤解を招く下りをここで訂正しておきたい。そこで私は石炭について「ポーランドの戦前の需要」について語っているが、これは「戦前ポーランドの戦前の年間需要」とすべきだった。ドイツの領土喪失からくる石炭需要低下については本文で考慮しているため、これは大きなまちがいはない。だが実際の脚注は誤解を招くものと受けとられかねないことは認める。同時に党派的な批判者たちが、その問題の脚注で「ポーランド」の前に「戦前の」とつけなかったことにばかりしつこくこだわるのは、『平和の経済的帰結』の全般的な正確さを裏付けるものだとも考える。この問題をめぐってはかなりの文献が積み上がっている。ポーランド国会は1921年1月20日をかけて、この脚注についての議論と愛国的分析を行い、この議論における主要な演説 (ヴィエルズリッキ代表によるもの) を国費により数カ国語で世界中に公刊すべきであるという決議をもって閉会した。私がこれにより意図せずして引き起こしたかもしれないポーランドマルクの減価についてはお詫びするものである。ヴィエルズリッキ氏はこのように始める。「ケインズによる本が登場した……イギリス王室の真珠であり、イギリス人にとっては愛すべき研究対象であるインドについての有名な著作を著した人物である。このインド研究のようなものを通じて、人は名声と高名を勝ち取ることもできる」――これは私としてもいささか破廉恥は話ではある。

<sup>\*24</sup> 同じと右翼は、上シレジアの亜鉛鉱石生産85.6%と、亜鉛溶融作業のすべてがポーランド側に渡ると推計している。これはいささか重要である。というのも戦前の上シレジアは、亜鉛の世界生産の17%を占めていたからだ。同地域の鉄と鋼鉄生産については、63%がポーランドに渡る。私はこうした数字を確認できる立場にはない。一部の当局は、ポーランドに渡る石炭の割合をもっと多いとしている。

そして彼はこのように結論する。「だがイギリスといえど、事実を信じねばならない！そしてケインズの著書は、人道的な精神と、身勝手な利益を超えて立ち上がる必要性についての理解にあふれたものであり、ケインズが実際のデータにより自分がまちがいを冒したと納得したのであれば、そして上シレジアについて国士や政治家たちの考えに混乱をもたらしたと認めるのであれば、彼もまたシレジアの自然の富の発展における能動的な要因として、自身の目で見てもポーランドの友になるべきなのである」。かくも鷹揚にして雄弁な批判者のおかげで、ここに正しい数字を引用できることを喜びとするものである。平和協定により新生ポーランド国家に統合された、かのポーランド領土は、1913年には石炭 19,445,000 トンを消費し、そのうち 8,989,000 トンは域内で生産されたものであり、7,370,000 トンは上シレジアから輸入されたものである（上シレジアでのその年の総生産量は 43,800,000 トン）<sup>\*25</sup>。シレジアの住民投票は、その前にもその後にも、両陣営による大量のプロパガンダ主義的文献が伴っていた。ここでの経済的問題については、ポーランド側では特に Wierzlicki, *The Truth about Upper Silesia*; Olszewski, *Upper Silesia, Her Influence on the Solvability and on the Economic Life of Germany*、および *The Economic Value of Upper Silesia for Poland and Germany respectively* を参照。またドイツ側では Sidney Osborne, *The Upper Silesian Question and Germany's Coal Problem; The Problem of Upper Silesia*（多くの著者による論文集で、ドイツ側の論者ばかりではなく、優れた地図を含む。Sidney Osborne 編）、Schulz - Gavernitz 教授による各種パンフレット、ブレスラフ商工会議所が頒布している各種文書を参照。

3. ドイツの賠償石炭供給能力に関する私の見解は、リグナイトや褐炭埋蔵量をもっと積極的に採掘することでドイツが得られるはずの補償について十分に考慮していないとして、一部の批判を買った<sup>\*26</sup>。この批判はかなり不当なものだ。というのも私は世間の論争の中でまっ先にリグナイトの問題を指摘した人物なのであり、また当初からこの問題については専門知識を持っていないことについて慎重に指摘してきたからだ<sup>\*27</sup>。それでも、各種の対立する専門家の見解から見て、この問題をどれほど重要視すべきか、私は未だに確信できずにいる。停戦協定以来、産出額は激増し、1921年前版の生産量は1913年より36%高くなっている<sup>\*28</sup>。石炭の深刻な不足から考えて、この産出は、状況を改善するために重要な支援となったはずだ。埋蔵リグナイトは地表近くにあり、その生産には大した資本も機械設備も必要ない。だがリグナイト練炭が石炭の代わりになるのはごく限られた用途の場合でしかなく、これ以上の大規模な採掘拡張が経済的に実現可能かどうかについては、証拠が入り乱

<sup>\*25</sup> これはポーランド当局に基づく数字である。だが現存するどの国家にも含まれていない地域について、戦前の正確な数字を得るのは困難だ。そしてこの合計値は、W・ショッテ博士に詳細に疑問視されている。

<sup>\*26</sup> たとえば『タイムズ』紙におけるブレニア氏との論争を参照。

<sup>\*27</sup> 『平和の経済的帰結』p.84n（山形訳 pdf では p.37n41）私は以下のように書いた：「読者は特に、上の計算がドイツのリグナイト生産をまったく考慮していないことに留意してほしい。（中略）私は石炭の損失がどこまでリグナイトの利用拡大や、現在の使用方法を経済化して埋め合わせられるのか明言できる能力はない。だが一部の専門家は、ドイツは石炭の損失に対し、リグナイト埋蔵量にもっと注目することで、かなり相殺できると信じている。」

<sup>\*28</sup> つまり 1921年半ばの生産量は、年産およそ 1.2 億トン程度だった。当時、石炭の法的な上限価格は 1 トンあたり 30 紙トン（つまり 5 シリング以下）だった。だからこの産出に対する金銭的に見た全国的な利潤は、大した金額であったはずはない。

れている\*<sup>29</sup>。

粗リグナイトを練炭化するプロセスはおそらくは無駄の多いもので、大規模生産を目指して新規に工場を作る価値があるかは疑問だ。一部の専門家は、リグナイトの真の未来と、ドイツの将来の富の一部としてそれが持つ価値は、濃縮手法の改善次第だと述べる(その各種用途における主要な障害は水野含有量が高いことにあるからだ)。それが実現されれば、その中に眠る各種の油分、アンモニア、ベンジンなどが商業利用のために抽出出来るようになるのだ。

確かに、リグナイトの将来可能性は見すごしてはならない。だが現在は、しばらく前の酸化カリウムの場合と同じように、ドイツの富生産能力における決定的要因として、その重要性を誇張する傾向が見られるのである。

## 補論 II: ライン川東部のドイツ占領の合法性

1920年と1921年は、フランス軍によるドイツのライン川東部への遠征と遠征の脅しだけだった。1920年3月にフランスは、連合国の承認もなしにフランクフォルトとダルムシュタットを占領した。1920年7月には連合国全体によるドイツ侵略の脅しのおかげで、スパ合意を強制できた。1921年3月にも似たような脅しが行われたが、パリ決議への合意を確保するには失敗し、デュイスベルク、ルールオルト、デュッセルドルフがこのために占拠された。ロンドン第2最期通牒が受け入れられたために、当初の占領の理由が消え去ったあとも、フランスは連合国の反対を押し切ってこの占領を続け、上シレジア問題が解決しない限りはこの占領を維持するに如くは無しというのがマーシャル・フォッホの見解であると言いつのつた\*<sup>30</sup>1921年4月にフランス政府はルール地方占領の意図を発表したが、他の連合国からの圧力により、その実施は妨げられた。1921年5月、ロンドン第2最期通牒がルール峡谷を占領するという脅しにより首尾良く強制された。こうして、わずか1年強の間に、ライン川を超えたドイツの侵略が五回も脅しで持ち出され、2回実施されたわけだ。

われわれはドイツと和平を結んだはずであり、平和時の国の侵略は、侵略される側の国が抵抗できない立場にあるときでも、違法行為だ。われわれはまた、そうした行為を避けるという国際連盟への準拠に縛られている。だがこうした行為が、何やらヴェルサイユ条約の下では、ドイツがその条約のどこかについて厳密に言えば違反している時には容認されるのであるというのがフランスの腹づもりであり、そして時にはどうやらイギリス政府の見立てでもあるようだ。だがヴェルサイユ条約の一部はそもそも遵守不可能なもので、これはそうした行為が常時容認されていると言うに等しい。特にフランス政府は1921年4月に、ドイツが手渡せるような物理資産を保有する限り、ドイツは賠償について自発的な違反状態にあるのであって、そしてドイツが自発的に違反しているなら、どの連合国

\*<sup>29</sup> 生産量増加を確保するために増やされた炭坑夫の数は、生産量比例をはるかに上回るものだった。つまり1913年には5万9000人だったのが、1921年前半には17万1000人だった、結果としてリグナイト生産費用は石炭よりずっと急速に上がった。また熱量的に見て、リグナイトは重量当たりで石炭よりはるかに劣る(練炭化した場合でも)。したがって石炭と競合できるのは、炭坑の近隣の限られた地域で、有利な輸送費の支援を受けた場合だけとなる。

\*<sup>30</sup> 1921年8月のパリ会議でカーゾン卿は、フランスにこの違法な占領をあきらめるよう説得しようとしたが失敗した。通称「経済制裁」は1921年10月1日に停止された。上の口実二つがいまや消えたのに、占領はなおも続いている。

も戦争行為の罪を問われることなく、ドイツ領を侵略して蹂躪してよいのだと主張した。それに先立つ数ヶ月、連合国は全体として、賠償章を除く条約の条項への違反もまた侵略を正当化するのだと論じた。

合法性に対して示された敬意はいまやきわめて小さいとはいえ、ヴェルサイユ条約の下での法的な立場はやはり厳密な検討を行う価値がある。

ヴェルサイユ条約は明示的に、賠償章にドイツが違反した場合の対応を定めている。他の章への違反についての特別な規定はなく、したがってそうした違反は、他のあらゆる条約への違反とまったく同じ立場にある。このため私は、賠償についての違反と、それ以外の違反について別々に論じよう。

賠償章の付属部分の 17 条と 18 条は以下の通りである：

- (17) 本条約のこの部分についてのあらゆる責務の実施にドイツが違反した場合には、委員会は利権を持つ列強のそれぞれに対してその違反を通達し、そうした違反の結果として採られるべき行動として必要と考えるものについて提言を行うものとする。
- (18) 連合国と同盟列強がドイツによる自発的な違反の際に採用する権利を持つ手法で、ドイツが戦争行為とは見なさないことに合意するものとしては、経済・金融的な禁止措置は報復、およびそれぞれの政府がその状況に応じて必要と定める他の手段を一般的に含める。

また条約の 430 条には、ドイツが賠償についての責務を満了し損ねた場合には、占領地域のうち撤退したどの部分についても再占領してよいという規定がある。

フランス政府はその主張の根拠を 18 条の「およびそれぞれの政府がその状況に応じて必要と定める他の手段を一般的に含める」の部分に置き、この条項が自分たちに完全な自由を与えてくれるのだと論じている。だがこの文章を全体として見れば、同類規定の原則に基づき、ここで考慮されている他の手段というのも、経済および金融的な報復の性質を持つものだという解釈を支持するものだ。この見方は、条約の残りの部分がドイツ領土占領の権利をきわめて狭く正弦しているという事実裏付けられる。これはタルデュー氏の書籍が示す通り、平和会議においてフランスと他の国々との間で鋭い見解の相違点となっていたものだ。ライン川右岸の領土を占領するような規定はない。そして違反の場合の占領規定として唯一挙げられているのは、430 条に含まれるものしかない。この条項は、違反の場合に左岸の再占領を行う余地を与えるものだが、もしフランスの見方が正しいのであれば、まったく無意味で役立たずだっただろう。実際、ドイツが条約のあらゆる条文を一字一句遵守していないことを根拠に、今後 30 年のいつ何時であれどの連合国でもドイツのどの部分を占領してかまわないのだという理屈は、それ自体としてまったく筋が通らないものだ。

だがいずれにいしても、賠償章の付属 II の 17 条と 18 条は、賠償委員会が規定の手続きを踏んでからのみ機能するものである。賠償委員会は、利害を持つ列強のそれぞれ、おそらくはアメリカを含む各国に違反の通知を送らねばならない。違反が自発的なものなら――これを判断するのがだれかについては規定がない――やっと問題の規定が動き出す。連合国のうちたった 1 ヶ国による孤立した行動を正当化するものは、ここにはない。そして実際、賠償委員会はいまのところ、この手続きを開始したこともない。

これに対し、ドイツが条約の他の章に違反したとされるのであれば、連合国は国際連盟

に訴え出るしか対処方法を持たない。そして彼らは国連憲章第 17 条を持ち出すはずだ。これは国際連盟の加盟国と非加盟国の紛争の場合を規定した条項となる。これはつまり、上に述べた賠償委員会による手続き以外には、ヴェルサイユ条約の違反または違反とされるものは、まさに平和時の主権国 2 ヶ国間の条約違反とまさに同じ立場にあるということだ。

第 17 条によると、国際連盟加盟国と、連盟非加盟国との間の紛争においては、後者は「こうした紛争のために連盟加盟の負担を受け入れるよう招かれる。その負担は理事会が公正と見なす条件に基づくものとする。もしそうした招聘が受け入れられたら、12-16 条のすべての規定に、理事会が必要と見なした改訂を加えたものが適用される。こうした招聘が行われたら、評議会は即座に紛争の状況についての調査を実施し、その状況に応じて最善かつもっとも有効な対応を提言する」

12-16 条は他のことに加え、「条約の解釈をめぐる紛争、国際法のあらゆる問題、もし確認された場合には国際的責務の違反を構築するような事実すべての存在、あるいはそうした違反に対して行われるべき賠償の規模と性質」すべてについて仲裁の規定を持つ。

したがって連合国は、ヴェルサイユ条約および国際連盟検証の調印国として、ドイツによる条約違反または違反とされるものの場合でも、上述のとおりバイ小委員会に与えられた権限の下でか、あるいは国連憲章第 17 条の下で以外の対処はまったく許されていない。彼らがそれ以外のどんな行動を行った場合でも、それは違法となる。

いずれにしても、国際連盟の理事会は憲章第 17 条に基づき、ドイツと連合国の間に紛争があった場合には、そうした紛争のために加盟の負担を受け入れるようドイツを招聘するのが義務であり、即座に紛争の状況についての調査を開始しなければならない。

私見では、1921 年 3 月にドイツ政府が国際連盟理事会に対して申し立てた抗議は、正しい主張だった。だが賠償法案に年金を含めたのと同様、われわれは国家間の違法性に対する糾弾の蓄えをすべて、他国が悪いときのためだけに温存しておくのだ。これに反対するのは「人間的要因」を見すごすことであり、したがってまちがっていて愚かしいのである、と私は告げられた。

## 第 3 章

# ロンドン調停案の負担

1921 年 5 月に連合列強からドイツに伝えられ、数日後に受諾された賠償金の決着は、ドイツがその後 2 世代にわたり負債を解消するための、条約下での決定的な方式を述べたものだ\*1。これは長続きはしないだろう。だがこれが現時点での決まり事なのであり、したがって検討に値する\*2。

決着は三つの部分に分かれ、(1) 債券提供の規定 (2) ベルリンに保証委員会を設置する規定 (3) 現金類での実際の支払いに関する規定 が定められている。

1. **債券提供** - これらの規定は、条約そのものにも存在する類似規定の最新の変種となる。連合国の財務大臣たちは、ドイツ債務の資本金額の一部は、将来の賠償金支払いを担保とした債券を民間投資家に売却することで得られると言って、己を (そして有権者たちを) 元気づけていた。このため、ドイツは譲渡可能な債券を発行する必要があった。この債券はドイツに何ら**追加**の負担を強いるものではない。単に他の条項のもとで、ドイツが賠償委員会に対して毎年支払うはずの金額の受益権を構成する文書にすぎない。

こうした債券を売り出すことで連合国が得る利点は明らかだ。債券を売りさばけたら、ドイツのデフォルトリスクを他人に押しつけられる。ドイツがデフォルトしなければ、世界中の大量の人々に利益を与えることになる。そして各国財政の必要性が求める実際の現金を確保することになる。だが希望ははかないものだ。ついに本当の清算が行われたら、ドイツ政府としては世界的な彼らの最低支払い能力推計の範囲に十分おさまるくらい少額の国際的な債券を売り出すことはできるかもしれない。だが世界に愚かな投資家は確かにいるが、この瞬間にこうした巨額の融資ラインを飲み込むほど愚かしい投資家がそんなにたくさんいると信じるのは甘い。現時点で、フランスがニューヨーク市場で慎ましい金額の債権を発行するのに、10% くらいの金利が必要だ。提案されているドイツ債券は、金利 5% に 1% の減債基金が必要だから、元金償還を含めて 10% のイールドを出すには、価格を 57 にまで引き下げねばならない。したがって、その国債を額面価格の半額以上で売り出せると思うのはあまりに楽観的だ。それでも世界は、現在の貯蓄の大した割合をそこに投資する見込みがあまり高くはないので、以下に示した A 格の債券の総量ですら、この価格では売りさばけない。さらに売り出される債権の元利償還は、ドイツの支払い能力に対する期待の**最低限**に収まっているので (当然そうでなければならない)、この債権を売り

\*1 前文によればその清算は「ヴェルサイユ条約 233 条に従う」とされている。この条文は、支払い方式は 30 年以内に債務の支払いを終えるものとし、その時期の終わりに未払いの残額は「延期される」か「他の形で対処される」と述べる。だが実際の決着では、当初の 30 年に限定する規定は無視された

\*2 実際の条文はその全文が、補遺 VII に掲載されている。

さばく連合国に対する財務的な影響は、問題の金利で自分が借り入れを行う場合とほとんど変わらない。したがって、そうした連合国の中でも、債券格付けがドイツに劣る国の場合を除けば、自分で借り入れを行う場合に比した優位性は大したものにはならない<sup>\*3</sup>。

したがって、債券に関連する詳細はあまり機能するようには見えず、さほど深刻に考える必要もなさそうだ。これは実は平和会議の日々におけるポーズの遺物でしかない。手短かに言うと、取り決めは以下の通りだ。

ドイツはA格国債を120億黄金マルク(6億黄金ポンド)、B格国債を380億(19億黄金ポンド)、暫定的に820億(41億黄金ポンド)と推計される残りの負債をC格国債で提供しなくてはならない。すべての国債は利率5%と累積減債基金1%を持つ。シリーズA,B,Cの償還は、それぞれ使える基金に対する第一位、第二位、第3位の受益権をそれぞれ構成する。A格債は賠償委員会に対して1921年5月1日を発行日として発行され、B国債は1921年11月1日だが、C格国債は賠償委員会が、ドイツの行っている支払いが新しい生産の下で、償還を行うのに十分だと見なさない限り発行されない(そしてそれまで利息はつかない)。

A国債の償還は年額36百万ポンド(黄金)となり、ドイツの支払い能力に十分収まるし、B格債の償還は年114百万ポンド(黄金)で、両者の合計は年1.5億ポンドとなり、これは実施可能なものについて私の予想を上回る金額だが、一部の尊敬すべき意見を持つ独立専門家が推計した、ドイツの予想支払い能力を超えるものではない。またA国債とB国債の額面合計(25億黄金ポンド)はドイツ政府が(アメリカに提出した逆提案の中で)合意した、彼らの総負債査定額の数字に対応していることもわかるだろう。おそらく遅かれ早かれ、C国債はどのみち延期されるだけでなく、中止される可能性が高い。

**2. 保証委員会** - この新しい機関は、ベルリンに常駐するもので、形式面でも地位の上でも賠償委員会の下位委員会となる。その委員は、賠償委員に席を連ねる連合国代表であり、もしアメリカが指名に同意すれば同国代表も加わる<sup>\*4</sup>。この委員会には、ドイツの金融システムの全般的なコントロールと感得のため、平和条約が賠償委員会に与えた各種の広範で茫漠とした権限が与えられている。だがその明確な機能は、実務面でも細部においても、いまだにはっきりしない。

その創設文書によると、同委員会は困難で危険な役割に乗り出しかねない。この委員会名義の口座が開かれ、そこに黄金や外貨でドイツの関税収入、全輸出金額の26%、賠償金支払いの「保証」として割り当てられる他の各種税金の歳入が振り込まれる。こうした受取金は、黄金や外貨で計上されるのではなく、主に紙マルクで計上される。もし同委員会がこうした紙マルクと外貨との為替を規制しようとするなら、それは実質的にドイツの外国為替政策にも責任を負うことになる。だがこれは、手を出さないほうがずっと堅実だ。そうでなければ、ドイツが外貨で支払いをすると約束している他の条項に対して、この「保証」がいったい何を本当に付け加えてくれるのか理解困難だ。

保証委員会の唯一の実際的で有用な役割は、ベルリンでの賠償委員会の事務所となることではないかと私はにらんでいる。これは確かにきわめて必要な出店となる。そして「保

<sup>\*3</sup> 連合国の中で単一の国(たとえばポルトガル)がドイツ国債の自分の持ち分を受けとって、それを得られる最高価格で売りさばくのは、有能とは言えない。ヴェルサイユ条約第VIII部 付属II 13(b)によれば、こうした債券の売却をめぐる問題は、賠償委員会の全員一致の決議をもってのみ決着されるとなっている。

<sup>\*4</sup> この委員会は、債券のうち彼らがの代表を正当化するに十分な割合が中立の株式市場で売りさばかれたときには、中立国から3人の代表を編入することになっている。



証」に関する条項は、またもや形ばかりでしかないようだ。これはこうした合意のすべてにおいて、政治的な必要性が財務的な必要性とからんで生じたものだ。特にフランスでは、「保証」についてあれこれ取り沙汰するのが通例だが、それはどうやら、不可能なことが起こることを保証する何らかの仕掛けということが意味されているらしい。「保証」は「制裁」とはちがう。ブリアン氏がロンドン第2会議で弱腰だと責められ、フランスの「本当の保証」を蜂起したと糾弾されたとき、こうした条項は彼が、そうした非難を決然とはねつけられるようにする。彼はロンドン第2会議が保証委員会を設立したばかりか、ドイツ関税という新しい追加の保証も確保したのだと指摘できる。こう言われてはグウの音も出ない！\*5

3. 現金類での支払い条項 - 国債や保証は、道具とおまじないでしかない。いまやわれわれは、調停の実の部分にやってきた。支払いの規定条項だ。

ドイツは毎年、総負債が消えるまで以下を支払うことになっている。

- 20 億黄金マルク\*6
- 総輸出の 26% 相当額、あるいはドイツが提案し委員会が認めた他の指標に基づき固定された相当額

(1) は毎年 1/15、4/15、7/15、10/15 の四半期毎に支払われることになっている。(2) は毎年 2/15、5/15、8/15、11/15 の四半期毎に支払われることになっている。

この金額は、ドイツ輸出の将来価値についてのどんなまともな推計から見ても、条約で当初要求されていた金額より目に見えて少ない。ヴェルサイユ条約の下でのドイツの総負債は 1380 億黄金マルクだ(対ベルギーの負債を含む)。利息 5% で減債基金 1% だと、年間利払いは 82.8 億黄金マルクだ。この新しい仕組みの下だと、ドイツ輸出の年間価値がこれを支払える水準に上がるためには、ドイツ輸出は 240 億黄金マルクというあり得ない数字に増えねばならない。以下に見る通り、新しい調停案で考えられる負担は、ここしばらくはおそらく条約で決めたものの半分強がせいぜいだ。

別の重要な点でも、ヴェルサイユ条約の要求は大幅に減らされている。条約では、初期の数年でドイツが金利を支えなかった分の名目債務が、複利で累積するという押し潰されそうな条項があった\*7。新しい仕組みにはそんな条項はない。C 格国債は、ドイツからの受取額がその利払いに足りる金額になるまでは無利息だ。そして利息に関する唯一の規定は、受取額で余剰が出た場合の単利での支払いについてのものだけだ。

この調停がどれほど大きな進歩になっているかを理解するためには、さほど遠からぬ過去に主流だった発想に思いを馳せることが必要だ。以下の表は、元本と年次支払い額を同じ土俵にのせて比較できるように、元本の推計は、その金額に対する 6% の年次支払いで

\*5 そしてフォルジョー氏のような代議士に対しては、これが本当に適切な反論となる。もし党派人や子供がバカげた有害なモノを欲しがったら、その人に理解できない説明をするよりも、代わりにバカげた無害なモノを与えておくほうがいい。これは政治家や保母さんの伝統的な知恵というものだ。

\*6 ドイツの負債はすべて黄金マルクで固定されている。黄金のポンド価値は、ざっと言えばドルとポンドの為替レートの変動に伴って変わる。以下の表は黄金マルクをポンドに換算するのに便利だ：

ドル英ポンド為替レート	2000 黄金マルクのポンド価値
4.52	£110
4.14	£120
3.82	£130
3.55	£140

\*7 この条項の影響については『平和の経済的帰結』pp.152-154 (山形訳 pdf の p.63) で論じた。

置きかえられている。

表 3.1 ドイツ負債の推計値

推計の出所	年間支払額換算 (10億黄金マルク)
1. カンリフ卿と1918年英総選挙での数字 *1	28.8
2. フランス会議所でのクロツツ氏の予測、1919年9月5日	18
3. 賠償委員会の推計、1921年4月	8.28
4. ロンドン清算、1921年5月	4.6*2

\*1 Baruch, *The Making of the Reparation and Economic Sections of the Treaty*, p.46

及び Lamont, *What Really Happened at Paris*, p.275 と比べよう。

\*2 100億マルクの輸出を想定した数字だが、これは1920年実績の2倍。

『平和の経済的帰結』(1919)での推計額、つまり20億は、クロツツ氏の180億という数字に近かった。タルデュー氏は、平和会議が条約内に絶対金額を入れられるか検討していたときに、アメリカ代表にかけられた圧力に対する妥協として英仏首相たちが受け入れられる最低金額が、年支払い額108億に対応するのがこれだという\*8。これは2年後に圧力(それもアメリカの圧力ではなく、事実の圧力)を受けて彼らが受け入れた金額の2.5倍近くである。

ロンドン調停にはもう一つ、穏健な意見から見て都合な特徴がある。支払いの日程は、初年度におけるドイツの負担を減らすようになっているのだ。賠償年度は、毎年5月1日から翌年4月30日まで続く。だが1921年5月1日から1922年4月30日までの期間では、輸出の一部という点では四半期支払いが4回ではなく2回しか支払期日を迎えないのだ。

したがってこの調停が、それ自体としては以前のものに比べて実に穏健なので、本物の永続的な解決策として各方面から承認されて、広く受け入れられたのも当然だろう。だが平和を維持し、ゆとりを提供して、バカげた期待から移行するにあたってのとりあえずの重要性にもかかわらず、これは永続的な解決策には成り得ない。それに先立つものすべてと同様に、これは一時的な手段にすぎず、まちがいがなく改訂が必要になる。

総負担を計算するには、ドイツ輸出品の価値を推計しなければならない。1920年の輸出は50億黄金マルク程度だった。1921年にその金額は増えるが、黄金価格が以前の三分の二以下に下がるのに相殺されてしまうから、1921年5月1日からの1年についてのとりあえずの予測としては40-50億黄金マルクというのが高めの数字になるはずだ\*9。もちろん、それ移行の都市について厳密な推計を行うのは不可能だ。数字はドイツの復興だけでなく、国際貿易の全般的な状況にもよるし、それ以上に特に黄金価格の水準にもよる\*10。

\*8 *The Truth about the Treaty*, p.305

\*9 1921年5-10月の6ヶ月間の輸出は、400億紙マルクと推計されていた(おそらく石炭など物納による連合国への支払いは除外したものだ)。これに対して輸入は530億紙マルクだった。月間輸出額をその月の平均為替レートで黄金マルクに換算すれば、6ヶ月の輸出は18.65億黄金マルクほどになる。つまり年額40億黄金マルクの赤字に相当する金額だ。

\*10 『平和の経済的帰結』p.189には、推計は執筆時点のお金の価値とあまり差のない価値にもとづいているとはっきり想定を述べた。その後、物価は上がってまた下がった。同じ前置きが今回の推計についても必要だ。ドイツの債務金額を長期にわたり固定するにあたって、支払期間のお金の価値変動に対応した実質負担を調整するような何らかの条項があるほうが、実務上はよかっただろう。

今後 2-3 年にわたり、もしとにかく何か推計があるというのであれば、私の判断としては 60-100 億というのがせいぜいだろう。

輸出 60 億黄金マルクに対して 26% なら、支払いは 15 億黄金マルクとなり、固定年間支払額は 20 億マルクなので、合計 35 億マルクとなる。輸出が 100 億マルクに増えれば、対応する金額は 45 億マルクとなる。近い将来についての支払い額の表を p.29 に示す。数字はすべて 10 億黄金マルクで示した。1922 年 5 月 1 日以降の支払いの場合、私は輸出額が 60 億の場合と 100 億の場合をそれぞれ示した。

この金額すべてを現金で支払う必要はないし、物納分の価値も負債を減らすものとしてドイツに計上される。この分は年間 12-14 億黄金マルクと推計されている。結果は主に以下に依存する。(1) 石炭提供の量と価格、(2) 荒廃地域復興に必要とされる材料の供給についてドイツに求められるものを巡る独仏の交渉の成功度合い。石炭提供の価値は、p.19 ですでに論じた要因に左右され、石炭の価格は主にドイツ国内価格に支配される。トンあたり 20 黄金マルクで月間 200 万トンの提供を想定すると(どちらの数字も近い将来に超えられることはおろか、達成されることもなさそうだが)、石炭は 4.8 億黄金マルクの返済分となる。ルシェール＝ラテナウ合意<sup>\*11</sup>では、フランスへの石炭を含む物納は、今後 5 年について年間 14 億黄金マルクに達する可能性があるとされている。フランスが、4 億黄金マルクを石炭で受けとれば、賠償金額としてそのうち計上されるのは 35% にとどまる。これが実現したら、総物納額は 10 億に近づくかもしれない。だが各種の政治経済的理由から、この数字は実現されそうにないし、年間 7.5 億でも石炭や再建物資で実現されたら、これはきわめて満足のいく結果と見なされるはずだ。

	1921-22 年 (輸出 40 億)	1922-23 年以降 (輸出 60 億)	1922-23 年以降 (輸出 100 億)
5/25 -		.39	.65
7/15		.50	.50
8/15  ——>	1.00	.39	.65
10/15 -		.50	.50
11/15	.26	.39	.65
1/15	.50	.50	.50
2/15	.26	.39	.65
4/15	.50	.50	.50
合計	2.52	3.56	4.60
ポンド換算			
(\$1=4 黄金マルク *1)	1.5 億	2.21 億	2.86 億

\*11 これは丸めた数字であり、ドル為替レート予測ではない。必要な補正は、実際の為替レートの推移に応じて、p.27 の表を参照すれば行える。

さて支払いは、1921 年の間は克服できない困難を与えないように取り決められていた。1921 年 8 月 31 日支払い分(これはドイツ自身が、1921 年 4 月の対抗提案で即時支払い額として提示したものを超えていない)はきちんと支払われた。一部は先の 5 月 1 日までに蓄積された対外収支から、一部は外国為替市場で紙マルクを販売したことで、一部は国

\*11 補論 III を参照。

際銀行団からの一時融資からきている。1921年11月15日の支払い分は、1921年5月1日以前の石炭などの物納価値でまかなわれた。1月15日と2月15日の支払いですら、さらなる物納、一時融資、そしてドイツ政府が手を出せるならドイツ産業家の外国資産でまかなえるかもしれない。だが1922年4月15日の支払いはもっとむずかしくなるだろう。それなのに、5月15日、7月15日、8月15日とさらなる支払いがすばやく続くのだ。1922年2月から8月のどこかで、ドイツはどうしてもデフォルトに陥るしかない。これが私たちの息継ぎ期間の限界となる\*12。

これはドイツが当期の収入に頼って支払いをしなければならない限り（長期的にはそれしかない）、ということだ。もし反復性のない資本的なリソースが手に入るなら、それに応じて上の結論も改訂が必要となる。ドイツにはいまだに触れられていない重要な資本資産がある——いまや敵国に差し押さえられた国民財産——アメリカが管財人となっている財産であり、その価値は10億黄金マルクをかなり上回るはずだ。これが直接的にせよ間接的にせよ、賠償に使えるようになれば、デフォルトはそれに応じて先送りとなる\*13。同様に、ドイツに対する外国融資が大規模に提供されたり、ライヒスバンクの黄金を担保とした銀行家による三ヶ月の融資ですら、長期的にはどれほど役立たずでも、デフォルトの日を多少は遅らせることになる。

この結論に到達するにあたり、問題を三つの観点から検討できる：(1) ドイツ以外への支払いの問題、つまり輸出と貿易収支の問題；(2) 課税により支払い額を捻出擦る問題、つまり国の予算の問題；(3) ドイツ国民所得に対して要求される金額の割合。これを順番に見てゆくと、ドイツが近未来に何をしようかという期待されているかの問題だけに専念し、ずっと先の仮想的な状況でドイツが何をしようかという問題には触れない。

(1) ドイツが外国に支払いできるようにするためには、輸出できるだけでなく、輸入より輸出が多くなくてはならない。数字が丸一年分揃った最新の年である1920年だと、貿易黒字どころか赤字が出ており、輸出が50億黄金マルクなのに、輸入は54億になっていた。いまのところ出ている1921年の数字は、マシになるどころかさらに悪化している。ドイツが莫大な輸出をしていて、それが増え続けているというおとぎ話はあまりに広まっているので、1921年5-10月の6ヶ月間の数字を黄金マルクに換算したものを挙げておくと役に立つだろう：

この6ヶ月間について言うと、ドイツは10億黄金マルクの支払いに輸出額の26%つまり4.848億黄金マルクを支払わねばならないので、合計14.848億黄金マルクを支払わねばならない。これはドイツの総輸出額の8割ほどに相当する。だが賠償支払い以外にも、ドイツは外国貿易で赤字を出していて、年額にして10億黄金マルク以上となる。ドイツの輸入の大半は、工業か国の食料供給のために必要なものだ。だからたとえば60億の輸

\*12 私はこの予測を1921年8月に発表した。本書が印刷機に回ろうとしている現在、ドイツ政府は賠償委員会に、外国融資確保の試みに失敗したので、物納分以外は、1922年1月と2月については1.5億か2億黄金マルクしか用意できないと伝えている（1921年12月15日）。

\*13 アメリカは1920年1月10日時点でドイツ国民が保有し、アメリカの両道や植民地や保有地内にあるすべての保有物、権利、利権を保持し、売却する権利を持つ。こうした売却益は「同国の法と規定に基づき」アメリカが好きにできる。これはつまり、同国アメリカ議会が憲法の制約の範囲で空きにできるということであり、以下の三つの方法のどれでも適用され得る。(1) 問題の資産は元のドイツ人保有者に返される。(2) ドイツ領土内にあるアメリカ国民の所有する財産、権利、利権、あるいは彼らに対するドイツ国民の借金、あるいはアメリカが参戦してからのドイツ政府の行動から発生した受益権、さらにアメリカが交戦していたドイツ同盟国についての似たようなアメリカの受益権に対する受益権主張を相殺するものとして適用、(3) 賠償委員会に提供してドイツに計上する。

1921年	(100万紙マルク)		(100万黄金マルク)* <sup>1</sup>		
	輸入	輸出	輸入	輸出	貿易黒字
5月	5,487	4,512	374.4	307.9	66.5
6月	6,409	5,433	388.8	329.7	59.1
7月	7,580	6,208	413.7	338.7	75.0
8月	9,418	6,684	477.2	334.8	142.4
9月	10,668	7,519	436.6	307.7	128.9
10月* <sup>2</sup>	13,900	9,700	352.6	246.0	106.6
6ヶ月合計	53,462	40,056	2443.3	1864.8	578.5

\*1 紙マルクから黄金マルクへの換算は以下の通り：100 黄金マルクあたり紙マルクは

5月：1465.5、6月：1647.9、7月：1832、8月：1996.4、9月：2443.2、10月：3942.6

\*2 暫定値

出では、35億の黒字を出すほど輸入を削減することはできないが。賠償支払い額を満たすにはこれを達成しなくてはならない。だが輸出が100億に増えたら、賠償支払い額は46億になる。だからドイツは、支払い額を満たすためには輸出の黄金価値を、1920年と1921年の二倍にしつつ、輸出は一切増やしてはならない。

時間と圧倒的なやる気さえあって、連合国がドイツの輸出産業に積極的に支援するなら、これが決して不可能だとは言わない。だが実際にも問題が置かれた状況で、これが実行可能とか起こり得るとか思う人がいるだろうか？そしてドイツが成功したら、この莫大な輸出拡大は、それに見合う輸入もない状態で、われわれの製造業者たちからはドイツの圧倒的な罪状だと見なされまいだろうか？これが1921年のロンドン調停の下でも言えるということは、1918年のイギリス総選挙で掲げられた、この六倍もの数字がどれほどとんでもないバカげたものだったかをよく示している。

(2) 次に財政予算の問題がある。賠償支払いはドイツ政府の負債であり、課税でまかなわれねばならない。この時点で、黄金マルクと神マルクとの関係について想定を導入しなくてはならない。というのも負債は黄金マルク建てで固定されているが、歳入（少なくともその大半）は紙マルクの形で徴収されているからだ。両者の関係はきわめて変動が激しく、紙マルクをアメリカ黄金ドル建てで見た為替価値で測るのがいちばんいい。この変動は、長期よりは短期のほうが重要となる。というのも長期的には、ドイツのあらゆる価値は、税収も含め、ドイツの措置における紙マルクの価値の増価または減価にあわせて調整される傾向が出るからだ。だがこのプロセスはとても緩慢なものかもしれず、一年の予算でカバーされる期間では、黄金と紙マルクの比率の予想外の変動が、ドイツ財務省の財務的な用意を丸ごとダメにしかねない。

この混乱はもちろん、1921年後半に空前の規模で発生した。紙マルク建ての課税は、ポンドが200紙マルクだったときには十分だったのに、ポンドが1000紙マルクになるときわめて不十分となる。だがそんな状況にあわせて課税を調整するなど、どんな財務大臣の権限をも超えてしまう。そもそも、マルクの外国価値下落が急速に進んでいるときには、対応する国内価値の下落ははるかに遅れて生じる。この調整が行われるまで（完了するまでにはかなりの時間がかかりかねない）、人々の課税能力は、黄金で見れば以前よりもひくくなっている。だが紙マルクで徴収できる税金の税収が追いつけるまでにはさらに時間

がかかる。イギリス歳入局の経験は、直接税の徴税額は、その前の期の課税評価に大きく依存することをはっきり示している。

この理由のため、マルク為替レートの崩壊は、それが続くのであれば、1921-22年予算を修復不可能なまでに破壊し、おそらく1922-23年前半の予算もむちゃくちゃになるはずだ。だがこの結論を、1921年末現在の数字に基づいて行なうならば、過大に述べることになる。マルクがもがいている流砂の中では、議論に確固たる足がかりをみつけるのが困難なのだ。

1921年夏、黄金マルクはざっと20紙マルクの価値を持っていた。労働階級の消費のための、紙マルク国内購買力は、まだ外国の紙マルク価値の倍近くだったので、均衡が確立したとはとても言えない状況だった。それでも、その後の推移に比べると、これはとてもしっかり調整されたものだった。執筆時点(1921年12月)に黄金マルクは45-60紙マルクをうろうろしていて、ドイツ国内の紙マルク購買力は、一般用途だとドイツ国外の三倍ほどもあったかもしれない。

ドイツ政府の歳入と歳出に関する私の数字は、1921年夏の発表に基づいているので、私として最善のやり方は、黄金マルクあたり20紙マルクという数字を使うことかもしれない。この影響は、私の議論を過大よりはむしろ過小に見せることとなる。読者は、もしマルクが現在の為替レートに十分とどまり、国内価値がそのレートにあわせて補正するだけの時間が得られるなら、以下の記述における数字、つまり歳入と歳出と財政赤字は、すべて三倍にすることを忘れないでほしい。

このレート(20紙マルク=1黄金マルク)だと、賠償債務35億黄金マルク(輸出が60億マルク程度とする)は700億紙マルクと等価になり、45億の負債(輸出100億と想定した場合)は900億紙マルクに相当する。1921年4月1日-1922年3月31日の会計年度におけるドイツ予算は、賠償支払いとは別に935億の歳出を考慮しており、歳入はそれに対して590億とされていた\*14。だから現在の賠償要求はそれだけで、既存歳入のほぼ全額を吸い上げてしまう。まちがない歳出は減らされ、歳入も多少は増やせる。だが予算は、歳出が半分になって歳入が倍にでもならない限り、賠償委員会支払いの下限すらカバーできないほどだ\*15。

もし1922-23年のドイツ財政収支が、賠償金支払い部分以外のところでなんとか均衡したら、これは大きな努力の賜物だしかなりの成果だ。だが専門的な金銭的困難以外に

\*14 通常の歳入と歳出は484.8億紙マルクで均衡するものと推計される。臨時歳入は、596.8億と推計され、総歳入は1081.6億となる。だがここには、各種賠償費目146億が含まれている。これらは各種の1921年5月1日以前の費目についてのものであり、ロンドン調停の下での支払い対象にはならない。だが混乱を避けるため、私はこれを、上述のように歳出推計からは除いた。臨時歳入は105億と推計され、総歳入は589.8億となる。

\*15 ここまでは、占領軍費用についてはまったく考慮していないが、占領軍もヴェルサイユ条約の条文によれば、賠償そのもので求められている金額に加えて、ドイツに支払い義務が生じる。こうした請求は賠償よりも優先度が高く、ロンドン調停はそれについて触れていないため、ドイツはたぶんロンドン合意で貯まった年次支払額に加え、占領軍の費用もある程度たまってから支払いを求められるだろう。だが連合国が本気でこれを要求するかは怪しいと思う。これまで占領軍の費用はあまりに巨額で、1921年半ばには2億ポンドほどになっていたため、受取額のほぼ全額がこれに費やされてしまう(以下の補論Vを参照)。いずれにしても、いまや1919年にクレマンソー、ロイド＝ジョージ、ウィルソンがパリで調印した合意の中の、ドイツが毎年占領軍の費用をカバーするために支払うべき金額は、連合国が「ドイツ武装解除の条件が十分に満たされると納得した」場合には即座に2.4億黄金マルクに制限すべきだという規定を発効させるべき時期がきている。もしこの引き下げられた数字が発効したと想定するならば、分離と占領についてのドイツの総負担は、輸出額を低い方で見積もった場合、38億黄金マルク、つまり760億紙マルクとなる。

も、この問題の政治社会的な側面があつて注目が必要だ。連合国は確立したドイツ政府を相手に、交渉して、条件を遵守するよう彼らに要求する。連合国は、個々のドイツ人から直接支払いを引き出したりはしない。政府という中間的な抽象存在に圧力をかけて、その存在が、どの個人がいくら支払うべきかを決めてそれを執行するに任せる。現状でドイツの予算は、賠償支払いがまったくなかったとしても均衡にはほど遠いので、負担を各種階級や各種利害関係者の間でどう割り振るかという問題は、解決に向けた端緒にすらついていないといつても過言ではない。

それでもこの問題は根本的だ。支払いは十億単位で述べられ、中間的な抽象存在の負債として語られるかわりに、個別個人にとっての絶対額の要求に翻訳されると、ちがう側面を持つに到る。この段階はまだ到達されていないし、それまでは内在的困難の全貌は感じられることはない。というのもこの段階になって、紛争は主に連合国とドイツ政府との間のものでなくなり、ドイツの中の様々な部分や階級同士の紛争となるからだ。この紛争は辛辣で暴力的なものとなる。というのもそれは対立する利害関係者のそれぞれにとって、自分の生死に関わる問題として提示されるからだ。利己性と自己ほぞの最も強力な影響と動機が持ち出される。社会の目的と性質についての対立する考え方が、その紛争の中で戦わされる。自分の負債を本気で各層とする政府は、まちがいなく権力の座から失墜する。

(3) 賠償要求は、支払い能力の第三の試験、つまりドイツ国民の現在の収入に対してどんな関係を持っているだろうか？ 700 億紙マルク（計算のためとりあえずこの数字をベースとして採用しておく）の負担は、現在のドイツ人口は 6 千万人なので、男女子供すべての一人あたり 1170 マルクとなる。

お金の価値が大きく変わるため、どの国でも新条件下でのお金で見た国民所得推計を得るのがむずかしくなっている。1920 年ブリュッセル会議は、1919 年と 1920 年初頭に行った検討を元に、ドイツの一人あたり所得を 3900 紙マルクと推計した。この数字は当時も低すぎたかもしれず、その後のマルクのさらなる減価を考えれば、いまでは低すぎるのはまちがいない。*Deutsche Allgemeine Zeitung* (1921 年 2 月 14 日) のある論者は、賃金からの法制控除や所得税の統計を元に、一人あたり 2333 マルクという数字を出している。この数字もまたおそらくは低すぎる。一つには、統計はどうしてもマルクの価値がこれほど下がっていなかった、以前の時期に関するものとなるからだし、もう一つはそうした統計はほぼすべて、税金逃れに苦しんでいるからだ。正反対の極にあるのはアルベルト・ランスブルク博士の推計で、一人あたり所得を 6570 マルクと匂わせている (*Die Bank*, 1921 3 月)<sup>\*16</sup>。最近の別の推計は *Pester Lloyd* (1921 年 6 月 5 日) のアーサー・ハイヒェン博士によるもので、4450 マルクという数字になっている。1921 年 8 月にあちこちで発表された新聞記事で、私は自分なりの最もよい推計として 5000 マルクという数字を採用した。この数字を決めるにあたり、私は上の推計の影響を受け、さらに給料や賃金の一般水準についての統計も参照した。それ以来、この問題をさらに検討したが、いまだにこの数字は当時としては十分に高かったと考えている。

この結論について私が絶対的な確信を抱くようになったのは、フランクフルト・アム・

<sup>\*16</sup> 「この推計は、男性従業員の月間平均賃金 800 紙マルクほど、女性従業員 400 紙マルクほどに基づく」。この数字を、1 黄金マルクが 12 紙マルクの比率で換算し、総国民所得を 300-340 億黄金マルクとする結果を彼は得ている。この賃金推計がそもそも正しいとした場合ですら、なぜこんな高い総計値が出てくるのかはよくわからない。

マインのモリッツ・エルザス博士に対して行った問い合わせの結果のおかげであり、この人物の権威に基づき以下の数字を引用しよう。ドイツの戦前所得について最高の推計は、ヘルフェリッヒが *Deutschlands Volkswohlstand 1888 - 1913* で行ったものだ。この著書で彼は 1913 年の国民所得を 400-410 億黄金マルク、さらに国有化事業（鉄道、郵便局など）からの純収入 25 億としている。つまり合計 430 億、あるいは一人あたり 642 マルクとなる。410 億という数字から始め（というのも国有サービスはもはや利潤を生んでいないからだ）、領土喪失分の 15% を差し引くと、348.5 億という数字が出てくる。紙マルク建ての現在の所得をはじき出すには、これにどんな乗数を適用すべきだろうか？ 1920 年に民間従業員たちは、戦前所得の 4.5 倍のマルクを平均で獲得していたが、労働者大破当時、名目賃金がこの 50% 増しとなっており、つまり賃金は戦前の数字の 6-8 倍だったということだ。ドイツ統計局によると (*Wirtschaft und Statistik*, Heft 4, Jahrgang 1) 1921 年年初の民間従業員たちは、1913 年に比べて男性は  $6\frac{2}{3}$  倍、女性は 10 倍を稼いでいた\*17。1920 年と同じ比率に基づけば、労働者の名目賃金は 10 倍増という数字になる。1921 年 8 月の *Frankfurter Zeitung* の賃金指数は、時給を戦前の 11 倍と推計しているが、労働時間が 10 時間から 8 時間に下がったので、この数字は実際の手取り賃金として 8.8 倍という数字になる。男性民間従業員の賃金はこれほど増えていない。さらに紙マルク建ての事業利潤がこの増加倍数に到達するのは例外的な場合だけだし、金利生活者や地主、専門職階級の収入の増え方ははるかに少ないので、国全体の名目所得増加として、その時点（1921 年 8 月）で 8 倍という推計は、過小評価よりは過大評価になっている可能性が高い。すると総国民所得は 1921 年 8 月で、ヘルフェリッヒの戦前の数字に基づけば、2788 億紙マルクまたは一人あたり 4676 マルクという数字になる。

ここでは壮年期に戦死した男性の損失は考慮していない。また外国投資や商業艦隊により以前は稼いでいた外国所得や、役人増加についても考慮していない。こうした見過ごしに対して、軍隊縮小や女性従業員の増加で相殺される分もある。

経済状況のすさまじい不安定さのため、現時点でこの問題に直接的な統計調査を行うのはほぼ不可能だ。この状況では、エルザス博士の全般的な手法が手に入るものの中で最高に思える。かれの結果は、上で使った数字が概ね正しい規模感であり、ひどくまちがっている可能性はなさそうだと示してくれる。またこれは、数字について考えられる可能性に上限を設けさせてくれる。おそらく 1921 年 8 月に、ドイツの名目初頭が戦前の 10 倍の水準だったと主張する人はいないはずだ。そしてヘルフェリッヒの戦前の推計を 10 倍すると 6420 マルクになる。国民所得統計でそんなに厳密なもの一つもないが、1921 年半ばにドイツの一人あたり年間所得が 4500-6500 マルクの範囲にあり、しかも高い方よりは低い方にずっと近くて、5000 マルクとかだろうというのは、われわれとして到達できる真実に最も近いところだろう。

マルクの不安定性を考えると、もちろんこうした推計があまり長くは成り立たないだろうし、絶えず改訂が必要だということにはなる。それでもこの事実は、一般に思われるほど以下の計算を歪めたりはしないだろう。というのも、それはある程度は計算の両辺に効いてくるものだからだ。もしマルクがさらに減価すれば、紙マルク建ての一人あたり所得は増える傾向似なる。だがこの場合、賠償負担は黄金マルクで定められているため、その紙マルクで見た価値も増える。本当にずれが生じるのは、黄金の価値が下がる（つまり世

\*17 男性の商業従業員は女性の二倍いる。



界の物価が上がる) 場合だけだ。

賠償支払いのための課税について言えば、ドイツ自身の政府負担(中央と地方)も加えねばならない。最も極端な経済では、戦争債権や戦争年金の踏み倒しでもしない限り、この負担を一人あたり 1000 紙マルクより下げるのはほぼ不可能だ。(20 紙マルク = 1 黄金マルクの場合)。これはつまり総額 600 億、現在の歳出よりはるかに低い数字となる。すると全体としては、5000 マルクの平均所得から 2170 マルク、つまり 43% が税金で持って行かれる。もし輸出が 100 億(黄金マルク)に増え、平均所得が 6000 紙マルクになれば、対応する数字は税額 2500 マルク、所得の 42% になる。

富裕国が、圧倒的な利己性という動機に動かされて、こんな負担を支持する状況もあるかもしれない。だが一人あたり 5000 紙マルクという年間所得は、為替に基づけば(1 黄金マルクは 20 紙マルクのレート)、12.5 黄金ポンドに相当し、税引き後は 7 黄金ポンド、つまり一日 6 ペンス以下となる。これは 1921 年 8 月には、ドイツの購買力ではアメリカにおける 9 ペンス-1 シリングの購買力に相当した<sup>\*18</sup>。もしドイツが休息期間を与えられたら、その所得と、あわせてその返済能力は高まる。だが現在の負担のもとでは、貯蓄が不可能だから生活水準低下のほうがありそうだ。史上、どんな政府でも鞭とサソリを使って、こんな状況の国民から所得の半分近くをうまくむしり取れたらどうか？

こうした理由から、ロンドン調停は 1921 年末まではゆとりをもたらしたとはいえ、それに先立つ取り決めと同じく永続的なものにならないと私は結論する。

### 補論 III ヴィスバーデン合意

1921 年夏、ルシュール氏とラテナウ氏との秘密会合の報道により大いに関心がかきたてられていた。それぞれフランスとドイツの復興相となる。1921 年 8 月に暫定合意がかわされ、1921 年 10 月 6 日にヴィスバーデンで最終的に調印された<sup>\*19</sup>。だがこれは賠償委員会の承認を受けるまでは発効しない。この委員会は、合意の根底にある基本原則は承認しつつも、それがヴェルサイユ条約に対して自分たちの承認権限を越えた改訂をしているという根拠で主要連合政府に差し戻した。イギリス代表ジョン・ブラッドベリ卿は、自国政府に対して自分が提案するいくつかの改訂を加えた後に承認されるべきだと提言。そして彼の報告書が刊行された<sup>\*20</sup>。

ヴィスバーデン合意は複雑な文書だ。だがその本質は簡単に説明できる。それは二部に分かれる。まずそれは、民間フランス企業が民間ドイツ企業から、フランス再建に必要な材料を、現金での支払いなしに調達できる手順を設定する。第二にそれは、ドイツがこうした財のどの部分についても即座の支払いは受け取れないものの、支払うべき金額のうちごく一部が賠償委員会の帳簿に計上され、残りは当面の間フランスがドイツに対して前貸しし、賠償会計への計上は後になってから、ということになっている。

最初の規定群は、万人から無条件の承認を得られている。賠償金の支払いを、荒廃地域再建のための実際の材料という形で促進できそうな取り決めは、便宜の面でも、経済性でも、感情面でも、ことさら直接的な形で満足させるものとなっている。だがそんな供給は

<sup>\*18</sup> ドイツ国内における紙マルクの購買力に関する全面的な検討としては、*The Economic Journal* 1921 年 9 月号のエルザス氏の論説を参照。

<sup>\*19</sup> この合意や関連文書のまとめは補遺 8 にある。

<sup>\*20</sup> 補遺 8 参照。

ヴェルサイユ条約の下ですでに取り決めができており、新しい手順の主要な価値は、賠償委員会という仕組みを、独仏当局の直接交渉で置きかえたことにある\*21。

だが第二の規定群は性質がちがう。というのもそれは、ドイツから受けとったものを各国がどのように分かち合うかという順番と割合について、連合国自身の既存の合意を阻害するものだからだ。そしてフランスに、そうでない場合に比べて初期の支払いについての取り分が大きくなるようにしているのだ。フランスを優先させるのは、私に言わせれば望ましい。だがそうした優先は、賠償の全般的な再処理の一部として与えられるべきであり、その中でイギリスは自分たちの受益権を完全に放棄すべきだ。さらに合意はドイツ側からの疑わしい善意のしるしを必要とする。ドイツは、ロンドン決定がドイツから、支払える以上のものを引き出すものになっていると熾烈に（そして私が思うにまったく正直に）抗議してきた。だがこうした条件においては、ドイツが発効した場合に自分が不可能だと抗議してきたものをさらに上回る水準に債務を増やしてしまうような合意を自発的にかわすというのは、不埒な行為となってしまう。ラテナウ氏はこの行動を正当化するため、これはロンドン決定をもっとまともな取り決めで置きかえるための第一歩なのだろうし、フランスというドイツの最大かつ最も緊急性のある債権者をなだめられるなら、他の国々はそれほど恐れずに済むのだとも主張するだろう。一方のルシュール氏は私と同じく、ロンドン決定が実行不可能なことを知っているようだし（口ではそれを言わないが）、もっと現実的な政策を作る時がやってきたと考えているのだろう。ラテナウ氏との会合を、ライン川兩岸の商業利益同士のもっと密接な関係の先触れだと考えていることさえあり得る。だがこうした考えは、もし先に進めるのであれば、ちがった議論の舞台にわれわれを導くことになる。

ジョン・ブラッドベリ卿は、イギリス政府に提出した合意に関する報告書<sup>t</sup>\*22の中で、最初の規定群の利点は温存しつつ、後者のうちフランスの同盟国の損になるよう作用しそうな部分を無化するような改訂案をいくつか提案している。

だが私は、この問題の重要性があまりに誇張されていると考える。というのもヴィスバーデンなどの合意の下で行われた実際の物資提供は、言われているほどの大金の価値を持つとは考えにくいからだ。ヴェルサイユ条約の第八部付属文書で扱われる石炭、染料、船舶の提供は、ヴィスバーデン合意の運用においてははっきり除外されており、工場設備と材料の提供だけに限られている。そしてこれをフランスは、交配地域の再建だけに利用するものとされている。この限られた目的（その費用の相当部分は必然的にその場で雇用される労働によるものでドイツから輸入できるような材料によるものではない）のためにフランス企業や個人がドイツから市場価格で注文しようとし、そしてドイツが供給できる物資の量は、今後五年間で、他の同盟国がフランスに対して出し抜いたと恨みを抱くような必要のある金額になる可能性は低い。

もう一つ私が疑問視しているのは、他の連合国との類似の合意についての先例としてヴィスバーデン合意が重要になるという考え方だ。これはドイツが荒廃地域以外の目的のためにも、現金ではなくドイツが物納するよう確保する取り決めは有益かどうかという一

\*21 ちなみにヴィスバーデン合意は、物納価格を決めるにあたり、ヴェルサイユ条約で考えられたものよりは公平な手順を設定している。ヴェルサイユ条約によれば、価格は賠償委員会の一存で決まる。ヴィスバーデン合意では、この責務はドイツの代表、フランス代表、中立的な第三者で構成される仲裁委員会に与えられ、彼らはざっと言えば価格を、各四半期ごとにフランスで見られた価格に基づいて設定するが、その価格がドイツ価格を5%以上下回らない場合に限る。

\*22 補遺8参照。

一般的な問題をも提起する。

一般に、ドイツに対する我々の要求が、厳禁しハリアではなく我々の選んだ特定の商品提供によって行われるなら、ドイツ製品が世界市場で我々の製品と競争するのを避けられるという思いこみがある。もしドイツに外国での商品販売を、売り込みに必要な値下げをいくらでも行うことで実現させて、外貨獲得を無理強いするなら、ドイツ製品との競争は避けられないというわけだ\*23。

物納を支持する提案のほとんどは、あまりに漠然としていて批判しようがない。だがそうした提案は通常、ドイツがどのみち輸出すると予想される品目についても、直接物納させるほうが我々にとって何やら有利だと思ひ込むという混乱を欠点として持つ。たとえば、ヴェルサイユ条約の付属文書で物納を扱う部分は、主に石炭、染料、船舶を主に扱っている。これらはどう考えても、我が国の製品とは競争しないという基準を満たしていない。そしてそうした品目を、ドイツが最高の市場で販売してその売上げを支払うのに比べ、連合国がそれを直接受けとってまると利点が見えないどころか、むしろ損失や不便がありそうに思う。特に石炭の場合、ドイツが産出分を最高の輸出市場（フランスにせよベルギーにせよ）で販売して現金を受け取り、その現金をフランスやベルギーに支払ったほうが、石炭を連合国に提供しても、連合国がそれをすぐに使うあてがなかったり、不経済な輸送ルートを使ったり、石炭を必要としているのは実は中立国で連合国は現金が必要なだけだったりする状況よりも優れているはずだ。一部の場合、連合国はドイツが提供した石炭を転売している――このやり方は、価値全体のうち輸送費が縮める割合がきわめて大きい品目の場合、とんでもない無駄だ。

ドイツが物納支払いに使うべき商品をずばり支持しようとしても、ドイツの支払い能力の範囲におさまる現実的な金額を決めて、ドイツがそのためのお金をできる限り調達するのに比べ、あまり大きな貢献をドイツから確保できないはずだ。さらに決めた金額が現実的なら、年間支払額は国際貿易の総量に比べてあまり大きなものにはならず、したがって支払いが経済生活における通常の均衡を、戦前ドイツほどの実力を持った貿易ライバルの経済回復からいずれにしても生じるはずの均衡同様に比べて多少なりとも大きく乱すなどとイギリスが心配するほどのものにはならない。

こうした見解は科学的正確さのために述べているものだが、物納にこだわるのが、現在の身動きの取れない状態から脱出する手段として政治的にはとても有益かもしれないことは認めよう。実務的には、そうした物納の価値は現在我々が要求している現金よりもすさまじく少ない結果になるはずだ。だが現金のかわりにモノの提供を置きかえるほうが簡単かもしれない。そうすれば、我々の要求が下がる度合いは、現金の要求額をあれやこれやの言葉を尽くして減らすよりは大きくなる。さらに、ドイツが商品をどこでも好きな形で販売し、現金で我々に支払いを行うのを自由に任せることに対する抗議は、いまだにはびこる潜在的な保護主義感情を、すべて改訂の味方につけている。もしドイツが、自分に使える唯一の手段、つまり世界中で低価格でできる限り多くの商品を販売することを活用して、我々に支払いを行おうとすさまじい努力を行えば、じきに多くの人が、これは我々を破滅させる試みなのだと思ってしまいうだろう。そしてこの手の考え方をする輩は、我々の要求削減を、ドイツが悪質な競争的貿易を発達させるのを止めるための禁止条項として構築すれば、最も容易に味方につけられる。望ましい政策変更をこのような形で表現するの

\*23 この問題の理論的な側面については第6章で立ち戻る。

は、真実の基盤と十分な偽のドクトリンを組み合わせているので、たとえば『タイムズ』がそれを知的な不整合について後ろめたく感じることをなしに巻頭記事で推奨するほどだ。そしてそれは、多くの人がいま探し求めているものを与えてくれる。つまり、筋の通った行動をしつつ、筋の通った思考や発言をするという不名誉と不都合に苦しまずにすむための口実だ。この主張の足を引っ張るなど、まったくもって私の眼中にはない。よい目的が、成否のかなり入り混じった主張を支援に動員して成功を確保できるなどという機会はないのだから。

## 補論 IV マルクの為替レート

ある国の不換紙幣の黄金で見た価値が下落するのは、政府が借入れや税金で調達した金額より多くを支出し、その帳尻をあわせるために紙幣を発行しているか、あるいはその国が投資の購入や負債返済のために、ますます多くの額を外国人に支払う責務を負っているかのどちらかだ。一時的にこれは、投機に影響されるかもしれない。つまり上のどれかの影響が間もなく作用するという、根拠の有無は問わず予想のせいだということだ。だが投機の影響は、一時的にもたらすかもしれない莫大な影響のため、通常はかなり誇張されている。どちらの影響も、問題の国とその他世界との間で即座に支払いが求められている負債の収支を通じてしか作用できない。外国人に対して支払いを行わねばという債務はこれに直接作用する。そして間接的には通貨のインフレが作用する。追加の紙幣が現在の価値水準での地元の購買力を高めることで輸入を刺激し輸出を抑えるからか、あるいはそういうふうに作用するという期待が予想に基づく投機を引き起こすからだ。通貨の拡張は、輸出入に作用するか投機を刺激するまでは為替レートにまったく影響を与えられない。そして投機は遅かれ早かれ相殺されるので、通貨拡張が為替に与える影響は輸出入に作用する場合にしか永続化しない。

こうした原理は、1920年以来のマルクの価値に簡単に適用できる。当初、各種の影響がみんな同じ方向に作用しているわけではなかった。通貨のインフレはマルクを減価させる傾向似あった。またドイツ人による外国投資も同様だ（「マルクからの逃避」）。だが外国人によるドイツ国際とドイツ通貨への投資（これと短期投資との間にはっきりした線を引くのは困難だ）は反対方向に強く作用した。マルクがあまりに下落して、1ドルで25マルク以上が買えるようになったとき、世界中の多くの人々はいつの日か戦前の価値への反動が起こるという見解を形成し、したがってマルクやマルク債の購入がよい投資だと述べた。この投資は実に大規模に行われたので、80億ドルから100億ドルと推計される金額に上る外貨をドイツが好きに使えるようになった。このリソースのおかげでドイツは、少なくとも部分的には、食料供給を見たし、工業の原材料在庫を増やした。これは輸入が輸出を上回らないと実現できないもので、他にまかなう方法はなかっただろう。加えてこれは、個々のドイツ人にドイツから資産の一部を除いて外国に移すのを可能にした。

一方、通貨インフレが進んでいた。1920年1年で、ライヒスバンクの紙幣流通量はほぼ倍になった。その一方で、マルクの為替レートは、年初に比べてほんの少し下がっただけだった。

さらに、1920年末まで、そして1921年第一四半期になっても、ドイツは賠償のための現金支払いをまったくしておらず、石炭供給の相当部分について（スパ合意の下で）現金を受けとっていたのだった。

だが 1921 年半ば以降、それまでは部分的に相殺しあっていた各種の影響が、すべて同じ方向へと向かい始めた。つまりマルクの価値を下げる方向に向かったのだ。通貨インフレは続き、1921 年の間にライヒスバンクの紙幣流通は三倍近くなり、2 年前の六倍近くとなった。輸入はずっと輸出を上回り続けた。一部の外国人マルク投資家たちは怯えだし、手持ちを増やすどころか、減らそうとした。そしていよいよついにドイツ政府が、賠償口座に重要な現金支払いを行うよう指示された。ドイツからのマルク販売は、外国投資家に吸収されるどころか、その投資家たちの売り出したマルクとの競争の中で行わねばならなくなった。当然、マルクは暴落した。新しい買い手が名乗りをあげるか、売り手たちが売りを控えるような価値まで下がるしかなかったのだ<sup>\*24</sup>。

ここには何の不思議もない。簡単に説明がつくことばかりだ。マルクを意図的に減価させようという「ドイツの陰謀」という話は何やら本気にされているということは、世間が為替を律する影響について圧倒的に無知であることのさらなる証拠だ。この無知はすでに、ドイツにとっては大いに金銭的な儲けとなった、マルク紙幣を買おうという国際的な狂乱ですでにしめされていたものだ。

後段になるとこの崩壊は主に、賠償弁済のため外国にお金を支払うのが必要になったために生じ、さらに外国投資家にマルクで返済することから生じた。結果としてマルクの対外的な価値下落は、現在の通貨インフレの度合いの結果だけで正当化できるあらゆる数字を超えたものとなっている。もしドイツの国内価格が 1 ドル 400 マルク以上の為替レートで調整されたら、ドイツはずっと大量の紙幣発行を必要とするようになる<sup>\*25</sup>。したがって、他の影響力が取りのぞかれたら、つまり賠償要求が改訂され、外国投資家たちが安心すれば、急激な為替レート回復が起こるかもしれない。一方、ドイツが賠償要求に本気で応えようと努力したら、ドイツ政府の歳出は歳入をあまりに大幅に超えることになるため、通貨インフレと国内物価水準が、いずれはマルクの対外的な減価に追いつくことになる。

いずれの場合にもドイツは残念な見通しに直面することとなる。もし現在の為替レート減かが続き、国内物価水準がそれに合わせて調整されたら、結果として生じる社会の各種階級の間を生じる富の再分配は社会的な大惨事になるはずだ。その一方で、為替レートが回復したら、減価するマルクに基づいた産業や株式市場に対する既存の人工的な刺激策の分離により、金融的な大惨事が引き起こされかねない<sup>\*26</sup>。ドイツの金融政策に責任を負う人々は、比類無い困難に直面している。賠償債務がまともな形で解決しない限り、解決不能な問題についてあれこれ頭を悩ませるのはだれにとっても時間の無駄だ。安定化が実行可能な製作となったなら、最も賢明な道はおそらく、その時点で物価と貿易が最も対応して適合していると思われる水準で、なんでもいから安定させることだろう。

<sup>\*24</sup> 取引における売上は毎日、購入と完全に一致しなくてはならないという主張の改変しようのない真実を十分に納得できる人であればだれでも、取引の秘密を理解するにあたりかなりの進歩をとげたことになる。

<sup>\*25</sup> 短期で償還すべきドイツ政府短期国債のうち、市民とライヒスバンク以外の銀行が保有するものが、ライヒスバンク保有のものと同じくらい多いので、国内物価水準がそれを支えるためにもっと法貨を必要とするようになれば、歳入より多い歳出を満足させるため政府が発行する新規の紙幣発行とは別に、紙幣発行はすぐに拡大できる。ドイツ政府に対して「印刷機」の分離を強制しようとしている人々は、短期国債残高の保有者が満期になったときに紙幣での支払いを望んだ場合、それを踏み倒すつもりなのだろうか？ ドイツ公共財政の圧倒的な問題については、そんなお手軽な解決策はないのだ。

<sup>\*26</sup> さらに、マルクの価値が増価するごとに、ドイツがマルクの外国保有者に対して負う実質負担は高まり、したがってドイツ財務省にとっての公的債務の実質負担も高まる。一ポンド 1000 マルクを超える為替レートは、この二つの負担をかなり穏当な水準に引き下げるといふ長所を少なくとも持っていた。



## 第4章

# 賠償法案

ヴェルサイユ条約は、ドイツが賠償を支払うべき損害の等級を定めた。だがこの損害の量を見積もろうとする努力はまったく行わなかった。この責務は賠償委員会に与えられ、その査定をドイツ政府に対して1921年5月1日までに伝えるよう指示された。

講和会議の間に、その場で数字について合意して、それを条約に盛り込もうとする試みが見られた。特にアメリカ代表団はこの方法を支持した。だが合意に達することができなかった。フランスと大英帝国の世間的な期待から見て大幅に不十分ではないような、まともな数字がなかったのだ\*1。アメリカが同意する最高の数字、つまり1400億黄金マルクは、これから見る通り、その後の賠償委員会による査定額よりさほど多いわけではなかった。フランスと大英帝国が合意する最低の金額、つまり1800億黄金マルクは、ふたを開けてみると、彼ら自身の要求額分類のもとですら得られたはずの金額より大して多いわけではなかった\*2。

ヴェルサイユ条約の日付から賠償委員会の決定の発表までの間に、この金額がいくらになるべきかについてはかなりの論争があった。この問題の細部を少し振り返ってみようではないか。というのも、人が多少なりとも国際問題における veracity により動かされるとすれば、これについての見解はいまでも賠償問題にとって関係があるからだ。

『平和の経済的帰結』の主要な糾弾は以下の通りだった: (1) 連合国がドイツに対して考えている請求額は支払い不能である; (2) ヨーロッパの経済的連帯はあまりに密接だから、こうした要求を強制しようとする試みは全員を破滅に追いやりかねない; (3) 敵がフランスとベルギーで引き起こした損害の金銭コストは誇張されている; (4) 要求に年金や手当まで含めるのは信念にもとる行いである; (5) ドイツに対する我々の正統な要求はドイツの支払い能力の範囲内におさまる。

第3章と4章で、(1)と(2)については補助的な分析を行った。ここでは(3)を扱い、(4)については第5章で扱おう。この後半の二つはまだ重要なのだ。というのも(1)と(2)については時間が対応してくれたために、それに反論しようとする人はいまやほとんどいないが、ドイツに対する我々の正統な要求額については、出来事の圧力によりそれほど議論の明確な焦点になっていないからだ。だがこの点についての私の懸念が裏付けられるなら、世界は現実的な落とし所を決めるのが容易になるはずだ。これと関連した正義につい

\*1 講和会議の間のこの論争についておおむね十分な記述は、以下の下りから再構築できる。Baruch, *Making of Reparation and Economic Sections of the Treaty*, pp. 45-55; Lamont, *What Really Happened at Paris*, pp.262-265; Tardies, *The Truth about the Treaty*, pp.294-309.

\*2 こうした数字については Tardies, *op. cit.* p.305.

での主張は一般に、可能性をめぐる主張と対立するものと思われているので、現実の圧力がいやいやながらも後者を認めざるを得ないように動くときですら、前者は相変わらず不満を抱き続けるだろう。その一方で、フランスとベルギーの荒廃だけに話を制限すれば、ドイツが完全な賠償を十分に行えることが実証され、気分と行動の調和が樹立できる。

この狙いを視野に入れると、いまや手に入ったもっと完全な情報に照らして、『平和の経済的帰結』(p. 120、山形訳 pdf p.47)で行った「侵略された地域の物質的な損害の量は、当然とはいえすさまじい誇張を受けている」という記述を見直すべきだろう。この主張は、クレマンソー氏<sup>\*3</sup>やポアンカレ氏ほども高名なフランス人たちも関与する批判をもたらし、クロッツ氏やルシェール氏などのフランス人数名の主張についてこのように述べた私の動機が真実ではなく、フランスへの敵対心と称するものなのだとされた。だがそれでも私はフランスに対し、フランスの狙いにとっては正確さを旨として過大な表現を避けたほうがいいのでは、と促し続ける。フランスが苦しんだ被害を埋め合わせるためには、要求金額が不可能な水準になるよりは現実性のある水準のほうがいい、と。そして、要求が穏健になればなるほど、それに対する優先権の支持を世界からも得やすくなるのだ、と。特にブレニエ氏は、私の統計に対する偏見をつくり出そうと狙った広範なプロパガンダを実施した。だが推計値の最後にたくさんゼロをくっつけてみせるというのは、心の高貴さを示すものとは決して言えない。また長期的には、そうした数字をいい加減に使うことで、フランスの名前に軽蔑をもたらしその誠意を疑問視させようとする人々は、フランスの大義のよい支持者といえるのだろうか。フランスがどんな物質的損害を受け、ドイツが使える賠償の物質的なリソースとして何があるのかについて、専門家だけでなく世間にも冷静に考えるよう促せないのであれば、ヨーロッパ復興の作業などいつまでも取りかかれぬ。『タイムズ』誌は、その巻頭記事にブレニエ氏の論説をいくつかつけて(1920年12月4日号)、気高い侮蔑の雰囲気を含めてこう書いた。「ケインズ氏は彼らの損失を統計上の問題であるかのように扱う」。だが統計を感情的なバロメーターとして扱えと固執し、感傷のお手軽な容れ物に仕立てることにこだわる限り、混乱と貧困はいつまでも続く。以下の数字の検討では、私たちが数字を持ち出すのは事実を計測するためであって、文字通りの愛憎をあらわすためではないのだ、という点についてはご同意いただきたい。

とりあえず、年金と手当とベルギーへの融資の費目は脇に置いておくとして、まずフランス北部の物質的な損害に関するデータを検討しよう。フランス政府の行った要求は、平和会議が継続していた1919年春から、賠償委員会が査定額を決めようとしていた1921年春まであまり変わっていない。ただしこの時期のフランスフランの価値変動がいささか混乱を引き起こしている。1919年初頭、デュボワ氏はフランス議会の予算委員会を代表して話す折りに、「最低限として」650億フランという数字を挙げ、1919年2月17日にルシェール氏は、工業復興大臣として上院で離し、財産に対する損害(おそらくは海上で

<sup>\*3</sup> この下りについて、クレマンソー氏はタルデュー氏著書の序文で以下のように記した。：「経済学者としての主題には強いケインズ氏(会議出席者でこの意見を述べたのは彼だけではなく)は、なんら配慮もなく「連合国(つまりは「フランス」)の要求の濫用」と述べた(中略)こうした糾弾やその他実に多くの野蛮な暴言については、もし著者があらゆる危険を冒して、自分の主張を世間に供しようとしなければ何も言及するつもりもなかったものだが、きわめてはっきりと一部の人々の考えがいかにとんでもないところまで行ってしまっているかを示すものだ」(英語版でタルデュー氏は「経済学者としての主題には強い」という部分を「経済学については多少の知識があっても、想像力もなければ人徳もない」という一節で置きかえた――これはいささか手前勝手な解釈に思える。)



の損害も含む)に関するフランスの要求額を1340億としている。1920年7月になると、すでに賠償委員会会長になっていたデュボワ氏は、ブリュッセルとSPA会合宛の報告書の中で、戦前価格に基づいて620億フランという数字を挙げている\*4。1921年1月、ドゥメ氏は財務大臣として、1100億という数字を挙げた。フランス政府が1921年4月に賠償委員会へ提出した実際の要求額は、その時点の価値で1270億紙フランだった\*5。その頃にはフランの為替レートと購買力はかなり下がり、その分を考慮すれば上の推計額は、一見したほど大きな開きのあるものではない。

賠償委員会の査定については、それを紙フランから黄金マルクに換算する必要があった。このために使うべき為替レートは、激しい論争的だった。その日(1921年4月)の実勢為替レートによれば、黄金マルクは3.25紙フランほどの価値だった。フランス代表は、この減価は一時的なものであり永続的な清算をこれに基づいて行うべきではないと主張した。したがって彼らは、黄金マルクあたり1.50フランか1.75フランのレートを要求した\*6。この問題はやがて、賠償委員会のアメリカ委員ボイデン氏の仲裁に任されることとなり、彼は仲裁人にありがちなこととして中間を取り、1黄金マルクに相当するのは2.20紙フランだと決めた\*7。彼はおそらく、この決定の根拠を述べるのに苦労しただろう。この要求額のうち年金についてのものだった部分については、フランの黄金価値の予測が、いかに危なっかしいものだろうと関係していた。だが物損に関する部分では、そんな調整は不要だった\*8。というのもフランスの主張は再建の現在費用を元にはじかれたもので、等価な黄金はフランの黄金で見た価値が上がったときには上昇すると期待する必要はなかった。というのも為替レートの改善は遅かれ早かれ、フラン建て価格の低下により均衡するからだ。評価時点で、フランの国内購買力が外国為替レートでの黄金等価額に対して何かプレミアムがあればそれについて補正を行うほうが適切だったかもしれない。だが1921年4月には、フランは適切な「購買力平価」からあまり遠くはなく、これに基づけば黄金マルクを3紙フランと等しいとしても、ほぼ正確だったというのが私の計算だ。したがって2.20という為替レートは、ドイツに対するフランスの賠償要求をかなり大幅にふくれあがらせるという影響を持っていた。

この為替レートだと、物損に関する1270億紙フランという要求額は577億黄金マルクに相当し、その主要費目は以下の通り：

この総額は私に言わせれば、莫大で、まさに途方もない誇張であり、精査して正当化できるどんな金額をも上回っている。『平和の経済的帰結』を書いた頃には、実際の被害に関する正確な統計は手に入らず、侵略された地区の戦前の富を考慮して、まともな要求額の上限を決めることしかできなかった。だがいまや、要求額を検討するたの多くの詳細が手に入るようになった。

以下の詳細は、1921年4月6日にフランス上院でブリアン氏が行った発言からの引用

\*4 ほぼ同じ日付で、ドイツ損害賠償委員会 (*Reichsentschädigungskommission*) もやはり戦前価格に基づいて、費用を72.28億黄金マルクと推計している。これはつまり、デュボワ氏の推計額の1/7ほどということだ。

\*5 この要求の詳細は、発表された範囲において補遺 III に挙げた。上の数字は産業への損害、住宅、家具調度への損害、上物なしの土地、国有財産、公共事業を含む。

\*6 1921年5月20日フランス議会におけるルシェール氏の演説を参照。

\*7 このレートが正当化されるためには、ニューヨークにおけるフランの為替価値は11セントほどまで上がる必要がある。

\*8 フランス議会に対するルシェール氏の発言は、この為替レートは物損だけでなう年金にも適用できると暗に述べたので、以下で私もこれを想定している。だが厳密な公式情報は欠如している。

	フラン(紙) (100万)	マルク(黄金) (100万)
工業被害	38,882	17,673
家屋への被害	36,892	16,768
家具調度	25,119	11,417
上物なしの土地	21,671	9,850
国有財産	1,958	890
公共事業	2,583	1,174
合計	127,105	57,772

で、そこに数日後に公表された公式メモの情報を補っている。これはその日あたりの立場を示すものだ<sup>\*9</sup>

(1) 1921年4月の荒廃地域の居住人口は、410万人だったが、1914年にはそれが470万人だった。

(2) 耕作可能地の地表95%は再整地され、9割はすでに耕されて作物を生産している。

(3) 293,733軒の家屋が完全に破壊され、かわりにちがう種類の仮設住宅が建立された。

(4) 296,502軒の家が半壊、うち281,300軒が修繕された。

(5) 工場の半数は再稼働している。

(6) 破壊された鉄道2404kmのうち、実質的に全体すべてが再建された。

したがって、家屋や工場の設備調度再整備以外の部分については、荒廃の大半はすでに平和会議から二年もしないうちに、ドイツから何も支払いを受けずとも、フランスの日々の労働により改善された。

これはすばらしい成果だ――農民たちの辛抱強い生産活動によりフランスに蓄積されている富がさらに実証されたわけだ。このおかげでフランスは、一世代にわたり投資家たちの貯蓄を無駄にしてきた、腐敗したパリジャン金融にもかかわらず、世界で最も豊かな国の一つだ。フランス北部を見ると、正直なフランス人が何を実現できるのかわかる。<sup>\*10</sup>

<sup>\*9</sup> ブリアン氏が発表した被害総額の数字は、全般に10ヶ月前(1920年6月)に、荒廃地域委員会の議長としてタルデュエ氏の報告書が提示したものよりかなり低い。だがその差はあまり本質的ではない。比較のため、以下にタルデュエ氏の数字と、その時点で完了していた再建額とをあわせて示そう。

	破壊されたもの	修復分		
全壊家屋	319,269	2,000		
半壊家屋	313,675	182,000		
鉄道線路	5,534 km	4,042 km		
運河	1,596 km	784 km		
道路	39,000 km	7,548 km		
橋梁、堤防など	4,785 km	3,424 km		
	破壊	弾薬除去済	整地済	耕作済
耕作可能地 (ha)	3,200,000	2,900,000	1,700,000	1,150,000
	破壊	再建稼働済	再建中	
工場設備	11,500	3,540	3,812	

ずっと早い推計としては、フランス議会予算委員会のためにデュボワ氏が作り、1918年内閣本会議の議会文書5432として発表されたものがある。

<sup>\*10</sup> もっと最近の推計(具体的には1921年7月1日付け)がオアーズ県代表議員フルニエ＝サロヴェーゼにより提示された。以下がその数字の一部だ。

だがこれに基づく金銭要求に目を向けると、パリジャン金融の雰囲気に戻り、あまりに強突く張りで誠意がなく、とんでもなくデタラメなので、結局は自分の狙いまで潰してしまうのだ。

というのも、こうした荒廃の費目を、含まれる他の要求と比較してみよう。

(1) 293,733 軒の家屋が全壊で、296,502 軒が半壊とされている。後者のほぼ大半は修繕されたので、大ざっぱな比較のために、損傷を受けた家屋は半壊していると想定しても、被害を過小評価したことにはなるまい。すると全壊家屋 442,000 軒に相当することになる。さて目を戻すと、フランス政府の家屋への被害に対する要求は 167.68 億黄金マルク、つまり 10.06 億ポンドだ<sup>\*11</sup>。この金額を家屋件数で割ると、平均要求額は、家一軒あたり 2275 ポンドとなる！<sup>\*12</sup>。これは、主に農民や坑夫の掘っ立て小屋や小さな田舎町の共同住宅についての請求額だ。タルデュー氏は、ラン＝クーリエ地域の住宅は戦前は一軒あたり 5 千フラン (200 ポンド) 価値だったが、戦後に再建するには 15000 フランかかるというルシェール氏の発言を引用しているが、これはそんなに法外には聞こえない。1921 年 4 月にパリの建設費 (これはそれ以前の数ヶ月にはずっと高かった) は、紙フラン建てで戦前の 3.5 倍と推計されている<sup>\*13</sup>。だがフラン建ての費用を戦前の数字の 5 倍としても、家屋一軒あたり 25,000 紙フランであり、フランス政府が持ち出す主張はまだ真実の

#### 居住家屋

停戦時:	全壊	289,147
	全損	164,317
	半損	258,419
1921 年 7 月:	完全再建	118,863
	仮修繕済	182,694

#### 公共建築

	教会	庁舎	学校	郵便局	病院
破壊	1,407	1,415	2,243	171	30
損傷	2,079	2,154	3,153	271	197
再建済	1,214	322	720	53	28
仮修繕済	1,097	931	2,093	196	128

#### 耕作地

停戦時:	全壊	4,653,516 エーカー
1921 年 7 月:	整地済	4,067,408 エーカー
	耕作済	3,528,950 エーカー

#### 家畜

	1914 年	1918/11	1921/07
ウシ	890,084	57,500	478,000
ウマ、ロバ、ラバ	412,730	32,600	235,400
ヒツジ、ヤギ	958,308	69,100	276,700
ブタ	357,003	25,000	169,000

\*11 1 ポンド = 4 ドルの為替レートを想定。

\*12 少しでも損傷を受けたすべての家が全壊したと想定しても、この数字は 1700 ポンドになるはずだ。

\*13 私の批判にかなりの手間暇をかけたブレニエ氏は、再建費用を家屋一軒あたり平均 500 ポンドと推計したフランスの建築家を、肯定的に引用している (『タイムズ』、1921 年 1 月 24 日)。そしてまた、戦前の平均が 240 ポンドだというドイツの推計を異論なしに引用している。また同じ記事で、破壊された家屋は 304,191 軒で、損傷を受けた家屋は 290,425 軒、合計 594,616 軒だと述べる。こうした問題では感情を見ずごしにしないのが重要だと指摘してから、彼は 500 ポンドに、家屋数ではなく人口を掛けて、7.5 億ポンドという数字を得ている。こんな感情的かけ算に対してはどう答えたものか？ こうした理屈に沿った論争に対する礼儀正しい反論などどうやればいいのか？ (彼の他の数字は明らかに、誤植だの混乱した算数だの、ヘクターとエーカーの混同だのといった代物のごたごたなので、それを攻撃すればあたり一面焼け野原となるが、この善意の寄せ集めを元に真剣な批判を行うのは不公平というものだろう。こうした問題についての書き手として、ブレニエ氏はラファエル＝ジョルジュ・レヴィ氏程度の小者でしかない。

3.5倍となる。たぶんこれや他の費目についても見られる乖離は、公式のフランス請求額に間接的な被害、つまり賃料喪失 - *perte de loyer* - が含まれていることからくるのではないかとらんでいる。賠償委員会が戦争により荒廃地域で生じた、間接的な金銭および事業損失をどう見ているのかはわからない。だがそうした請求がヴェルサイユ条約の下で認められるとは思わない。こうした損失は、確かに本当に生じたものだが、基本的には他の地域で生じた類似の損失と基本的にはちがわないものであり、実際には連合国の領土全域で起こっている。だがこの費目下での最大限の請求ですら、上の数字を正当化するにはほど遠いものであり、こうした費目についてかなりの誤差を余裕をもって見たとしても、この請求額が過大だという結論は動くことはない。『平和の経済的帰結』(p. 127)で私は2.5億黄金ポンドが家屋への損害の推計として打倒だろうと述べた。いまでもこれがおおむね正しいと考える。

(2) この家屋への損害は、家具調度を含まない。これは別の請求費目となっており、114.17億黄金マルク、あるいはおよそ7億ポンドだ。この数字を検証するため、家屋が破壊された場合だけでなく、家屋が損傷を受けた場合でもすべて、家具調度すべてが破壊されたと想定しよう。これは過大な見積もりだが、きわめて多くの場合に家の構造はまったく損害を受けていないのに、家具は強奪され、賠償で回復されていないものもあることで相殺できるかもしれない(実際には相当部分がこの方法で回復されている)。損傷破壊家屋の総数は590,000軒だ。7億ポンドをこれで割ると、平均で一軒あたり1180ポンドになる - 各農民や炭坑夫の家にある家具調度がすべて1000ポンド以上! ここに見られるのがいかに壮絶な過大評価かについては、口にするのもはばかられるほどだ。

(3) だが最大の請求費目は「工業的な損害」で、176.73億黄金マルク、あるいは10.6億ポンドほどだ。1919年にルシェール氏は、炭坑の再建費用を20億フランつまり等価為替レートで8千万ポンドだとしている<sup>\*14</sup>。大英帝国の炭坑すべての戦前価値は、たった1.3億ポンドと推計され、戦前のイギリス炭坑からの産出はフランスの侵略を受けた地域の炭坑の15倍だったので、この数字はずいぶん高く思える<sup>\*15</sup>。だがこれを受け入れたとしても、あと10億ポンド分の説明が必要だ。リーユとルベールの大繊維産業は、原材料は奪われたが工場は深刻な被害を受けていない。これは1920年にこの地域の羊毛産業が、すでに戦前の従業員の93.8%を雇い、綿産業が78.8%を雇っていた事実からも示される。トゥルコイングでは、57工場のうち55工場が稼働し、ルベールでは48工場のうち46工場が稼働していた<sup>\*16</sup>。

全部で11,500ヶ所の工業事業所が被害を受けたとされているが、これはあらゆる村の工房まで含むもので、そのうち4分の3は従業員20人に満たない。半数は1921年春には再稼働していた。これらに対して行われた賠償請求はいくらだろうか? 上記のように炭坑を除き、その残りの請求額を11,500で割ると、平均の数字は8500ポンドになる。この過大請求は、ざっと見て家屋や家具調度の場合と同じくらい大規模なものに思える。

<sup>\*14</sup> タルデュー氏は、その後の物価上昇によってルシェール氏の推計が紙フラン建てでは不十分であることが示されたのだと述べる。だがこれは等価の為替レートで紙フランをポンドに換算したことで考慮されている。

<sup>\*15</sup> フランス炭坑は最も完全な破壊を被ったが、立て坑29本あり、1913年には労働者16,000人で、産出量400万トンだった。

<sup>\*16</sup> これらの数字はタルデュー氏から取ったもので、彼はきわめて啓発的にも章ごとに、その時点での理論として再建はまったく始まっていないという主張と、ほとんど完了しているという理論を交互に述べている。

(4) 残りの重要な費目は、上物なしの土地だ。この費目の下の請求額は 98.5 億黄金マルク、およそ 5.9 億ポンドだ。タルデュー氏 (*op. cit.*, p. 347) は、講和会議の間にロイド＝ジョージ氏が、フランスの請求が過大だと指摘する中で述べたことを以下のよう引用している。「もしフランス北部の荒廃地域再建のために要求している金額を使い果たさねばならないとしたら、たぶん使い切れなんでしょうと主張したい。それに、土地はまだそこにある。部分的にひどく乱されているとはいえ、消え去ったわけではない。シュマン・デ・ダメを競売に掛けても、買い手はつくでしょう」。ロイド＝ジョージ氏の見方は実際の出来事に裏付けられた。1921 年 4 月、フランス殊勝は上院に対し、耕作地の 95% が再整地され、90% が耕作されて、作物を生産していると告げることができた。人によっては、地表が乱され、数年にわたり休作していたおかげで土の肥沃さがむしろ改善したとさえ主張する。だがこの損害の費目を改善するのが予想よりも簡単だったということはさておき、影響を受けた 11 県の総耕作地は 6,650,000 エーカーほどで、そのうち 270,000 エーカーが「破壊地域」にあり、2,000,000 エーカーは「塹壕や爆撃の地帯」にあり、4,200,000 エーカーが「単純な占領地域」にあった。したがって請求額を全地域で平均すると、1 エーカーあたり 90 ポンドほどになり、上の二つの分類だけで平均すると、エーカーあたり 260 ポンドほどになる。この請求は、上物なしの土地についてのものとされているが、おそらくは農場建物 (住宅を除く)、施設、家畜、1914 年 8 月時点で育っていた作物も含んでいる。経験により、土地の永続的な性質が深刻な損害を受けたのはごく狭い地域でしかないことが証明されたので、いまの后者の各種費目のほうが賠償請求額の大半を占めるはずだ。また森林の破壊も含める必要がある。だがこれらの費目を高めに見積もっても、それが実際に請求された金額の 3 分の 1 以上の総額にどうやったらなるのか、私には見当がつかない。

こうした議論は厳密なものではないが、賠償委員会に提出された請求が筋の通らないものだと実証するくらいの厳密さはある。たぶん請求額は、本当の額の少なくとも 4 倍になっていると思う。だが私が何か請求の費目を見すごした可能性もあるし、この種の議論ではまちがいの可能性についてかなり誤差の余地を残しておくほうがいい。したがって、フランスの主張は平均で実際の金額の 2、3 倍を下回ることはないと主張しておこう。

フランスの要求についてかなり時間を費やしたのは、それが最大のもので、他の連合国からの請求に比べて詳細が手には入りやすいからだ。表面的には、ベルギーからの請求はフランスと同じ批判が当てはまりそうだ。だがベルギーの請求では、文民人口と文民への個人的傷害についての徴収がもっと大きな役割を果たしている。だが物質的な損害は、フランスよりは規模がずっと小さい。ベルギーの産業はすでに戦前の効率性で機能しているし、今後さらに行われるべき再建の量はあまり大規模ではない。ベルギー内務大臣は 1920 年 2 月に国会で、停戦の日に家屋 8 万軒と公共建築 1100 棟が破壊されたと述べた。ここから見て、この費目に関するベルギーの請求額はフランスの請求の 1/4 程度になるべきだと示唆される。だがフランスの侵略された地区のほうが豊かだったことを考えると、ベルギーの損失はフランスの損失の 1/4 より目に見えて少ないはずだ。実際にベルギーが提出した損害請求は、不動産、輸送、文民、囚人 (つまり年金や手当をあわせた総請求額) は 342.54 億ベルギーフランに上った。ベルギー財務省が、1913 年に発表した公式調査の中で、ベルギー全土の総資産を 295.25 億ベルギーフランとしたことから考えて、計測基準となるベルギーフランの価値低下を考慮してもこの主張がきわめて派手に過大だということがわかる。おそらく誇張の度合いはフランスの場合と同じくらい大きいのではないかと。

大英帝国の請求は、年金や手当以外では、ほとんど貨物船舶の損失だ。失われたトン数と損傷トン数ははっきりわかっている。運ばれていた貨物の価値はむずかしい憶測作業となる。喪失総トン数あたり、船体は平均 30 ポンド、貨物は 40 ポンドとして、『平和の経済的帰結』(p. 132) では請求額を 5.4 億ポンドとした。実際の請求額は 7.67 億ポンドだった。これは、取替原価をどの時点で見積もるかでかなり変わる。ほとんどのトン数は、終戦前またはその直後に建造が開始された船舶により取り替えられたもので、したがってたとえば 1921 年の実勢価格よりはずっと費用が高かった。だがそれでも、提出された請求はとても高い。どうやら船舶と貨物どちらも総トンあたり 100 ポンドで推計されているらしく、この過剰分はすべて、損傷または阻害されたが鎮められてはいない船舶について別建ての手当を行っていないことで相殺されるようだ。この数字は、適切な推計というよりも、多少なりとももっともらしい主張を持ち出せる上限の金額だ。私は『平和の経済的帰結』で出した推計値をいまも支持する。

他の連合国の請求は検討を控えよう。詳細は、公表されたものについては補遺 III に挙げた。

上で示した見解は、物損についての請求についてのもので、年金や手当には当てはまらない。だがこれらは、とても大きな費目だ。後者はヴェルサイユ条約によれば、この後者の費目は年金の場合には「条約発効日において、その日にフランスで施行されている年金区分に基づいた資本化費用」として計算され、徴兵された人々の扶養家族に対する敵攻撃期間中に支払われた手当については、それぞれの年に「フランスで施行されていたそのような支払いの平均的な区分支払い額平均に基づいて」行われるとされている。これはつまり、フランス軍の年金や手当の支払い区分がすべてに適用されるということだ。結果は、被害を受けた人々の下図を考えると、計算可能な金額になるはずで、深刻な誤りが生じる余地はほとんどないはずだ。実際の請求額は、10 億黄金マルク単位で次のようになる<sup>\*17</sup>。

10 億マルク (黄金)	
フランス	33
大英帝国	37
イタリア	17
ベルギー	1
日本	1
ルーマニア	4
	93

これはセルビアもアメリカも含まれていない。独立した数字が公表されていないからだ。したがって総額はおよそ 1000 億黄金マルクほどになる<sup>\*18</sup>。

請求額の総計はそれぞれの費目でどんな感じとなり、その総額は賠償委員会の最終査定額と比べてどんな感じになっているだろうか？ 請求額は各種の国の通貨で述べられているため、総額を出すのも生中な作業ではない。以下の評で、仏フランは黄金マルクに 2.20

<sup>\*17</sup> フランはここでは、黄金マルクに対しては 2.20、英ポンドは 1.20 で換算されている。

<sup>\*18</sup> これは私が『平和の経済的帰結』(p.148 訳注：実際には p.160 ではないか？ 山形訳 pdf p.61) で出した推計値とぴったり一致する。だがそこで私は「請求各国の取り分よりは、この総額のおおまかな精度のほうにずっと自信がある」と加筆した。この但し書きは必要だった。というのもフランスの請求額を過大に査定し、大英帝国とイタリアの請求額を過小に見積もってしまったからだ。

(上で説明したように賠償委員会が採用した為替レート) で換算し、ポンドはほぼ等価なレート (フランのレートを元にした類比)、ベルギーフランは仏フランと同じレート、イタリアリラはこのレートの 2 倍、セルビアディナールはこのレートの 4 倍、日本円は等価レートとしている。

10 億マルク (黄金)	
フランス	99
大英帝国	54
イタリア	27
ベルギー	16.5
日本	1.5
ユーゴ=スラビア	9.5
ルーマニア	14
ギリシャ	2
	223.5

この表からはポーランドとチェコスロバキアは除いてある。この両国の請求はおそらく認められないからだ。また、請求を提出しなかったアメリカも入っていない。さらに補遺 III に示したいくつか小規模な請求国も除外した。

したがって丸めた数字で見ると、賠償委員会の前に提出された請求を 2250 黄金マルクと考え、そのうち 950 億は年金や手当の分であり、1300 億は他の費目での請求と考えて良い。

賠償委員会は、決定を発表するにあたり、請求国別の数字や費目別の数字は出さず、単に総額を出しただけだ。その数字は 1320 億だ。つまり請求された総額のおよそ 58% となる。この決定はドイツの支払い能力はまったく考慮しておらず、ヴェルサイユ条約で決定した費目の下で正統に請求できる金額についての、公平であろうとした査定額ではない。

この決定は全員一致ではあったが、かなりの見解の相違は見られた。利害関係者の代表団を設定して、自分たち自身の主張について公正な判断を行うよう期待するのは、不適切だし、慎みにもとる行為でもある。この取り決めは、ヴェルサイユ条約に一貫して流れる、連合国はまちがいを行うどころか、えこひいきすら絶対に行わないのだという想定 of 副産物だ。

イギリスでは、この決定に到るまでの過程については何一つ公表されなかった。だが一時は賠償委員会の委員長でおそらくはその中身について熟知していると思われるポアンカレ氏は、1921 年 5 月 15 日付け *Revue des Deux Mondes* で発表した記事で、そのヴェールの一部をめぐってみせてくれた。そこで彼は、最終結果はフランス代表とイギリス代表との間の妥協であり、イギリス代表は 1040 億で数字を確定させたがり、この判定を巧みで情熱的とすらいえる支持論により擁護してみせたと明かしている<sup>\*19</sup>。

賠償委員会の決定が最初に発表され、提出された請求をこれほど大幅に切り捨てている

<sup>\*19</sup> 「これはフランス代表デュボワ閣下と、イギリス代表ジョン・ブラッドベリ卿 (その後辞任) との間のいささか痛々しい妥協の結果であり、ブラッドベリ卿は 1040 億の数字に固執して、イギリス政府の主張を情熱的な巧みさで擁護したのである」

ことがわかったとき、私はそれを国際問題における正義の大きな勝利だとして賞賛した。これはたぶん、自分自身の予測ときわめて近かったことに浮かれたせいも多少はあっただろう。が、ある意味で私はいまでもこれが正義の勝利だと考えている。賠償委員会は連合国政府の請求の正当性を否定するのにかなりの手間をかけた。実際、年金と手当以外の請求費目の削減はかなりのものだったにちがいない。というのも年金分の請求は、おおむね厳密な計算ができるから\*20、42%などの初期誤差が生じるようなものでは絶対にあり得ないからだ。もし年金や手当の請求額を950億から52億に減らしたなら、他の請求費目を1300億から52億に減らしたということだ。つまりは6割減ということになる。だがそれでも、いまや手に入るデータから見て、彼らの判定が不偏不党の審判の前で維持可能なものとは思わない。ポアンカレ氏がジョン・ブラッドベリ卿のものとしている1040億という数字は、厳密に公平な査定額に最も近いものだろう。

事実に関するまとめを完成させるためには、特に二つの事実を追加しなくてはならない。(1) 賠償委員会の査定総額は、ドイツとその同盟国に対する総請求額を含んでいる。つまり、ドイツ軍だけでなく、オーストリア＝ハンガリー、トルコ、ブルガリアの軍が行った損害も含むということだ。ドイツの同名国が行った支払いが少しでもあれば、それは請求額から差し引かねばならない。だがヴェルサイユ条約の賠償章補遺Iは、全額をドイツが支払わねばならないかのような書き方になっている。(2) この総額は、ヴェルサイユ条約の下で戦争中に同盟国がベルギーに貸した融資の返済として必要となる金額を除いている。ロンドン合意の時点(1921年5月)に、この費目下でのドイツの負債は、暫定的に30億黄金マルクとされた。だがこうした融資は、ドル、ポンド、フラン建てで行われたものであり、それをどの為替レートで黄金マルクに換算すべきかは、そのときには決まっていなかった。この問題の仲裁のために、賠償委員会でのアメリカ代表であるボイデン氏を選ばれ、1921年9月末に彼は、換算レートは停戦日での為替レートに基づくべきだという決定を発表した。条約で決めた5%の金利を入れると、この負債は1921年末の時点で60億黄金マルクになるというのが私の推計だ。このうち1/3強ほどはイギリスに対するもので、フランスとアメリカがそれぞれ1/3弱ほどを受け取れる。

従って私の最終的な結論としては、ドイツから支払われるべき金額として得られる最高の推計は、ヴェルサイユ条約の厳密な解釈に基づけば、1100黄金マルクだということになる。これは主要な費目としては以下のような内訳となる――年金や手当が740億、文民の財産や個人への直接被害が300億、ベルギーが引き起こした戦争債の分が60億だ。

この総額は、ドイツの支払い能力を上回る。だが年金や手当を除外した請求額なら、支払い能力の範囲内に収まるはずだ。年金や手当分の要求を含めるのは、パリにおける長い闘争と辛辣な論争のテーマとなった。私は、この要求がドイツの停戦要求に応じた条件とは不整合だと主張する人々が正しかったろ論じた。この問題については次章でさらに論じよう。

## 補論 V 1921年5月1日に先立つ受取額や費用

ヴェルサイユ条約での規定では、ドイツは1921年5月1日までに10億黄金ポンド(一部控除あり)を支払うことになっていたが、これは事実と可能性からあまりにかけ離れた

\*20 これに関連した正当な論争となる問題は、紙フランを黄金マルクに換算する為替レートだった。



もので、これまで当分の間、パリの想像力皆無な想像力のこの申し子についてはだれもあまり触れなかった。1921年5月5日のロンドン合意でこれは完全に放棄されたので、もはや時代遅れの論争に立ち戻る必要はない。だがこの移行期にドイツが実際にどんな支払いを行ったのかを記録しておくに興味深い。

以下の詳細は、イギリス財務省が1921年に発表した声明からのものだ。

表 4.1 賠償委員会によるドイツからの支払い概算、1918/11/11-1921/4/30

黄金マルク	
現金支払い	99,334,000
物納：	
船舶	270,331,000
石炭	437,160,000
染料	36,823,000
その他	937,040,000
	1,780,688,000
現金化されていない不動産や資産	2,754,104,000
	4,534,792,000
	およそ £284,500,000

不動産というのは主に、フランスに譲渡したザールの炭坑、デンマークに譲渡したシュレスヴィヒの国有財産、ポーランドに譲渡した領土にある国有財産（一部例外あり）だ。

現金全額、船舶の2/3、染料の1/4はイギリスのものとなった。ザール炭坑の大半と「その他」の物納は、ドイツ軍が残した有価物も含め、フランスのものとなった。一部の船舶、石炭など物納の一部、さらにシュレスヴィヒについてデンマークが支払うべき補償はベルギーのものとなった。イタリアは石炭や船舶その他小物の一部を手に入れた。ポーランドのドイツ国有財産の価値は、ポーランド以外には移転しようがない。

だがこうして得られた金額は賠償には使えなかった。そこから、以下の二つを差し引く必要があった。(1) スパ合意の下でドイツに返された金額である3.6億黄金マルク<sup>\*21</sup>、(2) 進駐軍の費用だ。

1921年9月、賠償委員会は停戦から1921年5月1日までの連合軍によるドイツ領進駐費用の概算を以下のように発表した。

こうした金額を黄金マルクに換算するのは、どの換算レートを使うべきかについて、いつもながらの論争を引き起こす。だが総額は30黄金マルクと推計され<sup>\*22</sup>、うち10億はアメリカ、10億はフランス、9億はイギリス、1.75億はベルギー、500万はイタリアに行くこととなった。1921年5月1日、仏蘭西はライン地方に7万人の兵を置き、イギリスは18,000兵ほど、アメリカは無視できる程度の数しかいなかった。

<sup>\*21</sup> イギリスが提供したおよそ £5,500,000、フランスが出した 772,000,000 フラン、ベルギーが出した 96,000,000 フラン、イタリアによる 147,000,000 リラ、ルクセンブルクの 56,000,000 フランで構成される。

<sup>\*22</sup> ドイツ当局は少し高めの数字を発表している。1921年9月にドイツ国会に同国財務相が提出したメモによると、進駐軍の費用とライン地方委員会の費用は、1921年3月末までで 3,936,954,542 マルク（黄金）だ。これは占領列強の初段階における支出で、その後ドイツから回復されるべき支出についてのものとなる。これに加えて 7,313,911,829 マルク（紙）が、ドイツ当局が直接対応した支出に関するものとなる。

表 4.2 賠償委員会によるドイツからの支払い概算、1918/11/11-1921/4/30

	総費用	人日あたり費用
アメリカ	\$278,067,610	\$4.50
イギリス	£52,881,298	14s.
フランス	Frs. 2,304,850,470	Frs. 15.25
ベルギー	Frs. 378,731,390	Frs. 16.50
イタリア	Frs. 15,207,717	Frs. 22

移行期の純結果はしたがって、以下のようになる。

(1) ポーランドに移譲された国有財産を置いておくと、停戦後の2年半でヴェルサイユ条約の厳しい規定の下（これは流動資産すべてを吸い上げるように設計されていた）、ドイツから得られる移転可能な富は、その資産回収の費用をギリギリカバーできる程度の金額となった。つまりは進駐軍の費用を負担できる程度にとどまり、賠償には何も残さなかった。

(2) だがアメリカは軍隊のために受けとるべき10億をまだ支払われてはいないのに、他の連合国は、合計で10億ほど超過して受けとっている。この超過分は公平に分割されたのではなかった。イギリスは4.5-5億黄金マルクほど経費より少なく受けとり、ベルギーは自分の費用より3-3.5億多く受け取り、フランスは費用より10-12億多く受けとっている<sup>\*23</sup>。

ヴェルサイユ条約の厳密な解釈の下では、取り分より少なくしか受けとっていない連合国は、多く受けとった連合国から、差額を現金で受けとるよう主張できる。この状況と、1921年5-8月にかけてドイツが支払った10億の割り振りが、1921年8月13日にパリで暫定的に調印された金銭合意の主題となった。この合意は主にフランスに対し、一部はベルギーが譲歩を行ったものとなった。ベルギーは実質的に、ドイツからの賠償支払いとして受けとる最初の金額のうち20億について、優先受け取り権を一部先送りすることに合意したことになる。また部分的にはイギリスも譲歩を行っており、連合国同士の内部会計のために、ドイツが供給した石炭については、ヴェルサイユ条約で定められたより低い価値評価を受け入れたのだった<sup>\*24</sup>。将来の支払いに対するこうした譲歩のため、1921年5月1日の後で受けとる最初の現金10億は、イギリスとベルギーの間で山分けされ、イギリスは4.5億黄金マルクを進駐費用のために受けとるべき金額を差し引くものとして受け取り、ベルギーは合意された優先支払いの追加の返済として受けとった。この合意は、フランスの新聞ではフランスに新しい負担を強いるものとして描かれたり、既存の権利をフランスから奪うものとして描かれたりした。だがこれは実際とはちがう。この合意は最初から一貫して、ヴェルサイユ条約の条文とスパ合意の条文がフランスに不利をもたらすであろう厳しさを和らげる狙いのものだった<sup>\*25</sup>。

<sup>\*23</sup> こうした数字の正確さを補償する気はない。これは不完全な公開情報に基づく私の大ざっぱな推計だ。

<sup>\*24</sup> その一方で、船荷の価値評価についてはイギリスの見方が採用された。

<sup>\*25</sup> この合意がブリアン氏の内閣にとって持っていた政治的困難を考えると、問題は明らかにイギリスとベルギーが割り当てを上のように受けとることについて、合意の中で扱われた問題の「最終的な清算の調整」を受け取るような形で調整されたのだった。1921年9月30日の最終的な結果は、上の金額を含めイギリスはスパの石炭支払いについては£5,445,000の返済を受け、また進駐軍の経費（総額およそ£50,000,000）として£43,000,000ほどを受けとったか回収の途上にある、というものだった。したがって三年にわたる賠償の結果としてイギリスの回収費用は、受けとった金額より£7,000,000ほど多かったことになる。

こうした物納分の実際の価値は、物納品の価値がかつては最新だった推計よりどれほど低下したかを示す驚くべき例だ。賠償委員会は、ドイツが商船艦隊について受けとる賠償金計上額が、7.55 億黄金マルクほどになると述べた。この数字が低いのは、多くの船が貨物量減少の後で廃棄されたせいもある\*26。それでもこれは、大きな価値を持つ実体資産の一つであり、一時はドイツが莫大な支払いを行う能力について疑問視する人々に対し、これが根拠として提示されていた。これはドイツに対して行われている請求額と比べてどの程度のものになるだろうか？ 請求額は 1380 黄金マルクだが、これに対して年に 6% の利子、つまり 82.8 億黄金マルクが化せられる。つまりドイツの商戦艦隊はそのすべてをもってしても、その降伏があれほどの誇りを鎮め、実に多くの努力を飲み込んだものでありながら、1 ヶ月ほどの利払いにしかならないということだ。

## 補論 VI 連合国の中での受取金額の分割

連合国政府はスパ会合 (1920 年 7 月) の場を利用して、パリで大いに問題となり、未解決のままだった賠償問題を内輪で解決しようとした\*27 - つまり受けとった賠償額を各種の連合国の請求の間でどうやって山分けするか、という比率の問題だ\*28。ヴェルサイユ条約では、ドイツから受けとった金額は連合国の間で「全般的な公平性とお互いの権利に基づき、事前にお互いに定めた割合で」分割すると定めている。パリで合意に達することができなかったというタルデュー氏の描く失敗は、この条文の時制を不正確なものとしてしまったが、スパ会合では以下のように定められた\*29:

フランス	52%
大英帝国	22%
イタリア	10%
ベルギー	8%
日本とポルトガル	それぞれ 0.75%

残りの 6.5% はセルビア＝クロアチア＝スロベニア国家と、ギリシャ、ルーマニアなどスパ合意の調印国ではなかった列強のために温存された\*30。

この合意は、イギリスのある程度の譲歩になっていた。イギリスの比率上の取り分は、賠償だけにに基づいた場合よりも年金を含めたことで大幅に増えた。そしてパリでロイド＝

\*26 こうした船舶を、停滞期での価格で評価するのに、ドイツによる潜水艦の破壊をそうした船舶の好況時での取替費用で負債とするのは、不公正に思える。こうした提供されるべき船舶についての私の推計は (『平和の経済的帰結』 p.101) £120,000,000 だった。

\*27 タルデュー氏 (*The Truth about the Treaty*, pp. 346 - 348) は講和会議でのこの問題に関する不首尾に終わった話し合いについて述べている。フランスはスパで、パリ会議で自分たちが主張しロイド＝ジョージ氏が拒否したものよりほんのわずかに多い比率を獲得した。

\*28 この合意の条文のまとめとしては補遺 I を参照。

\*29 1921 年 7 月の英連邦首相会議で、大英帝国の取り分は大英帝国の構成国家の間でさらに次のように分割された:

イギリス	86.85	ニュージーランド	1.75
小植民地	.80	南アフリカ	.60
カナダ	4.35	ニューファンドランド	.10
オーストラリア	4.35	インド	1.20

\*30 スパ合意はまた、ブルガリアや、旧オーストリア＝ハンガリー帝国の構成国からの受取額の半分も常軌の割合で山分けし、残り半分のうち 40% はイタリアに、60% はギリシャ、ルーマニア、ユーゴ＝スラビアに行くべきだと定めている。

ジョージ氏が主張した比率（つまりフランスとイギリスの取り分の弘津は5:3になるべきだというもの）は、おそらくこれより真実に近かっただろう。私はフランス45%、大英帝国33%、イタリア10%、ベルギー6%、その他諸国6%のほう条約の下での各国の請求額ともっと正確に対応していたと考える。だが各種の事実に照らして見れば、スパにおける分割は全体としてきわめて公正なものだったと言えるかもしれない。

同時に、ベルギーが1億黄金ポンドまで優先権を持つことが再確認された。そして戦争中にベルギーに対して他の連合国が行った融資は、条約232条<sup>\*31</sup>に基づきドイツが負担するが、これは次に受けとられる金額の中で対応すべきだという点も合意された。こうした融資は、1921年末には、3億黄金ポンドくらいになり、うち1.1億ポンドはイギリス、1億ポンドはフランス、0.9億はアメリカに対するものとなる。

したがってスパ合意の下では、ドイツから現金で受けとる金額と、物納についての計上額は、以下の順番でドイツの債務返済に充てられることになっていた。

1. 占領軍の費用、1921年5月1日までで1.5億黄金ポンドと推計。
2. スパ合意の下でのドイツに対する食料購入用の先渡し金、およそ1800万黄金ポンド
3. ベルギーの優先受け取り分1億黄金ポンド
4. 連合国のベルギーに対する先渡し金返済、およそ3億黄金ポンド

これをあわせると、総額5.7億黄金ポンドほどになり。私の推計では1.5億黄金ポンドほどがフランスに行き、1.7億黄金ポンドがイギリス、1.1億黄金ポンドがベルギー、1.4億黄金ポンドがアメリカに支払われる。

思うに、合意を厳密に解釈するとアメリカに支払われるべき金額がいかに大きいかを認識している人はほとんどいないのではないか。フランスはすでに上の通り、自分の取り分の2/3近くを受けとっているし、ベルギーは1/3、イギリスは1/3以下で、アメリカは何も受けとっていないので、ここからドイツの今後の支払いについて最も有利な仮説に基づいたとしても、近い将来にフランスに支払われる金額は、厳密に言えば比較的少額になってしまう。

1921年8月13日の財務合意は、こうした優先順位のフランスに対する厳しさを変えるよう意図されたものだった<sup>\*32</sup>。この合意の詳細はまだ公表されていないが、連合国によるベルギーに対する戦争先渡し金の返済について、スパで考えられたものとはいささかちがった取り決めを行うとされている。

この合意がフランスの国民にどう受け止められたかは、人々に何も説明しないとどうなるかを見事に示したものだ。スパ合意の影響はフランスではまったく理解されず、結果として八月金融合意は、フランスの立場を大いに改善したのに、フランスの既存の権利を深刻に阻害するモノと信じられたのだ。ドーマー氏は自国民に真実を告げるだけの勇気をついぞ持たなかったが、持っていたとしたら、この合意に暫定的に調印したことで、彼が自国の利益のために行動していたのははっきりしたことだろう。

<sup>\*31</sup> 「ドイツは(中略)ベルギーが1918年11月11日までに連合国と同盟政府から借りた全金額を、その金額に対する年率5%の利息込みで弁済するものとする」。スパで決まったこの返済の優先度は、ヴェルサイユ条約で考えられていた手順とは少しちがっている。条約では返済は1926年5月1日までに行うとされていた。

<sup>\*32</sup> 上のp.52を参照。

アメリカに言及したことで、アメリカがヴェルサイユ講和条約の下で持っている例外的な立場に目が向けられる。アメリカは条約を批准しなかったが、そこに定められた権利を何一つ放棄するものではない。これは占領軍の費用負担（だがこれは、アメリカが拿捕したドイツ船舶でわずかながら相殺されている）だけでなく、ベルギーに対する戦争前渡し金の返済についても当てはまる<sup>\*33</sup>。ここから、アメリカは厳密に言えば、近未来におけるドイツからの現金受取の相当部分を手にする権利があるということになる。

だがすでに述べた通り (p.30)、こうした請求を相殺する可能性があるものがあり、ここでもそれを見すごしてはならない。ヴェルサイユ条約の下では、連合国における民間ドイツ人の資産は、クリアリングハウス制度を採用した国々の場合には、まず最優先としてドイツ国民から問題の連合国国民に対する負債に適用されるべきであり、残額があればそれは賠償に充てられる。これに類する、アメリカに存在するドイツ人資産がどうなるのかについてはまだ決まっていない。この余剰資産は、総価値は\$300,000,000 ほどかもしれない<sup>\*34</sup>、議会の決定がない限り敵性財産管財信託人によって保持される。ときに、こうした資産を担保にドイツに対して有利な融資をするという交渉が行われてきたが、法的な地位のために進捗は不可能となった。いずれにしても、この重要なドイツ資産はまだアメリカの支配下にある。

<sup>\*33</sup> 1921年8月25日に調印され、その後批准されたアメリカとドイツの講和条約第一条には、ドイツがアメリカに対し、1921年7月2日議会共同決議で指定された権利、特権、補償、賠償などの利点すべてをアメリカに与えると明示的に書かれており、「そこにはヴェルサイユ条約の下でアメリカの利益として記述された権利や利点すべてを含む。この条約をアメリカは批准していないという事実にもかかわらずアメリカはこの便益を享受するものとする」

<sup>\*34</sup> 1921年8月にワシントンで発表された声明によると、管財信託人は\$314,179,463の価値を持つドイツ人資産を抱えているとのことである。



## 第5章

# 年金についての賠償請求の合法性

「国際政治への道徳の適用は、実際に行われていることというよりはむしろ、きわめて不足しているものです。また私が他の何百万人もの人々とならんで犯罪の加担者にされているときには、私はおおむね肩をすくめるだけです」――『平和の経済的帰結』著者宛の、親しい批評家からの手紙

これまでの章で、年金と手当の請求は荒廃分についての請求の倍近くだから、それを連合国の要求に含めることで請求額が3倍近くになっていることを見た。これは、支払える要求と支払えない要求とのちがいとなる。したがって重要なのだ。

『平和の経済的帰結』で私は、この請求が我々の約束に反していて、国際的に不道徳な行為だという意見の根拠を述べた。以来、これについてはいろいろ書かれてきたが、自分の結論が本気で否定されたとは認めがたい。ほとんどのアメリカの著者は私の意見を受け入れた。フランスの著者はほとんど無視した。イギリスの著者のほとんどは、全体としての証拠が私の見解を否定するものだと示すのではなく、反対側についても、まあ考えられなくもないか、単にないとも言えないような指摘をいくつか行うだけだった。彼らの反論は17世紀蓋然論のイエズス会教授たちのものと同じで、連合国は絶対完全かつ確実に間違っていることが示されない限り正当なのであり、彼らに有利な確率はどんなに小さなものであっても、彼らを罪状から救うに十分だというものだ。

だがドイツの元敵国民のほとんどは、私の見方が受け入れられた場合ですら、あまり興奮したい気分ではない。本章の冒頭の一節は、ありがちな態度を述べたものだ。国際政治は昔も今もならず者のゲームであり、民間の一般市民はそれについてほとんど個人的に責任を感じない。もし敵がルールを破ったら、その行動は自分たちの気分を述べる適切な機会を与えてくれる。だがこれは、そうしたことがこれまで決して起きておらず、今後二度と起きてはいけないという冷静な意見に人々を縛るものと思っはいけない。繊細で誇り高い愛国者はこれがお気に召さないが、彼らは「おおむね肩をすくめるだけ」なのだ。

これはある程度は常識的な話だ。これを否定し去ることはできない。国際的な道徳は、粗雑な法文主義と考えるなら、世界にとってきわめて有害かもしれない。もしすべてを考慮しないならまちがった判断を下しかねないというのは、私的な問題と少なくとも同じくらい、こうした莫大な規模の取引についても真実である。そして逆に、プロパガンダが熱気、感情、利己性、道徳的な煽りを引き起こして群集感情をそそのかしているときに、本来の仕事を果たすべき原理原則に訴えかけるのも、浅はかではある。

だが、珍しいことが起きたわけではないのはわかるし、人間の動機はいつもながらのも

のでしかないのは理解する一方で、この行為は極度に陰険なものであり、道徳的な目的を偽善的に持ち出すことでそれが悪化したと私は今でも考えている。これに立ち返る私の狙いは、一部は歴史的で、一部は実務的なものだ。きわめて興味深い新しい資料が登場して、物事の方向性を指示してくれている。そして実務的な理由からこの請求を破棄するようみんなが合意できるなら、清算はずっと簡単になる。

\* \* \* \* \*

敵に対して年金分を請求するのは連合国の約束に反するものだと考える人々は、その見解の根拠をウィルソン大統領が、連合国の承認のもとで1918年11月5日にドイツ政府に通知した条件に求める。これを条件としてドイツは停戦を受け入れたのだった<sup>\*1</sup>。これに対して、連合国は自分たちの都合次第で年金を課す権利が十分にあるのだという反谷の意見は、二つのちがった議論に支えられている。一つは1918年11月11日の停戦条件が、1918年11月5日のウィルソン大統領の通達の下にあるものではなく、それを上書きするものであり、特に賠償については通達に縛られないという立場だ。もう一つは、ウィルソン大統領の通達を正しく理解すればこれは年金を除外していないという立場だ。

この最初の路線での議論は、講和会議の間にクロツツ氏とフランス政府が採用したもので、もっと最近ではタルデュー氏も後押ししている<sup>\*2</sup>。これはパリでアメリカ代表団全体により否定された見解であり、イギリス政府もこれをきちんと支持したことはない。ヴェルサイユ条約に関するまともな著者は、フランス人著者以外はこの見解を認めていない<sup>\*3</sup>。またこれは、条約の最初の草稿においてドイツ側の意見への対応として、講和会議自体も却下した意見でもある。二番目の議論は、講和会議でのイギリス政府の主張であり、この方向性での主張がついにウィルソン大統領も転向させることとなった。

1. 様々な人が、かつては機密だった具体情報を公表しており、おかげで停戦についての議論の流れが再構築できるようになってきた。これは1918年11月1日の連合国戦争評議会による停戦条件の検討で始まった<sup>\*4</sup>。

<sup>\*1</sup> 関係する下りの正確な文言を『平和の経済的帰結』第5章に挙げた。

<sup>\*2</sup> *The Truth about the Treaty*, p. 208.

<sup>\*3</sup> たとえば国際問題研究所 (Institute of International Affairs) が発表した *The History of the Peace Conference of Paris* は以下のような判断を下している (vol. ii., p. 43): 「すると当時のこの声明 (つまりウィルソン大統領の1918年11月5日の通達) こそが、連合国がヴェルサイユ条約における賠償について何を請求する権利があるかの議論においては、決定的な文書として解釈されるべきである。そしてこれは、戦費をすべて回収しようとする疑問の余地なき権利を意図的に制約しようとするものという解釈以外は困難である」

<sup>\*4</sup> 以下の具体的な文はオレンドルフ社が1921年に出版した、「Mermeix」による *Les Négociations Secrètes et les Quatre Armistices avec pièces justificatives* からのものである。この見事な書物は、受けるべき注目を受けていない。その大半は、停戦条件を検討した連合国最高評議会の会合の秘密 *Procès Verbaux* の逐語的な写しとなっている。見たところこの開示は本物であり、一部はタルデュー氏も裏付けている。ここでの私の主題とは関係していない論点について、きわめて興味深い下りがたくさんある。たとえば連合国は、ドイツ人が騒ぎだてた場合にドイツ艦隊の接収にこだわるべきかどうか、といった話だ。この記録を見るとフォック元帥がとても栄誉ある人物として浮上し、敵からは必要ないものを要求してはならないし、無内容なつまらないもののために血を流しては行けないという決意を見せている。ハウス大佐への回答としてフォックは以下のように述べた。「もしドイツがこちらの課している講和条件を受け入れたら、それは降伏である。このような降伏は、最大級の勝利から得られるすべてを与えてくれる。こうした状況で、私はこれ以上一人の命といえども危険にさらす権利があるとは認めがたい」。そして同じく10月31日に「もし我々の条件が受け入れられるなら、それ以上のものを望むべくもない。我々が戦争をするのは、目的を達成するためだけであり、それを無為に長引かせたくはないのだ」。ドイツが東部から撤退するにあたり、軍備の1/3を残していくべきだというバルフォア氏の提案に対して、フォックは以下のように意見した。「こうした条項をあれこれ割り込ませることで、我々の文書はキメラじみた代



浮上する最初の点は、ウィルソン大統領（後になってドイツ宛の1918年11月5日通達の文を整えた）に対する連合政府の回答は、賠償に関する言及についての彼らの解釈を14カ条で定義したものだ、停戦条件の関連条項を起草したのと同じ最高評議会のセッション（11月1-2日のもの）で起草され承認されたということだ。そして連合は、ウィルソン大統領への回答を、まさにその停戦条件の草稿を承認した後になってからやっと承認したということだ。そこでの停戦条件草稿は、フランスの見解によれば、ウィルソン大統領への回答で概説された条件を上書きして否定したのだ、ということになる\*5。

最高評議会の議事録（公開分）は、彼らの心の中にそんな二重性があったというフランスの主張の裏付けをまったく与えてくれない。逆に、評議会が講和条件における賠償への言及で、彼らの大統領に対する回答をいささかも変えるつもりがなかったのがはっきりする。

記録を見ると、この問題に関する限り、以下のようにまとめられる\*6。クレマンソー氏は停戦条件の初稿に盗まれた財産の回復や賠償についてまったく言及がないことを指摘した。ロイド＝ジョージ氏は、回復については何らかの言及があつて然るべきだが、賠償は停戦条件というより講和条件だと回答した。ハイマンズ氏はロイド＝ジョージ氏に同意した。ソンニオ氏とオーランド氏はさらに踏み込んで、どちらも停戦条件に入れる性質のものではないと考えたが、ロイド＝ジョージ&ハイマンズの、回収だけ入れて賠償は入れないという妥協案をよるこんで受け入れるという。ハイマンズ氏が草稿を作るまでこの議論は先送りとなった。翌日、再び集まったときに、次の3語 *Réparation des dommages* を含む草案を提案したのはクレマンソー氏だった。ハイマンズ氏、ソンニオ氏、ボナー・ロー氏は全員、これが停戦条件に入れるべきかどうか疑問を呈した。クレマンソー氏は、単に原則を述べておきたいだけで、フランスの世論は賠償についての言及がなければ驚くと回答した。ボナー・ロー氏は反対した。「それはすでにウィルソン大統領への手紙で触れたことだし、それを彼はドイツ側に伝えるはずだ。繰り返すだけ無駄だ」\*7。この主張には何の反対も生じなかったが、感情的な理由と世論の満足のためクレマンソー氏の3語が追加されることになった。評議会はそれから別の議題に宇散った。最期の瞬間に、クロッツ氏が次のような言葉をはさんだ。「金銭問題の冒頭に、連合国の将来の請求権を留保する一節を追加するほうが確実であろうと思う。私としては「連合国の側として今後の請求や要求について一切否定するものではなく」という表現を提案したい」\*8。出席社のだれ一人として、この一文は連合国が、文書に言及しなかったからというだけで既存の権利をすべて放棄したという意外に、実質的、形式的な受容性があるとは思いつかなかったようだ。そしてこれは議論なしに受け入れられた。後にクロッツ氏は、この小さな仕掛けで14カ

---

物になってしまう。というのもこうした条件のかなりの部分は実行不可能だからだ。こうした実現不可能な支持は控えるほうがよろしかろう」。オーストリアに対しても彼は人道的であり、政治家たちが提案している封鎖の引き延ばしを恐れた。1918年10月31日に彼は語る。「厳密に言えば軍事的な問題ではないものに口をはさませてもらう。我々は封鎖を講和までは維持するとされており、つまり新生オーストリアができるまでということだ。これは長い時間がかかりかねない。つまりこの国は飢餓を運命づけられ、無政府状態に押しやられかねない」

\*5 この点はタルデュー氏も *op. cit.*, p. 71 で同意している。

\*6 Mermeix, *op. cit.*, pp. 226 - 250 を参照。

\*7 このボナー・ロー氏によるきわめて重要な主張は、タルデュー氏 (*op. cit.* p.170) も引用しており、したがってその正真性は疑問の余地がない。

\*8 “Il serait prudent de mettre en tête des questions financières une clause réservant les revendications futures des Alliés et je vous propose le texte suivant: ‘Sous réserve de toutes revendications et réclamations ultérieures de la part des Alliés.’”

条を自分が、賠償と財務問題に関する限り廃止したのだと豪語した（とはいえそのまったく同じ会合で、連合軍はウィルソン大統領に14カ条を受け入れるというメモを送付したのだが）。そして、連合軍に対してドイツに、戦費を全額要求する権利を確保したと豪語した。だが私は、こうした用語に何の重要性も付与しなかった最高評議会が正しかったと判断すると思う。こんなこずい小技についての個人的なプライドのため、クロッツ氏とそのお仲間タルデュー氏は、まともな人々がいまや放棄した主張にあまりに長くこだわりすぎることとなった。

この下りに関連して最近明らかになった逸話があって、世界の落とし穴を見事に示すものと言えるかもしれない。クロッツ氏は、評議会の閉会直前に自分流の文言を導入したので、それに対して無用なほどの注目が集中した可能性は低い。だがだれでも不運には襲われるもので、同じ状況のために書記の一人が言葉をまちがって書き留めてしまったらしい。ドイツ人たちが署名を求められた文章には、「要求」を意味する *revendication* のかわりに、「譲歩」を意味する *renonciation* という言葉が書かれていたのだ\*<sup>9</sup>。この言葉はあまり具合がよいとは言えない。だがクロッツ氏は、予想したほどこのまちがいはよる不都合には苦しまなかった。というのも講和会議ではだれも、クロッツ氏が賠償委員会の前で議論するのに使った、停戦合意として公式に回覧されたフランス語文言が、ドイツの実際に調印したものと一致しておらず、クロッツ氏の意図した文言になっていることに気がつかなかったからだ。それでも、英独の公式文書にいまでも見られるのは *renonciation* という用語なのだ\*<sup>10</sup>。

2. もう一方の議論の流れは、もっと細かい知的問題を提起するもので、単なる小手先の手品の話ではない。もし我々の権利が、1918年11月5日に連合軍の名前の元でドイツに送られた通達の条件に支配されているなら、問題はそうした条件の解釈に異存する。バルーチ氏とタルデュー氏が、講和会議でこの問題についての議論に関係する公式報告のかなりの部分を公表したので（極秘文書も含む）、我々は連合軍の主張の価値を評価するのに、いまだかつてないほど有利な立場にある。

講和の基盤を形成するはずの、大統領による宣言は、「軍税」や「懲罰的な被害」はなく、ベルギー、フランス、ルーマニア、セルビア、モンテネグロの侵略領土は回復される、ということだった。これは潜水艦や空襲による被害は含んでいない。このため連合軍政府は、大統領の方式を受け入れたときに、「回復」が何を含むのかという点について留保をつけた。その文言は以下の通りだ『『それ』(i.e. 侵略した領土の回復)』という単語で、彼らはドイツにより、連合軍の文民人口とその財産に対してドイツの陸海空からの攻撃によりなされた、あらゆる損害についての賠償が行われると理解した」

こうした文言の自然な意味や狙いは、「侵略された領土の回復」という一節の解釈として導入され、海での潜水艦と巡洋艦による攻撃を含め、空からの航空機や飛行船による攻

\*<sup>9</sup> つまり実際の文章は “Sous réserve de toute renonciation et réclamation ultérieure,” となっており、“Sous réserve de toutes revendications et réclamations ultérieures” にはなっていなかった。

\*<sup>10</sup> この逸話を記録しておくのは歴史的な興味からだ。私見では実際の文が “revendications et réclamations” だろうと “renonciation et réclamation” だろうと、ここでの議論には実質的な差はまったく生じない。というのもどちらの用語も単に保護的な一節だと考えるからだ。だが後者の一節のほうが正式なのだとすれば、クロッツ氏の立場のもっともらしさは大幅に弱まる（こんな弱い主張がこれ以上弱まる余地を持つとすればの話だが）。国際問題研究所の *History of the Peace Conference of Paris* 編纂者は、この問題の表現のずれを初めて発見し、それを公表した最初の人物だが (vol. v., pp. 370 - 372) が、この問題の文でどちらの文言が使われたかはクロッツ氏の議論の価値に実質的な差をもたらすのだという見方を採用している。

撃を陸からの軍事攻撃に含めることだったということを出そう。これはあらゆる状況から見て、事前にきちんと通告されているという条件の下でなら、問題の一節の正当な拡張と言える。連合国は正しくも、もし今のままの一節を受け入れたら「侵略された領土の回復」という一節は、陸からの軍事攻撃の結果として生じた被害に限られる可能性があることを理解したのだった。

この連合国政府の留保についての解釈、つまりそれが海や空からの攻撃活動を陸からの攻撃行動に含めたというものであり、年金や家族別離手当などは絶対に含み得ないという解釈は、パリでのアメリカ代表団に採用されたものだった。彼らはドイツの債務が、そうした攻撃により生じた「非軍事アメリカ代表団も認めたさらなる賠償債務は、的的性格を持つ財産への直接的な物理被害と、文民への直接的な物理的傷害」<sup>\*11</sup> についてのものだと考えた。大統領の声明の別の部分に含まれるもので、国際法違反に関連する部分、たとえばベルギーにとって有利となる中立性条約の侵害や、戦争捕虜の違法な扱いなどに関するものだ。

もしイギリス首相が、ドイツからこの解釈で正当化できる以上のものをドイツから引き出すという公約で総選挙に勝利したのであれば<sup>\*12</sup>、そしてフランス政府が同様に正当化できない期待を煽らなければ、だれもこの解釈を否定したりはしなかったのではないだろうか。こうした公約は無謀に行われた。だがその公約が行われた直後に、それが我々の約束に反しているのだと認めるのは、著者たちにとって容易ではなかった。

この議論は、アメリカ以外の代表団の間で起こり、我々はドイツから直接間接を問わず、戦争により生じたすべての損失や損害を要求する権利を奪うようなものは一切約束していないのだと主張された。バルーチ氏によると「連合国の一つはさらに踏み込んで、停戦があまりに予想外に締結されたため、敵対性が中断されたことにより自分たちに金銭的な損失が発生したという事実から生じた損失や損害についても請求を行った」

初期段階には各種の議論が持ち出され、賠償委員会へのイギリス代表であるヒューズ氏、サムナー卿、クンリフ卿は損害の賠償にとどまらずすべての戦費要求を支持した。彼らは(1) ウィルソン大統領が掲げた原則の一つは、条約のすべての項目が公正であるべきだというものだが、ドイツに戦費すべてを負担させるのは公正の一般原理に沿ったものである、(2) イギリスの戦費は、ドイツがベルギーの中立条約を破ったことから生じたものであり、したがってイギリス(ただしこの議論に基づけば他の連合国は必ずしも含まれない)は国際法の一般原則にしたがって完全な返済を得る権利がある、と主張した。こうした一般的な議論は、思うに、アメリカ代表団のためにジョン・フォスター・ダレス氏が行った演説により圧倒された。以下は彼の発言の抜粋である。「賠償の原理を厳しくするというのが私たちの感情に沿ったもので、そうした原理がすべてを含むものであるべきだというのが、私たちの物質的利益に沿ったものなら、なぜそうした動機を取って否定して、賠償をある限られた形でのみ提案したのでしょうか? それはですな、紳士諸君、私たちは自分が自由だと考えていないからなのです。私たちがここにいるのは、敵が公正に見て何を賠償として支払うべきかという新しい提案を考えるためではないのです。私たちは、思い通りのことを勝手にかける白紙のページを前にしているわけではないのです。確

<sup>\*11</sup> Baruch, *op. cit.*, p. 19.

<sup>\*12</sup> バルーチ氏が述べるように(*op. cit.*, p. 4):「停戦と、講和の基本的な条件についての合意の後で行われた選挙で、イギリス国民は圧倒的多数で、これら講和条件、特に賠償に関するもの厳しさを高めるといふ公約に基づき、首相を再選させた」(強調は私)。

かに私たちの前にページは開かれています。しかしそのページにはすでに書き物がなされていて、そのいちばん下には、ウィルソン氏、オーランド氏、クレマンソー氏、ロイド＝ジョージ氏の署名があるのです。みなさんは全員、私がどの書き物のことを言っているのかおわかりのほうです。それはドイツとの講和として合意された基盤なのです」。ダレス氏はそこで、関連する下りを復唱してからこう続けた。「この合意がまちがいでなく制約を構成していることについて、疑問の余地はあるでしょうか？ 1918年10月と11月の交渉時点で、講和の条件としてその時に指定された賠償は連合政府に対し、敵から要求できる賠償を制限するものとなることが認識されていたのは、まったく明らかなことです。ドイツ側の狙いはすべて、講和の条件として要求される最大金額をみきわめ、その時点で連合国が、賠償に関する当初の提案を拡大しようとはっきり画策するような行動は、いったん合意がかわされたら、彼らがドイツの行うべき賠償を指定する自由がなくなると理解されていたのだという理論をもって、初めて説明がつくものとなります。私たちはこのように、ドイツが指定したこれこれのことを行えば、ドイツに平和を与えようと合意しました。今になって私たちは「さよう、だが君たちに講和を与えるまえに、さらにもっと多くのことをやらねばならないよ」と勝手に言えるのでしょうか？ 私たちはドイツに対し『講和が欲しければ、あれやこれやと友に、各種の賠償行為を行う必要があります、それはおおむね千億ドルになる』と告げました。私たちは現時点で明らかに『講和が欲しければ、他にも賠償行為を行いなさい、それにより君たちの総負債は当初述べた何倍にもなるのだよ』などと言うのをはっきり禁じられているのではないのでしょうか？ 禁じられていますとも。敵がいろいろ賠償を行うのが公正かどうかを問わず、いまや手遅れです。よかれあしかれ、取引は妥結したのです。残るはそれを公正に構築し、現示的な適用性を与えることだけです」

イギリス代表団が自分たちの要求を全面的に取り下げることがなかったというのは、恥ずかしい思い出ではある。彼らは1921年3月に、この問題が最高評議会によって彼らの手から奪われたときにも、この要求に相変わらず固執していた。アメリカ代表団は、当時航海中だった大統領に電報を打ち、自分たちの立場を維持する後押しを求めた。これに対して大統領は、アメリカ代表団は「我々が意図的に敵が期待するように誘導したものと明らかに不整合で、いまやそれだけの力があるからというだけの理由で荣誉ある形で改訂できない」手順に対しては異論を唱え、必要ならばその異論を公表せよ、と回答した<sup>\*13</sup>。

この後で議論は新しい段階に入った。英仏の首相は自国代表団の主張を破棄し、1918年11月5日の通達に含まれた用語の拘束力を認め、両者の相違点を構成し、その有権者たちを満足させるような意味をこうした用語から引き出すために腰を据えた。何をもち「文民人口に対して行われた損害」とするのか？ これは兵士の文民扶養家族に対する軍年金別離手当も含むものと解釈できないだろうか？ もしそうなら、ドイツに対する請求書は十分高くなるから、ほとんどみんなが満足することになる。だがバルーチ氏が記録したように、「大黒柱不在により生じた金銭損失は、軍備などの戦費をまかなうための納税における同額の金銭損失と同じだから『文民人口への損害』にはならない」と指摘された。実は、別離手当や年金は、戦費として生じた政府出納局に対する多くの経常経費の一つに過ぎない。もしそんな手当が文民の損害として認められたら、あらゆる戦費を請求という話に後退するまではあと一歩になってしまう。というのも、あらゆる戦費は必然的に納税

<sup>\*13</sup> Baruch, *op. cit.*, p. 25.

者の負担となり、納税者は全般的には文民だからだ。この議論の詭弁ぶりは、それを論理的な結論にまで推し進めると暴露される。また、もとの文言は「侵略された領土の回復」という一節の解釈でしかないもので、その用語をどうすれば年金や手当まで含んだものにできるのかもはっきりしなかった。そして大統領の良心は、いまや転向したくてうずうずしてはいるが（というのも彼はこの問題よりもずっと関心を惹くような、同僚たちとの他の論争を抱えていたからだ）、相変わらず説得されなかった。

アメリカ代表団は、大統領の最期の良心を示す最終議論は、1919年3月31日にスミーツ将軍が用意したメモに含まれているのだと記録している\*14。手短かに言えばその議論とは、兵士は退役後には文民に戻るものであり、したがって、軍を去った後にも影響が残るような負傷は、文民に対してなされた被害なのだ、というものだ\*15。この議論により「文民人口への損害」が兵士への損害も含むようになった。結局、こんな議論に基づいて我々の主張が行われている！ というのも大統領の良心はこの藁にしがみつき、問題はそれで解決された。

この問題は、四人が内密に決着をつけた。その最終場面を、アメリカ代表団の一人ラモント氏の表現で描こう\*16

「私は、ウィルソン大統領が年金を賠償法案に入れるのを支持すると決めた日を忘れまい。我々の一部は特に年金の問題を議論するため Place des États Unis の彼の書斎に集まっていた。私たちは、アメリカ代表団の中で年金を含めるのを支持する意見を述べる弁護士が一人も見つからないと説明した。あらゆる論理がそれに反している、と。大統領はこう叫んだ。『論理、論理！ 論理なんかクソくらえだ。年金は入れるぞ！』\*17

\*14 このメモは、バルーチ氏が全文を公開したもので (*op. cit.*, p. 29 *seq.*), 極秘文書の分類となる。これは世界に対して、それに伴う状況なしに与えられたものだったが、その状況というのは、その議論を正当化するものではないが（これについては、すでにバルーチ氏の談話として得ているもの以上の光を当てるわけにもいかない）、個人の動機に対してはさらなる光を当てるかもしれない。私は *History of the Peace Conference of Paris* 第 IV 巻 (国際問題研究所より刊行) を書評した *The Economist* (Oct. 22, 1921) のコメントに同意する。同誌はこのメモを再録し、「この文書が、それが書かれた状況についての説明一切なしに複製回覧され続けるのであれば、スミーツ将軍の評判にきわめて深刻な不正がなされる」と述べている。それでも、世界がこの文書を手に入れられたのはありがたいことで、世界にとっては、その個別のアクターたちの魂胆や評判などよりこの文書のほうがずっと重要となる物語の中に収まらねばならない。

\*15 以下がそのメモの下りとなる。「兵士が退役にあたり文民人口に再び加われなくなってしまい、未来についても自分の生活費を（全額にせよ部分的にせよ）稼げないとなると、その兵は文民人口の一員として損害に苦しんでいるのであり、これに対してドイツ政府はさらに補償を行う債務を負う。言い換えると、その兵士がフランス政府から引き出す障害年金は、実際にはドイツ政府の債務であり、彼らは上の留保に基づいて、フランス政府に支払いを行わねばならない。兵士であるときに負傷したのだから、通常の仕事を行えなくなっている、文民として損害に苦しんでいないとは言えない。退役後に彼は文字通り文民として苦しむのであり、この兵の年金は、この被害を穴埋めするものとして意図されており、したがってドイツ政府の債務となる」

\*16 *What Really Happened at Paris*, p. 272.

\*17 ラモント氏はこう付け加える。「それは論理の軽視ではなく、単に専門的な議論に対する短気なのだった。細かいあれこれを押しやって物事の根幹に到達したいという決意だ。同様の気分を心に強く抱いていない者は、その部屋に一人たりともいなかった」。こうした発言は、現代の日和見主義者たちの合法性や既成事実に対する軽視をいささかおめでたくも反映しているだけでなく、疲労と、このうんざりする論争を何としてでも終わらせたいという雰囲気を出させるものでもある。この論争は何ヶ月もにわたり、参加者のほとんどの知性と良心をかき乱してきたのだ。だが、それであっても、彼らの長期的な名譽のために言えば、アメリカ代表団は法をしっかりと支持していた。そして政治の嘘つきの便宜性に屈してしまったのは大統領ただ一人なのだった。

やれやれ！ ひょっとすると私は当時、その現場の近くにすぎたために、感情に流されてしまったかもしれないが、私は「おおむね肩をすくめるだけ」とはいかない。それが適切な身ぶりかどうかはさておき、私はここで、イギリス人や連合国の検分に供するべく、ドイツに対する請求の三分の二の根拠となっている道徳的な基盤を述べたのである。

## 第6章

# 賠償、連合国内の負債、国際貿易

現在は、連合国がドイツに対する請求を減らし、アメリカが連合国に対して行う請求を減らすべきだと主張するのが流行になっている。その根拠は、そうした支払いは物納で行かえず、したがってそうした請求にこだわるのは、請求者たちにとってかえって損害をもたらす、というものだ。

連合国とアメリカがそれぞれの要求を減らすのは、両者にとって自分の利益になるという点は、私も正しいと考える。だがそのためにダメな議論は使わないほうがいい。無料で物納を受けるのが必ずしも損害をもたらすというのは、ありそうにないし、正しくもないのだ。本章では、ドイツ(そしてヨーロッパ)が「我々にモノを投げつける」よう強いるのに何か有害なものがあるという、いまや流行の信念の中にある、真実と嘘を選り分けてみよう。

議論はいささかややこしいので、読者は短気を起こさないでほしい。

1. 債務国が債権国に対し、財を直接送って支払いを行うか、あるいはそれをどこかで売って現金で支払いを行うかは、大したちがいでない。いずれの場合にも、財は世界市場に登場して、債権国に対して競争的または協力的に売りさばかれる。競争的か協力的かのちがいは、どの市場で売りさばかれるかよりは、その財の性質による。
2. 競争力のある財が債務国により、自分の輸入品に対する支払いを行うためなど他の関連で売られて射る限り、競争力のない財を負債返済のために取り置きしても意味はない。これは頭を砂に埋めるだけの話だ。たとえば、ドイツが輸出を無理矢理刺激されたことで自然に輸出できる財の総量のうち、非競争的な財をいろいろ選び出すことはできるかもしれない。だが負債の返済をしているのが、この特定の財であり、他の財は何の役割も果たしていないというふりをして、状況にはいささかも影響しないのだ。したがってドイツがある指定の商品で支払うと事前に指定しておいても、それがどのみちドイツの輸出する商品であるなら役には立たないし、ある指定の商品で支払うことを禁じたとしても、それが単にドイツがこうした商品をどこか他の市場に輸出して、輸入品の購入をまかなうのであれば、これまた役立たずだ。我々としてドイツにある特定商品という形で支払いを行わせたり、アメリカとして我々に特定商品で支払いをさせたりしても、こちらに有利なことは何一つない。単にそれが支払う国の輸出の形態を全体として変えるだけだ。
3. これに対し財がどのみち世界市場で売りさばかれるのであれば、財の売上金

を、何も対価を払わずに受けとるのは、その財が競争的に売られた場合でも何の害もない。

4. もし債務国に支払いを強制した結果が、競争力ある財を通常よりも低い価格で提供するように仕向けることであるなら、債権国全体としては差し引きで利益があるとしても、そうした財を生産する債権国の当該産業は苦しむを得ない。
5. 債務国が行った支払いが、債務国の財が競争する国ではなく、第三者に計上されるのであれば、4で述べた直接的な不利を相殺するような利点は明らかに発生しない。
6. 債権国全体として差し引きで利益があっても、それがその国内の特定産業への被害を上回るものかという問題は、債権国がそうした支払いを受けとり続けられるとともに期待できる期間による。当初は、競争で苦しむ産業への被害とそこで雇用されている人々の苦しみは、受けとる支払いの便益を上回る可能性が高い。だが、時間がたつにつれて資本と労働が他の方面に吸収されると、差し引きの利点が蓄積してくるかもしれない。

こうした一般原理をイギリスとドイツという具体的な例に適用するのは簡単だ。ドイツの輸出品は実に見事なまでにイギリスと競合しているので、もしドイツの輸出が無理矢理刺激されたたなら、ドイツはイギリスと張り合って商品を買らねばならないのはまちがいない。炭酸カリや砂糖といった、競争力のない少数の輸出品や潜在輸出品を選べても。この点は変わらない。もしドイツが巨額の貿易黒字を持っているなら、ドイツは競争的な販売を増やす必要がある。『平和の経済的帰結』(pp. 175 - 185) で私は、これを戦前統計に基づいてかなり紙幅を裂いて実証した。ドイツが売らねばならない財だけでなく、ドイツがそれを売りさばく市場ですら、イギリスと大いに競争するものとなる。戦後貿易統計を見ると、前者の議論がいまでもしっかり成立していることがわかる。次の表は、ドイツの輸出が主要な輸出品でどんな構成になっていたかを、(1) 1913年、(2) 1920年1-9月(この厳密な形での数字を持つ最後の期間)、(3) 1921年6-9月の4ヶ月間について示したものだ。この(3)の数字は、思うに完全に比較可能な分類ではなく、暫定的なものでしかないだろう。

ドイツ輸出品	総輸出に占める比率 (%)		
	1913	1920 (1-9月)	1921 (6-9月)
鉄・鋼鉄製品	13.2	20	22
機械 (自動車含む)	7.5	12	17
化学染料	4	13	9.5
燃料	7	6.5	?
紙製品	2.5	4	3.5
電気製品	2	3.5	?
絹製品	2	3	-
綿製品	5.5	3	(絹、綿、羊毛合計) 15
羊毛製品	6	...	-
ガラス	.5	2.5	2
皮革製品	3	2	4
銅製品	1.5	1.5	?



したがって、石炭以外の原材料、たとえば炭酸カリ、砂糖、材木はごくわずかな収益をもたらすかもしれないが、ドイツが価値の大きな輸出を実現するためには、鉄や鋼鉄製品、化学、染料、繊維、石炭を輸出するしかないのは明らかだ。というのもドイツが大量に生産できるのはこうした輸出品目だけだからだ。また戦争以来、輸出品目の相対的な重要性にはあまり目に見えた変化がなく、単に為替ポジションのおかげで他に比べ、鉄製品機械、化学、染料、ガラスといった、原材料の輸入をあまり必要としない輸出品目を多少は刺激しただけなのがある。

ドイツに大量の賠償を払わせるのは、つまりは上述の輸出品の一部またはすべてを、他の状況に比べて大幅に拡大するよう促すのと同じことなのだ。ドイツがこの拡大を実現する唯一の方法は、他の国が提供するより低い価格で財を提供することだ。商品を安く提供できるようにするには、ドイツ労働階級が、あまり効率性を下げることなしに生活水準を引き下げ、一部はドイツ輸出産業が社会の他の分野を犠牲にして、直接・間接的に補助金をもらっているから、ということになる。

こうした事実はこれまで見すごされてきたが、いまや世論によって誇張されすぎているかもしれない。というのも上で述べた原則3は、注目に値する。イギリスの産業は、賠償を引き出そうとそうでなかつたら、戦前と同様にドイツからの強い競争にさらされる。そして、どのみち存在するような不都合については、賠償政策に頼ってはいけない。治療法は、ドイツがどんな支払いを行うべき形式を指定する秘薬を持ち出すことではなく、総額をまともな数字に引き下げることであり、我々に対する支払いの形式を指定しても、輸出の形式を全体としてドイツに指図はできない。そして賠償目的である輸出の種類全体を吸収したら、輸入やその他の国際的な支払いのために他の輸出を拡大するようドイツを後押しすることになる。逆に、たとえばドイツが外国の新しい新規投資を造り上げていたような規模の、もっと穏健な支払いをドイツから確保して、彼らが通常なら享受していた水準よりも全体として輸出活動を刺激しないようにできる。これはイギリス自身の利益という観点だけから見ても、採るべき正しい立場なのだ。

原則5と6の実務的な適用もはっきりしている。5に関する限り、イギリスは賠償金の全額ではなく、その1/5ほどを受けとることになっている。一方、6は私から見れば常に決定的とみられる議論を提供している。長年にわたる大規模な賠償支払いの持続性は、最低でも、考慮の余地がない。連合国が、一、二世代にかけてドイツ政府に対して適切な力を行使するとか、ドイツ政府がその国民に対し、適切な権威を行使して強制労働からの果実を継続的に大規模に抽出できると思っている人がいるだろうか？ 我々がこの問題にこだわり続ける可能性などカケラもない。だがもしそれがこうなら、きわめて確実に、二、三年にわたり我が国の輸出産業を阻害したり、我が国産業の均衡を阻害したりする価値などない。まして、ヨーロッパの平和を危険にさらすならなおさらだ。

同じ原理は、1ヶ所だけ変更すればアメリカにも当てはまるし、アメリカが連合国の各国政府に対して保有する負債の返済についても当てはまる。アメリカの産業は、連合国が負債を返済しようとする努力の尾中で、安い商品との競争に苦しんだりはないが、連合国がアメリカから、輸出品の通常の割合を購入できないことで苦しむ。連合国はアメリカへの返済金を捻出しなければならないが、そのためにはもっと売るよりは買う量を減らすしかない。アメリカの農民たちは、工業者たちよりもっと苦しむ。それは、輸入が増えるのを抑えるには関税しかないし、減った輸出を刺激する簡単な方法はないからだ。だが、ウォール街と工業中心の東部は負債の修正を検討する用意があるのに、中西部や南部は絶

対反対だと報道されています(確実に知っているわけではありません)。二年にわたりドイツは連合国に現金を支払う必要がなく、その期間にイギリスの製造業者たちは、支払いが実際に始まったときに自分たちへの影響がどうなるかについて、まったく見えていなかったのだ。3号国はまだアメリカに現金を払う必要がないので、アメリカの農民たちはいまだに、連合国が真面目に全額返済を始めようとしたら、自分たちがどんな被害に苦しむことになるかについて、かつてのイギリスの製造業者と同じくらい見えていない。私としては、アメリカの農業地域からの上院議員や下院議員たちに対し、わがイギリスの高額賠償支持者たちと同じような道徳的、知的な不面目をまもなく被りたくないのであれば、この問題について見解や出来事の進展に併せて、しがらみなしに賢く(そしてひょっとすると鷹揚に)立ち回ろうとするハーディング政権に対する反対について、即座に多少の用心を盛り込むようにするようお奨めしたい。

だがアメリカにとっての決定的な議論は、イギリスにとってと同様に、個別の利害関係者への損害ではない(これはいずれ減る)。債務取りたてが短期には続いても、それを長期にわたり行う永続性があり得ないということだ。こう言うのは、ヨーロッパ連合国の支払い能力を疑問に思うからというだけでなく、アメリカがいずれにしても、自分の商業アカウントを旧世界とバランスさせるのがきわめて困難という問題のためだ。

アメリカの経済学者たちは、戦前のポジションからの変化についての統計指標をいささか慎重に検討している。推計によるとアメリカはいまや、外国投資に対する金利の未収分が、アメリカに対して請求されている金額より多いそうだ。これは連合国政府に対する負債の金利とはまったく別物だ。そして同国の商戦艦隊は今や、外国人にから稼いでいる金額のほうが、類似サービスでアメリカが連合国に対して未払いになっている金額より多いとのこと。商品輸出が輸入を上回る貿易黒字は年額 \$30 億にのぼる<sup>\*1</sup>一方で、収支の反対側の支払いは主にヨーロッパに対するもので、観光客と移民の送金が主だが年額 10 億ドル単位を上回るものではないと推計されている。したがって、現状の収支を均衡させるために、アメリカはその他世界に対し、何らかの形で年額 20 億ドル以上を支払わねばならず、そこにヨーロッパ政府戦争負債に対する金利と減債基金が、支払われるのであれば 6 億ドルほどを追加することになる。

したがって最近では、アメリカはその他世界、中でも主にヨーロッパに対し、年額 20 億ドルほどを貸していたにちがいない。ヨーロッパにとっては幸運なことに、このかなりの部分は減価した紙の通貨の投機的な購入によるものだった。1919 年から 1921 年にかけて、アメリカ投機家の損失がヨーロッパを喰わせていた。だがこの収入源は永続的に当てにするなどとても無理だ。しばらくは、融資で状況をしのげる。だが過去の融資に対する金利が山積みとなると、それは長期には収支を悪化させる。

重商主義的な国はいつも、外国貿易で巨額の資金を使ってきた。だが現在知られているような形での外国投資の慣行は、きわめて現代になって考案されたもので、非常に不安定であり、特殊な状況にしか向いていない。古い国ならこのやり方で、後者が自力では決してできないような状況ですら新しい取引手法を開発できる。その仕組みは相互に利益があり、たっぷり利潤が出れば貸し手はそこから返済を期待できるかも知れない。だがこの立場は逆転不能だ。19 世紀にはアメリカ債がヨーロッパで発行されたというアナロジーに

<sup>\*1</sup> 好況の都市から 1920 年 6 月まで、総貿易額 \$133.5 億のうち、貿易黒字は \$28.7 億だった。1921 年 6 月を期末とする、部分的には不況の一年で見ると、貿易総額は \$101.5 億で、貿易黒字は \$28.6 億だった。

基づいて、ヨーロッパ債をアメリカで発行するなら、このアナロジーはまちがっている。というのも総額で見ると、返済の原資となる自然増もないし、本当の減債基金もないので、支払いを受けられない。金利は得られる限りは新規融資から調達するしかなく、その金融構造はいつも高く山積みされる一方で、やがてそれが基盤を持つという幻想をそれ以上維持する価値がなくなってしまう。アメリカ投資家たちがヨーロッパの債券を買いたがらないのは、常識に基づく行動なのだ。

1919年末に私は(『平和の経済的帰結』で)、アメリカからヨーロッパへの債券融資を提案した。ただしこれは、ヨーロッパがヨーロッパ国内の状況をきちんと整理できることが条件だった。過去二年でアメリカは、ヨーロッパ側からはそんなことはないと言苦情はあるが、本当にきわめて巨額の融資を行ってきた。これは私が考えた金額よりもずっと大きな金額だ。だがそれは、通常のドル債発行によるものではなかった。こうした融資にはこれといった条件がなく、そのお金の大半は失われた。一部は無駄になったものの、この融資はヨーロッパが、停戦後の危機的な日々を切り抜けるのに役立った。だがそれを続けても、現存する債務のバランスの不均衡に対する解決策は出てこない。

部分的には、以前はイギリス、フランス(そして小規模ながら)ドイツが、自分より発展の遅れている世界の新しい部分――英連邦の臣下国と南米――に対して資本を提供するという役割を果たしてきたが、それをアメリカが受けつぐことで調整が実現する。ロシア帝国もまた、ヨーロッパとアジアでは処女地とみなされ、いずれは外国資本の適切なはけ口を提供するだろう。アメリカの投資家たちはヨーロッパの古い国に直接融資するかわりに、こうした国々に対し、イギリスやフランスの投資家たちが融資したような形で、もっと賢明に融資を実施することになる。だがギャップがすべてこれで埋まるとは考えにくい。最終的には、そして間もなく、輸出入の収支について再調整が行われねばならない。アメリカは買う金額を増やして売る分を減らさねばならない。この唯一の代替案はアメリカがヨーロッパに毎年プレゼントを贈る、というものだ。アメリカの物価がヨーロッパよりも急激に上がるか(連邦準備制度理事会が、黄金の流入による自然な結果が生じるのを容認すればそうなる)、それがダメなら、同じ結果がヨーロッパの為替レートのさらなる悪化で持ち出される、やがてヨーロッパは購入能力がなくなるため、購入品を必要最低限のものにまで減らす。当初はアメリカの輸出業者は、輸出向けの製造プロセスをすべて一気にスクラップ化はできないため、価格を下げて状況に対応しようとする。だがこれがたとえば2年とか続いて、製造原価割れした価格での販売が続けば、いずれはどうしても操業短縮か、自分の事業を放棄するかのどちらかしかない。

アメリカとしては、現在と少なくとも同じくらい輸出を行い、同時に関税で輸入を制限することで均衡ポジションが実現できると想定するのは無駄だ。連合国がドイツから巨額の支払いを求め、そして知恵をしぼってドイツからの支払いを防ごうとするのと同じように、アメリカの政府は、片手では輸出の資金を提供する仕組みを考案し、もう片方の手ではそうした債務が返済されるのを不可能に近いほど困難にする関税を考案している。大国はしばしば、個人では我々が容認すべきではないほどのひどい愚行をしかねない。

アメリカに世界中の金塊を送って、そこに天にそびえたつ黄金の仔牛を建立すれば、短期的な延期は実現するかもしれない。だがアメリカが黄金を拒否しつつ、なおも支払いを要求するなどという時さえやってくる可能性はある――新たなミダス王が、自分の契約に基づく何も生み出さない金属ではない、もっと旨味のある対価を無為に求めるというわけだ。

いずれにしても再調整は厳しいものとなり、重要な利害に対して大きな被害をもたらす。さらに加えて、アメリカが連合国への貸付返済を取りたてるなら、そのポジションは耐えがたいものとなる。もしアメリカがそれをとことんまで追及し、自国の輸出産業をつぶしてそこに現在使われている資本を他の用途に振り向けたとしたら、そしてヨーロッパのかつての仲間たちが、自分の借金をどんな犠牲を払ってでも返済すると決めたら、最終結果がアメリカの物理的な利益となるかもしれない点は否定しない。だがこのプロジェクトはとんでもなくキメラじみている。こんなことは絶対に起きない。アメリカがそんな政策を最後の最後まで推し進めるなどということは絶対にあり得ない。その影響が感じられ始めたときに、この方針は放棄される。またそうなったところで、連合国はお金を払いはしない。この立場はドイツの賠償の立場とまったく同じだ。アメリカは、連合国への負債回収を最後までやりとげたりはしない。これは、連合国が現在の賠償要求の回収を最後までやり抜かないのと同じだ。どちらも長期的に見れば真面目な政治ではない。ほとんどの有識者は、これを私的な会話では認めている。だが我々の暮らす時代は奇妙で、マスコミへの発言は意図的に、最もわかっている意見ではなく、最もわかっていない意見に順応するようなものになっている。なぜなら、わかっている意見のほうが大きく広まっているからだ。だから、書かれた内容と話されている内容との間には、かなり長期にわたり、ばかばかしく壮絶なほどの乖離が生じかねないのだ。

もしそうであるなら、アメリカは利益になる前に絶対に放棄せざるを得ない政策に固執して、ヨーロッパとの関係を悪化させ、自国の輸出産業を2年に渡ってかき乱すなど、あまりよい取引とは言えない。

抽象的な発言を好む読者のために、以下のように議論をまとめておこう。国際貿易の均衡は、世界各国の農業と工業の複雑なバランスに基づいており、各国がその労働と資本を雇用するにあたっての専門特化にも基づいている。もしある国が、別の国に対して支払いなしに大量の財を移転するよう求められ、それがこの均衡で実現不可能なものなら、このバランスは破壊される。資本と労働はある雇用に固定されてまとめられているので、他の雇用に自由に流れることはできないから、このバランス阻害はそのように固定されている資本と労働の効用にとって破壊的だ。現代世界の富が実に大きく依存しているこの組織/まとまりが被害を受けてしまう。いずれは新しい組織/まとまりと、新しい均衡が確立するだろう。だが阻害の原因が一時的なものなら、組織/まとまりの被害による損失は、支払いなしにもらえる財の利潤を上回らねない。さらに、損失はある特定産業で雇用される資本と労働に集中するので、それは社会全体に引き起こされる損害とは比較にならないほど壮絶な抗議を引き起こすことになる。

## 第7章

# 条約の改訂とヨーロッパの清算

シャイロック：「私の約束を果たしていただこう。そなたの話など聞かぬ。自分の約束を果たしてもらおう。したがってこれ以上は話さない」

ロイド＝ジョージ氏が、ますます深く臭い泥沼に我々をひきずりこむなら、そこから我々を引っ張り出してくれた場合のロイド＝ジョージ氏の手柄もそれだけ大きなものとなる。ひきずりこむのは、我々の欲望を満たすためだ。引っ張り出すのは我々の魂を救うためだ。歓楽の道を我々に手渡し、ギリギリのところでかがり火を消す。これまで、我々のように最高の天国と地獄を味わった者がいるだろうか？

イギリスでは、世論はほぼ完全に反対方向に振り切れ、殊勝はドイツ支払い禁止、万人の雇用確保、万人のための幸福なヨーロッパに基づいて総選挙に勝とうとしている。無理もないことではないだろうか？ だがこの我がファウストは、幻影と地獄の業火の万華鏡をあまりに急いで揺るので、私はその残像が次々に溶け合う中で、それをきちんと描き出す暇がない。私としては、独立の解決策を構築するほうがいいだろう。これは、実現のためには世論の変化しか必要ないという意味で「可能」なものだ。それを構築するのは、世間の遺志に少しは影響を与えると期待しつつも、自分の政治的な旗にこうした模様を刺繍するのが安全と思える瞬間を見計らうのが商売である人々に任せるためだ。

2年前を振り返り、当時私が書いたことを読み返せば、先に控えていた災厄はいまや安全に通過されたことがわかる。ヨーロッパ一般庶民の辛抱強さとその制度の安定性は、受ける最大のショックを生きのびた。2年前には、正義と慈悲と叡智を踏みにじったヴェルサイユ条約は、戦勝国の一時的な意思を表したものだ。被害者たちは辛抱するだろうか？ それとも絶望と剥奪に動かされて社会の根幹を揺るがすだろうか？ いまや答が出た。彼らは辛抱強かった。個人への苦痛と損害以外は、大したことは起きなかった。ヨーロッパ社会は新しい均衡に落ち着きつつある。我々はほとんど、騒乱の回避から健康回復へと意識転換できかけている。

ヨーロッパがもっとひどい邪悪を切り抜けるのにしばしば役立ったものは、一般人の辛抱以外にもある。権力の座にある人々の行動は、その発言よりは賢明だった。国境と軍備解体以外には講和条約のどの部分も実施されていないといっても、あまり過言ではない。賠償章の実行に伴うものとして私が予言した不幸の多くは起きていないが、それは賠償を本気で実行しようという試みがなかったからだ。そして、ヴェルサイユ条約を作った人々が、どんな口実を使って自分の発言を取り消すのかはだれにも予測できないながら、この賠償章の実際の強制については、もはや何の疑問もない。そしてそこには、必ずしも予測

とは合致しない第三の要因があつて、一見するとパラドックスじみているが、それでも自然なものであり、過去の体験とも整合している――労働階級が騒乱を起こして主人たちを脅すのは、困窮が増すときではなく、利潤が増えている時期だという事実だ。状況が悪くて、貧困が迫ってくると、労働者たちは不承不承ながらも言うことをきく。イギリスやヨーロッパ全土はこれを1921年に学んだ。フランス革命は、むしろ18世紀フランスの富が増大していた結果なのではなかったか？ というのも当時、フランスは世界で最も豊かな国だったからだ。フランス革命は、アンシャンレジームの課税圧力や搾取によるものではなかった。人が己の鎖を揺するのには、欠乏のせいではなく、暴利をむさぼる連中のせいなのだ。

したがって、貿易の停滞や為替レートの乱れにもかかわらず、ヨーロッパは表面下では2年前よりもずっと安定して健全さをましている。心の乱れも減った。戦争で破壊されたまともは、部分的には回復した。交通は、東欧を除けばおおむね修復された。ロシア以外ではどこでも豊作だし、原材料は豊富だ。イギリスと米国や、その外国市場は、貿易の隆盛の周期的な変動が、かつてないほどの振幅を示してはいるが、最悪の時点は過ぎたという様子は見られる。

障害が二つ残っている。ヴェルサイユ条約は、実行はされていないが、改訂もされていない。そして組織の一部である通過統制、公的財務、外国為替は、相変わらずいつになくひどい状態のままだ。ほとんどのヨーロッパ諸国では、いまだに国の歳出と歳入にまともな均衡が取れておらず、このためインフレが続き、通過の国際価値が乱高下を続けて不確実だ。以下の提言は、主にこうした問題に向けられたものだ。

\* \* \* \* \*

ヨーロッパ再建の最近の計画の一部は、あまりに上から目線だったりあまりにややこしかったりすることでまちがえている。またときには、あまりに悲観的すぎるものもある。患者は薬も手術も必要としておらず、自分の快復力を発揮できるような、健康的で自然な環境が必要なだけだ。したがって、よい計画は主に止めるものでなければならない。足枷をなくし、状況を単純化して、無駄で有害なしがらみを消し去ることだ。現在はだれもが、絶対に果たせない約束に直面している。ヨーロッパ各国の財務大臣たちに与えられた問題が解決可能なものでない限り、頑張ったり技能を発揮したりするインセンティブはあり得ない。だが、債務不履行に陥った国が、自分を責める以外にないような状況をつくり出せば、それぞれの国において、最大限の技能と最も有効な金融技術が、活躍できることになる。私は本章の提言で、解決策を処方するのではなく、解決が可能な状況を作り出そうとするものだ。

したがって私の提案の主な部分は、目新しいものではない。いまやお馴染みの、賠償や連合国内の負債を、部分的またはすべてキャンセルするというプロジェクトは、その大きく避けがたい一部となる。だが、こうした手段を受け入れる用意ができていない人々は、ヨーロッパ再建に真剣な興味を持っているふりをすべきではない。

債務放棄や軽減がイギリスによる譲歩を必要とする限り、イギリス人は恥じることなく、自国の世論の傾向についてある程度の知識をもって、ものが書ける。だがアメリカの譲歩が必要な部分では、ずっと大きな困難に直面することになる。アメリカの一部マスコミの態度は、国同士の礼儀正しさを促進すると考えられているおためごかし(あるいは巧みな半分だけの真実)を持ち出すべきだという、ほとんど我慢できないような誘惑を与え

てくれる。それはお手軽だし、ひどくご立派ではある。そしてもっとひどいことに、率直さが有害になりそうなどころでは有益だったりするのだ。私は疑念を抱き、必ずしも心穏やかではない状態で、率直さが最初は問題を引き起こす場合であっても、長期的にはよい結果になるのだという、ひょっとすると迷信じみているかもしれない希望に支えられて、その反対の道を追及しよう。

いまのところ、大規模な賠償金はドイツから取り立てられてはいない。いまのところ、連合国は借金の利息をアメリカに支払ってはいない。我々の現在の困難は、それが戦争の後遺症や貿易の周期的な停滞によるものでない場合は、そうした負債請求の実行のせいではなく、それが実行されかねないかどうか不確実なせいで生じている。従ってここから、単に問題を先送りするだけでは何もいいことがないのがわかる。2年間にわたり、我々はまさに先送りをしてきたからだ。賠償要求額を、ドイツの実際の返済能力上限にあわせ、本当にその支払いを強要するだけでも、事態を現在よりひどくしかねない。連合国内の負債を半分にして、それを実際に取りたてようとするれば、既存の困難は治療されるよりは悪化する。したがって解決策は、全員から理論的な金額の最後の一ペニーまで絞り取るようなものであってはならない。その腫瘍な目的は、あらゆる国の財務大臣たちに、今後5年にわたり賢明な解決が不可能ではない問題を与えるということではなければならないのだ。

## I. ヴェルサイユ条約の改訂

賠償委員会は、ヴェルサイユ条約に基づく賠償請求額を1380億黄金マルクと査定し、そのうち1320億は年金と損害についてであり、60億はベルギー負債についてのものだ。1320億のうち、年金と損害がそれぞれどのくらいになるかは述べていない。ヴェルサイユ条約の請求に関する私自身の査定(本書 p.51)は1100億で、うち740億は年金や手当、300億は損害、60億がベルギーの負債分だ。

第6章の議論は、それに納得した者に対し、年金や手当についての請求は不名誉であり放棄すべきだと促すものとなっている。これで請求額は360億に減る。この金額なら、こちらが全額請求するのは自分の利益にはならないとはいえ、おそらくドイツの理論的な支払い能力の範囲内におさまるだろう。

もはや機能しなかったり役に立たなかったりする各種の条項を一掃し、以下で述べる条件に基づいて占領を止める以外には、私はヴェルサイユ条約の改訂をこの簡単な一筆にとどめておこう。現在の1380億黄金マルクという査定額を、360億黄金マルクに置きかえよう。

我々は、停戦条件の下でこの360億を受け取る権利が確実にある。そして慎みのためにこの数字以下への削減が推奨されるなら、そうした削減は、この請求を行う権利を持つ者、そして彼らだけが、条件に則り適切に行える。私はある程度の地震を持って、この360億という数字が以下の表に示すような割合で連合国内で山分けできると、ある程度の自信を持って主張する。

ドイツによる5%の利息支払いと、減債基金分1%支払うというのは、私の判断では、理論的には不可能ではない。だがこれは、ドイツの輸出産業を、イギリスにとって損害をもたらして不興を買うような形で刺激し、さらにドイツの財務省に対して実に困難な財政問題を投げかけて、財政を不安定にして弱く不安定な政府を引き起こしかねないようにしないと、実現素可能だ。この支払いは理論的には可能だが、それが30年にわたり現実的

に得られるものだとは思わない。

	損害	ベルギー債務	合計
大英帝国	9	2	11
フランス	16	2	18
ベルギー	3	..	3
イタリア	1	..	1
アメリカ	..	2	2
その他	1	..	1
計	30	6	36

したがって私は、上で述べたヴェルサイユ条約の改訂とは別の取り決めとして、大英帝国は以下で説明する特別目的のために留保する 10 億黄金マルクを除いて、自分たちの請求分全額を放棄し、イタリアや少額請求国に対しては、彼らに対する貸付を免除してやることで、ドイツに対する請求を相殺するようすべきである。こうしてドイツは、フランスには 180 億、ベルギーには 30 億支払い（これはアメリカもまたベルギーへの少額貸し付けを返済免除してくれるという想定に基づく）するだけでよくなる。この金額は、毎年負債総額の 6%（利子 5% に減債基金 1%）を 30 年にわたり支払うことで返済完了となる。初期の数年の負担を軽減するちょっとした手段の助けにより、この金額はだれにも深刻な被害を与えずに支払えると思っても問題なかろう。

この債務を現金ではなく物納返済するのが便利なら、そのほうがよい。だがこれをあまり強調しても何も利点はないと思う。ドイツがいちばんよい形でお金を手当てするに任せ、物納返済はヴィスバーデン計画のような相互の合意に基づくものにすればよい。

だが、30 年という長期にわたって、年次支払いを黄金で固定するのは、大きな異常事態につながりかねない。もし黄金価格が下がったら、負担は耐えがたくなるかもしれない。黄金価格が上がれば、債権者は期待をごまかされたように思うかもしれない。だから年次支払い額は、何か中立的な当局により、黄金の商品価値の指標を参照しつつ調整されるべきだ。

ヴェルサイユ条約で他に改訂すべきなのは占領に関する話となる。もし新しい解決策の一部として、連合軍部隊がドイツ領から全面的に撤退し、いかなる目的のためであれ、多数票の投票による国際連盟からの脱退を除いてあらゆる名目での侵略の権利を廃止すれば、ヨーロッパにおける平和的な関係を促進することになる。だがこの代償として、大英帝国とアメリカはフランスとベルギーに対し、請求削減に対する満足のいく対価を確保するための、戦争以外のあらゆる支援を約束しなければならない。一方のドイツは、ライン川西部の領土の完全な軍備放棄を保証しなければならない。

## II. 同盟国は満足するか

**フランス** - フランスとしてこの調停を受け入れるのは得だろうか？ それがいギリスとアメリカからの、債務減免というさらなる譲歩と組み合わせれば、圧倒的にフランスにとっては得になる。

フランスの、請求権と負債の現在のバランスシートはどんなものだろうか？ フランス



は、ドイツが支払うものの52%を受けとる権利がある。p.29で私は、これがロンドン合意の下ではいくらになるかを以下の条件ごとに計算した。(a)ドイツの輸出が60億の場合だと35.6億黄金マルク、(b)輸出が100億の場合だと46.0億黄金マルクだ。だからフランスの取り分は、(a)を想定するなら年額18.5億、(b)だと23.9億だ。これに対し、アメリカに対する借金は\$36.34億で、イギリスに対する借金は£5.57億となる。この額を黄金マルク相当額に換算し、これに対する年間費用が利息5%で減債基金1%で計算すると、債務は年間14.8億となる。つまり、もしドイツが全額支払って、しかも輸出増大についてもっと有利な(b)の想定を採用したら、既存の取り決めの下でフランスが期待できる最大の金額は、差し引き年間9.1億黄金マルク(£45,500,000黄金)だ。だが改訂版の仕組みだと、もっと大きな金額、つまり年額10.8億(£54,000,000黄金)が期待できるとどまらず、ドイツが提供できるリソースへの優先権を与えられる限りにおいて、そして総額がドイツの支払い能力の範囲内にある限り、この支払いが実際に受けられる可能性は十分に大きいのだ。

私の提案は、荒地地域の完全な復興について、実際の被害に基づく公平な価値評価を元に考慮しているし、このきわめて重要な請求の優先度を脅かすような競合主張は放棄している。だがこれ以外の点では、様々なちがう意見はあろうが、そしてそれが本当に支払いを得られる可能性を高めている点を除けば、フランスは既存の取り決めの条項が完全に遵守された場合に比べ、本当に高い金額を実際に受け取れることになる。

ベルギーは現在、ドイツの支払い総額の8%を受け取れる事になっている。これはロンドン調停案の下では、(a)の想定しただと年額2.8億黄金マルク、(b)の想定なら年額3.68億マルク得られる。新しい提案の下だと、ベルギーは年額1.8億黄金マルクを受け取り、得られそうな受取額が減った分を、実際にその金額を受け取れる可能性が高まることで埋め合わせられる。ベルギーが持つ既存の優先受け取り順位は、フランスとの協議の中で相互の合意により調整されるべきだ。

イタリアはすさまじく得をする。イタリアはロンドン調停案ではドイツの支払総額の10%を受け取れる(さらに、オーストリアとブルガリアからの問題の多い受取額についても多少の請求権を持つ)。つまり、(a)の想定によれば年間3.26億黄金マルク、(b)の想定なら4.6億だ。だがこれらの金額は、イギリスと米国に対する借金で生じる年間支払額よりはるかに少ない。これは上で見たフランスの場合と同じ基準で換算すると、年間10億黄金マルクにのぼるのだ。

### III. 新国家の支援

上の説明で私は、イギリスの賠償請求学のうち、10億黄金マルクを留保しておいた。その狙いは、別にそれを自分の懐に入れるためではなく、それをイギリスがある種の責任を持つ二つの国に対する財政問題軽減に使うというものだ。

オーストリアの問題はよく知られており、全般的な同情を得ている。ウィーンの人々は悲劇には向いていない。世界はそれを感じているし、モーツァルトの都市に不幸を願うほど意地悪な者などいない。ウィーンは頹廢的な偉大さの首都であったが、帝国主義の誘惑から解放されたいま、ヨーロッパの1/4に対して商業と芸術の首都を提供するという真の役割を果たす自由がもたらされた。過去二年間にわたり、オーストリアは何とか笑ったり泣いたりして切り抜けてきた。そして今や、表面的にはオーストリアの宿命は以前よりも

絶望的なものだが、ほんのわずかな支援で十分だと私は思う。軍隊は持っていないし、通貨の減価のおかげで国内負債は実にわずかだ。あまりに支援を大きくしたら、オーストリアはずっと乞食になってしまう。だがちょっとだけ支援すれば、オーストリアは落胆から立ち直り、その財政問題はもはや解決不能ではなくなる。

だから私の提案は、オーストリアの外国政府からの借金を帳消しにして（これはどうせ払えない賠償請求も含む）、ドイツに対するイギリスの請求額のうち、留保しておいた10億黄金マルクから、比較的少額を与えることだ。オーストリアが好きに使える融資をベルリンで行い、金額を3億黄金マルク分の価値として必要に応じて、5年かけて渡すようにすれば十分なのではないか。

他の新興国の場合、残りの借金を帳消しにし、ハンガリーの場合には賠償請求を放棄することで十分なはずだ。ただし例外はポーランドとなる。

ポーランドもまた、解決可能な問題を与えられねばならないが、これほど実践不可能は問題について実務的になるのは容易ではない。ポーランドの主要な問題は時間が解決するしかないもので、近隣国の回復だ。ここでは、ポーランドがギリギリ時刻の通貨再編を可能にするという目先の問題と、ポーランドとドイツとの間の平和的なやりとりを支援するという緊急性のある問題だけを扱う。このためには、ポーランドに留保した10億の残り、つまり7億黄金マルクを割り当てる。この金額の年間利息は無条件でポーランドに提供されるが、元金は通貨再編にのみ使われるべきで、その条件はアメリカとイギリスの承認を得るものとする。

基本的な部分でこの仕組みはとても単純だ。ヨーロッパのすべての財務大臣に、解決可能な問題を与えるという私の基準を満たしていると思う。残りはじょじょに決めるしかなく、詳細な解決策をどの方向性に沿って考えるべきかについて、本書の議論を割くつもりはない。

損をかぶるのはだれだろうか？ 紙の上でさえ、大陸のすべての国は利点を得る――そして実際にははるかに多い国が利点をもらう。だが紙の上では、アメリカとイギリスが損をかぶっている。両国は何を放棄しているのだろうか？

ロンドン調停案の下で、イギリスはドイツの支払総額の22%を受け取れる。つまりドイツ輸出規模についての想定次第で、年額7.8-10.1億黄金マルク（£39,000,000～£50,500,000 黄金）を受け取れる。ヨーロッパ各国の政府（ロシアを含む、補遺IXを参照）に£1,800,000,000を貸しており、これは利息と減債基金で年6%だと、年額£108,000,000となる。紙の上ではイギリスはこれらの金額を放棄するから、まあ合計£150,000,000を失うことになる。だが実際の現実で考えれば、この金額のごく一部以上を回収できる見通しはほとんどない。イギリスは商業により生きる国であり、ほとんどのイギリス人はいまや、慎ましい鷹揚さを発揮して商業の金鉱製とヨーロッパの厚生を確保するほうが、戦勝連合国や敗北した敵などから憎悪に満ちた押し潰すような支払いをむしり取ろうとするよりも、榮譽、徳、富の面で得るものが大きいことを納得するのに、大した説得は必要ないのだ。

アメリカは紙の上では、元金65億ドルほどを放棄する。これは年額で6%、つまり年額\$390,000,000（£78,000,000 黄金）に相当する。だがアメリカが本当にこれを回収しようとしてみたところで、実際のこの金額の相当部分でも支払われる可能性はきわめて小さ

い\*1。アメリカがこのような方式に、役に立つくらい十分に早く参加する可能性は多少なりともあるだろうか(というのも、最終的にはアメリカもこうした負債を放棄せざるを得ないと考えられるからだ)。

この問題について私が議論したほとんどのアメリカ人は、自分個人はヨーロッパの負債を免除してあげるのに賛成ながら、自国民の実に多くがそうは思わないため、こうした提案は現在は実務的な政治の範疇から外れているのだと述べる。したがって、それを議論するのも時期尚早だという。今のところアメリカは、お金を要求するようなふりを続け、ヨーロッパはそれを返済するようなふりを続けねばならない、と。実はこの立場は、1921年半ばのドイツ賠償金に対するイギリスの態度とほぼ同じだ。我が情報提供者たちは、まちがいなくこの世論については正しいはずだ。世論というのは謎めいた存在であり、ルソーの言う一般意志と同じものかもしれない。だがその一方で私は、彼らが告げることあまり重きを置いていない。世論は、ハンス・アンデルセンの皇帝が立派な服を着ていると主張していた。そして特にアメリカでは、世論はいわば雪崩を打ったように変わったりするのだ。

もし本当に世論が変えられない代物であるなら、公的問題を議論すること自体が時間の無駄になる。そしてマスコミや政治家の主な仕事は、世論の瞬間的な特徴を見極めることなのかもしれないが、著述家はむしろ、世論がどうあるべきかを考えるべきだろう。こんな陳腐なことを書いてみせるのは、多くのアメリカ人はまるで、世論が承認しないような意見を述べるのが本当に不道德であるかのような助言をしたがるからだ。どうやらアメリカでは、この種の行為はあまりに無謀であり、何やら不適切な動機がすぐに勘ぐられてしまい、批判はその首謀者の人格や先例の詮索という形を採ってしまうらしい。

だが、ヨーロッパへの負債に対するアメリカ人の態度の根底にある気分や感情をもっと深く掘り下げてみよう。彼らはヨーロッパに対して鷹揚でありたい。これは善意のせいもあるし、多くのアメリカ人がいまや、それ以外のあらゆる方向が自分たちの経済的均衡を乱すようだにとらんでいるからだ。だが彼らはそれを「始末」したくはない。ヨーロッパの老いぼれ皮肉屋どもがまたもや一枚ばかり上手だったなどということは言われたくない。時期も悪いし、課税は抑圧的だった。そしてアメリカの多くの地域は、現在はそんなに豊かには感じられないので、得られそうな資産の気軽な放棄を支持できる状態ではない。さらに共に戦争を戦った国同士のこうした取り決めを、彼らはイギリス時のよりもずっと、個人間の通常の事業取引と似たものとして考えるのだ。彼らに言わせると、これは銀行が無担保で顧客に融資を行ったようなもので、顧客はきわめてつらい時期にいて、その融資がなければ破産していたところだったのだ。ところがこの顧客は泣き言を言って返済を拒んでいる。そんなことを容認すれば、事業上の榮譽の基本的な原則を傷つけるものとなってしまい、というわけだ。

おそらく平均的なアメリカ人は、ヨーロッパ諸国が現金を握りしめ、惨めつらしい光を目に浮かべてやってきて、「アメリカよ、私たちの自由と生命はあなたのおかげです。私たちはここに、寡婦や孤児たちに対する悲惨な課税でむしり取ったのではなく、軍備、軍事主義、帝国、内部紛争の廃しによって貯蓄した勝利の最高の果実から得た精一杯のもの

\*1 この方式は、アメリカに対するイギリスの借金はまったく考慮しておらず、上の数字からも除外してある。この負債の正しい処置という問題(これは、利息が本当に現金で回収できるという点で主に他のものとはちがっている)はここでは扱わない他の問題を引き起こすからだ。上の債務放棄の提案は、大陸ヨーロッパの各国政府が、イギリスと米国政府からの借金についてのものでしかない。

を、大いなる感謝とともに持って参りました。これは貴方が自由に私たちに与えてくれた支援により可能となったものです」と言うのを見たいのだろう。それに対して平均的なアメリカ人はこう答える。「あなたの正直さを誇りに思います。私たちの期待した通りです。しかし私が戦争に参加したのは、利益のためでも、自分のお金のよい投資としてでもありません。いまあなたがおっしゃった台詞こそ、私の報酬なのです。あなたの債務は放棄しましょう。おうちにかえって、私が手放したリソースを使い、貧しい者、不運な者たちを引き上げておやりなさい」。そしてこのちょっとした場面の不可欠な要素は、アメリカの回答がまったく予想外の圧倒的なものとなるという点だ。

ああ世界の邪悪さというのはひどいものだ！ だれもが愛して止まないおセンチな満足は、国際問題では確保できないのだ。というのも善良なのは個人だけであり、あらゆる国は名誉など意に介さず、残酷で、姦計に満ちているのだ。たとえばイタリアが借金を払うべきか決めるにあたり、アメリカは無理に払わせようとした場合の影響を考えねばならない――アメリカとイタリアの経済的均衡という面から見た利己性の観点と、イタリアの農民やその生活の綿での鷹揚さという観点からそれを考えることになる。そして各国の首相は、自分の秘書が作文したそれらしい文面を電報で伝え、アメリカの行動がこの執筆の瞬間を世界史上で最も重要なものとし、そしてアメリカ人が生きている最も高貴な生物なのだと言明するものなのですといったことを野部はするだろうが、アメリカは適切あるいは十分なお礼など期待すべきではないのだ。

それでも、時間がないのでアメリカの支援には期待できないし、必要なら自分たちだけでやるしかない。アメリカが改訂復興会議に参加する用意がないのであれば、イギリスはアメリカが追随するかどうかにおかまいなく、紙の上での自分の請求額を放棄する覚悟を決めるべきだ。

私の計画の単純さは、まとめてみればさらにはっきりする。(1) イギリスと、できればアメリカはヨーロッパ各国の政府に対する貸付をすべて放棄し、ドイツの賠償金の請求権を一切放棄する。(2) ドイツは30年にわたり年に12.6億黄金マルク (£63,000,000 黄金)を支払い、ポーランドとオーストリアの支援のために10億黄金マルクをまとめて保持する。(3) この年間支払額は、108億黄金マルクをフランスに、1.8億をベルギーに割り振る。

これは公正で、筋の通った、永続的な解決策となる。フランスがこれを拒否するなら、見かけに惑わされて実体を犠牲にすることになる。見かけ上は正反対に思えても、これはまたイギリスにとって自分の利益になることだ。ひょっとしてイギリスの世論は、いまや大幅に変わったとはいえ、いまだに何も得られないという話には納得できないかもしれない。だがこれは、賢明な国が大きな行動を採ることで最も得をする場合なのだ。私はこの解決策から、イギリスが何かを得るか、そういう見かけを生むような各種の仕組みを考慮しなかったわけではない。たとえば、ロンドン調停案でのC格債をもらえることで、満足できるかもしれない。これはA格債とB格債の支払いが終わったあとの第3位の受益権しかないから、額面的には価値があっても、実際にはまったく無価値だ。あるいは、ドイツ税関から一部を受けとるかわりに、自分の商品が関税なしに自由にドイツに輸出できるようにすべきだと考えてもいい。あるいはドイツの産業を部分的に統括したり、ロシアの将来的な収奪についてドイツ組織の支援を得たりもできる。この種の計画は、抜け目ない精神を惹きつけるものだし、そう簡単に一蹴すべきものではない。だが私は単純な計画のほうを好むし、いま挙げた仕組みはすべて、真の叡智に逆行するものだと考える。

一部には、イギリスが賠償金や連合国内の負債について、フランスやアメリカに対して少しでも譲歩する場合には、フランスがいまや傾いているように見えるよりも、世界に対してもっと平和的な政策を受け入れるのを条件にすべきだと固執したがる傾向が見られる。私はフランスが、陸海軍の削減提案に反対するのを止めてくれたらと希望はしている。フランスが徴兵制を続けるなら、同国の若者にとって何たる重荷になることか。近隣国は、自発的にせよ非自発的にせよ、徴兵など止めているのに！ イギリスが、大規模な潜水艦計画に乗り出すようなあらゆる近隣列強とは友好を結べないことを、フランスは認識しているのだろうか？ またフランスが中央への危険な野心を捨てて、近東への野心だけに制限してくれればとも願いたい。というのも、どちらもゴミクズのような基盤に基づいたものであり、フランスにとっていいことは何もないからだ。見通せる限り当分の間、ドイツから何かいささかでも恐れるべきものがあるというのは、フランスが自分で挑発した場合を除けば、妄想でしかない。ドイツが、いずれ必ずそうするように、強さと誇りを回復したときにも、そのドイツが西に目を向けるまでには何年もかかる。ドイツの未来はいまや東にある。そしてドイツの希望と野心が復活したら、それは確実にそちらの方向に向けられるだろう。

フランスはいまや、自分の国としての立場を、地球上で最も安定し、安全で、豊かなものへとまとめあげる機会を持っている。自給自足で、人口も十分だが過剰ではなく、特異ですばらしい文明の末裔だ。荒廃地域について泣き言を言わず（これはすぐに復興できる）、軍事的な覇権を誇ったりもせず（これをやるとすぐに破滅しかねない）、精神の平和的な実践において、ヨーロッパの指導者兼女王として頭を高くもたげさせよう。

それでも、こうした狙いはかけひきで得られるものではないし、外から押しつけられるものでもない。だからフランスを無理に賠償調停に引きずり込んではいならない。この調停をフランスに提示するときの条件はただ一つ――それを受け入れることだけだ。だがもしシャイロックのように、フランスが自分の求める肉一ポンドを要求するのであれば、法の定めに従えよう。フランスは自分の約束を手に入れ、我々は自分の約束を手に入れよう。ドイツから得られるものを得させて、アメリカとイギリスへの借りを返済してもらおう。

紛争となる大きな問題は、おそらく、ドイツからの年間支払額 £63,000,000（黄金）が十分か、というものだ。確かに、もう少し大きな金額でもドイツの支払い能力の範疇にあるかもしれないことは認めよう。だがこの金額を推奨するのは、一方でフランスでの破壊を回復させるのに十分であること、そしてもう一つは、ドイツにこれを支払わせてもそれほど負担が大きいわけではないので、ドイツからの取りたてのため春と秋ごとに侵略する用意が不要となることだ。支払い額は、ドイツ自身が不公正ではないと認識し、最大支払い能力に十分おさまるものにするので、ドイツが働いて返済するインセンティブをある程度残すものにしない。

仮に、ドイツが生産して余った財を外国に売る能力の理論的最大値がわかっていたり、あるいは毎年生じる余剰をすべて自動的に吸収するような変動尺度を決めることができたりしたとしよう。それを取りたてるのは賢明だろうか？ 決して自発的には支払わないほど巨額の支払いを、銃剣をつきつけて取りたてるといふ計画――というのも、これはまさにそういうものだから――、そしてそれをヴェルサイユ講和条約の起草者たち全員が、死んで地元のヴァルハラに埋葬されたはるか後まで続けるというのは、よいことでもないし筋の通ったことでもない。

私自身の提案は、他人のものに比べると穏健に思えるかも知れないが、ドイツに巨額の

負担を強いる。フランスには莫大な利益をもたらす。フランス人は、空想上のものでしかない数字を腹一杯に食らったので、たぶん本当の数字から驚きの風味と刺激を得る用意がほとんどできていると思う。私の方式が、どれほど大きな金銭的強みを与えてくれるか、フランス人たちに考えてもらおう。対外債務から解放され、しかも30年にわたり毎年、実質価値でフランス銀行が保有する黄金準備の半分近い黄金相当額を支払ってもらえるのだ。そしてこの規定の時期の終わりには、ドイツは1870年以降に奪ったものの10倍を返済したことになる。

イギリス人は文句を言う筋合いがあるだろうか？ 彼らは本当に損をしているのか？ 比較できないもの同士で対照表を作るわけにもいかない。だがヨーロッパに平和と友愛が勝ち取れるかもしれないのだ。そしてイギリスに求められているのは（おそらく当のイギリス自身も、そろそろ内心では十分にわかっていることではないかと思うのだが）どのみち決して得られはしないものをあきらめることだけなのだ。それ以外の道としては、我々とアメリカは、全般的な国際的嫌悪の中で、自分たちの支払い要求をあっさり拒絶されてしまうしかないのだ。

補遺





## I. スパ合意、1920年7月

(A) *Summary*<sup>\*2</sup> of the Agreement upon Reparations between the Allies, signed by the British Empire, France, Italy, Japan, Belgium, and Portugal.

ARTICLE 1 provides that in pursuance of the Treaty of Versailles the sums received from Germany for reparations shall be divided in the following proportions:

France 52 per cent. British Empire 22 " Italy 10 " Belgium 8 " Japan and Portugal  $\frac{3}{4}$  of 1 per cent each.

The remaining  $6\frac{1}{2}$  per cent is reserved for the Serbo - Croat - Slovene State and for Greece, Rumania, and other Powers not signatories of the Agreement.

ARTICLE 2 provides that the aggregate amount received for reparation from Austria - Hungary and Bulgaria, together with amounts that may be received in respect of the liberation of territories belonging to the former Austro - Hungarian Monarchy, shall be divided:

(a) As to half in the proportions mentioned in Article 1.

(b) As to the other half, Italy shall receive 40 per cent, while 60 per cent is reserved for Greece, Rumania, and the Serbo - Croat - Slovene State and other Powers entitled to reparations but not signatories of the Agreement.

ARTICLE 3 provides that the Allied Governments shall adopt measures to facilitate if necessary the issue by Germany of loans destined for the internal requirements of that country and to the prompt discharge of the German debt to the Allies.

ARTICLE 4 deals in detail with the keeping of accounts by the Reparation Commission.

ARTICLE 5 secures to Belgium her priority of £100,000,000 gold and enumerates the securities affected by such priority.<sup>\*3</sup>

ARTICLE 6 deals with the valuation of ships surrendered under the various Peace Treaties, and provides for the allocation of sums received for the hire of such ships. It deals also with questions outstanding as to the decisions taken by the Belgian Prize Courts. Belgium receives compensation out of the shares of other Allied Powers.

ARTICLE 7 refers to the Allied cruisers, floating docks, and material handed over under the Protocol of January 10, 1920, as compensation for the German warships

<sup>\*2</sup> 以下は当時発表された公式の概要である。合意の全文は公開されていない。

<sup>\*3</sup> このうち最も実体があるのは、シュレスヴィッヒについて支払われるべき4億デンマーククローネであり、ルクセンブルグからも石炭のためにある程度の金額が支払われ、ブラジルの港湾で戦利品として拿捕されたドイツ船舶についての残金すべて、そしてアメリカのドイツ資産から賠償に使える金額すべてとなる。

which were sunk.

ARTICLE 8 declares that the same Protocol shall apply to the proceeds of the sale of ships and war material surrendered under the naval clauses of the Treaty, virtually including the proceeds of naval war material sold by the Reparation Commission.

ARTICLE 9 gives Italy an absolutely prior claim to certain specified sums as a set-off to amounts due to her by Austria - Hungary and Bulgaria.

ARTICLE 10 reserves the rights of Poland and declares that this Agreement shall not apply to her.

ARTICLE 11 maintains the rights of countries who lent money to Belgium before November 11, 1918, and makes provision for repayment immediately after satisfaction of the Belgian claim to priority in respect of £100,000,000.

ARTICLE 12 maintains the rights of the Allied Powers to the repayment of credits granted to ex - enemy Powers for the purposes of relief.

ARTICLE 13 reserves the question of fixing the cost of the armies of occupation in Germany on a uniform basis for discussion with the United States of America.

*(B) The Allied Note to Germany on the Subject of Coal Deliveries*

1. The German Government undertakes to place at the disposal of the Allies, from August 1, 1920, for the ensuing six months, 2,000,000 tons of coal per month, this figure having been approved by the Reparation Commission.

2. The Allied Governments will credit the Reparation accounts with the value of this coal, as far as it is delivered by rail or inland navigation, and it will be valued at the German internal price in accordance with Paragraph 6 (A), Annex V., Part VIII., of the Treaty of Versailles. In addition, in consideration of the admission of the right of the Allies to have coal of specified kind and quality delivered to them, a premium of five gold marks, payable in cash by the party taking delivery, shall be applied to the acquisition of foodstuffs for the German miners.

3. During the period of the coal deliveries provided for above, the stipulations of Paragraphs 2, 3, and 4 of the draft Control Protocol of July 11, 1920, shall be put in force at once in the modified form of the Annex hereto. (See below.)

4. An agreement shall be made forthwith between the Allies for distribution of the Upper Silesian coal output by a Commission on which Germany will be represented. This agreement shall be submitted for the approval of the Reparation Commission.

5. The Commission, on which the Germans shall be represented, shall meet forthwith at Essen. Its purpose shall be to seek means by which the conditions of life among the miners with regard to food and clothing can be improved, with a view to the better working of the mines.

6. The Allied Governments declare their readiness to make advances to Germany equal in amount to the difference between the price paid under Paragraph 2 above, and the export price of German coal, f.o.b. in German ports, or the English export price, f.o.b. in English ports, whichever may be the lowest, as laid down in Paragraph VI. (B) of Annex V., Part VIII., of the Treaty of Versailles. These advances shall be made in accordance with Articles 235 and 251 of the Treaty of Versailles. They shall

---

enjoy an absolute priority over all other Allied claims on Germany. The advances shall be made at the end of each month, in accordance with the number of tons delivered and the average f.o.b. price of coal during the period. Advances on account shall be made by the Allies at the end of the first month, without waiting for exact figures.

7. If by November 15, 1920, it is ascertained that the total deliveries for August, September, and October 1920 have not reached 6,000,000 tons, the Allies will proceed to the occupation of a further portion of German territory, either the region of the Ruhr or some other.

*Annex*

1. A permanent delegation of the Reparation Commission will be set up at Berlin, whose mission will be to satisfy itself by the following means that the deliveries of coal to the Allies provided for under the Agreement of July 15, 1920, shall be carried out: The programmes for the general distribution of output, with details of origin and kind, on the one hand, and the orders given to ensure deliveries to the Allied Powers on the other hand, shall be drawn up by the responsible German authorities and submitted by them for the approval of the said delegation a reasonable time before their despatch to the executive bodies responsible for their execution.

2. No modification in the said programme which may involve a reduction in the amount of the deliveries to the Allies shall be put into effect without prior approval of the Delegation of the Reparation Commission in Berlin.

3. The Reparation Commission, to which the German Government must periodically report the execution by the competent bodies of the orders for deliveries to the Allies, will notify to the interested Powers any infraction of the principles adopted herein.



## II. パリ決議<sup>\*4</sup>、1921年1月29日

1. In satisfaction of the obligations laid on her by Articles 231 and 232 of the Treaty of Versailles, Germany shall pay, apart from the restitutions which she must effect in conformity with Article 238 and all obligations under the Treaty:

(1) Fixed annuities, payable in equal instalments at the end of each six months, as follows:

- (a) 20 億 黄金マルクを年次払い 2 年 (1921/5/1 - 1923/5/1)
- (b) 30 億 黄金マルクを年次払い 3 年 (1923/5/1 - 1926/5/1)
- (c) 40 億 黄金マルクを年次払い 3 年 (1926/5/1 - 1929/5/1)
- (d) 50 億 黄金マルクを年次払い 3 年 (1929/5/1 - 1932/5/1)
- (e) 60 億 黄金マルクを年次払い 31 年 (1932/5/1 - 1963/5/1)

(2) Forty - two annuities, reckoning from May 1, 1921, equivalent to 12 per cent of the value of Germany' s exports, levied on the receipts from them and payable in gold two months after the conclusion of each six - monthly period.

To ensure that (2) above shall be completely carried out, Germany will accord to the Reparation Commission every facility for verifying the amount of the exports and for establishing the necessary supervision.

2. The German Government shall deliver forthwith to the Reparation Commission Bearer Bonds payable at the due dates laid down in Article 1 (1) of the present scheme, and of an amount equal to each of the six - monthly instalments payable thereunder. Instructions will be given with the object of facilitating, on the part of such Powers as may require it, the mobilisation of the portion accruing to them under the Agreements which they have established amongst themselves.

3. Germany shall be entitled at any time to anticipate the fixed portion of her obligation.

Payments made by her in anticipation shall be applied in reduction of the fixed annuities prescribed in Article 1 (1), discounted at a rate of 8 per cent up to May 1, 1923, 6 per cent from May 1, 1923, to May 1, 1925, and 5 per cent after May 1, 1925.

4. Germany shall not embark on any credit operation abroad, directly or indirectly, without the approval of the Reparation Commission. This restriction applies to the Government of the German Empire, the Government of the German States, German provincial and municipal authorities, and also to companies and enterprises controlled

<sup>\*4</sup> 私の知る限り、この決議の公式全文は英語では公開されていない。以下はフランス語からの翻訳。

by these Governments and authorities.

5. In pursuance of Article 248 of the Treaty of Versailles all the assets and revenues of the German Empire and its constituent States are held in guarantee of the complete execution by Germany of the provisions of this scheme.

The receipts of the German Customs, by land and sea, in particular the receipts of all import and export duties and all supplementary taxes, constitute a special pledge for the execution of the present Agreement.

No modification shall be introduced, liable to diminish the yield of the Customs, without the Reparation Commission approving the Customs Legislation and Regulations of Germany.

The whole of the receipts of the German Customs shall be credited to the account of the German Government, by a Receiver - General of the German Customs, nominated by the German Government with the assent of the Reparation Commission.

In the event of Germany failing to meet one of the payments laid down in the present scheme:

(1) The whole or part of the receipts of the German Customs shall be taken over from the Receiver - General of the German Customs by the Reparation Commission and applied by it to the obligations in which Germany has defaulted. In this event the Reparation Commission shall, if it deems necessary, itself assume the administration and collection of the Customs receipts.

(2) The Reparation Commission shall be entitled, in addition, to require the German Government to impose such higher tariffs or to take such other measures to increase its resources as it may deem indispensable.

(3) If this injunction is without effect, the Commission shall be entitled to declare the German Government in default and to notify this state of affairs to the Governments of the Allied and Associated Powers who shall take such measures as they think justified.

(Signed) HENRI JASPAR.

D. LLOYD GEORGE.

ARISTIDE BRIAND.

C. SFORZA.

K. ISHII.

PARIS, *January 29, 1921* .

### III. 連合各国が賠償委員会に提出した請求額、1921年2月23日委員会発表<sup>\*6</sup>

#### FRANCE

##### I. – *Damage to Property (Reconstitution Values)*

	<b>Frs. (Paper)</b>
Industrial damages	38,882,521,479
Damage to buildings ( <i>propriété bâtie</i> )	36,892,500,000
Damage to furniture and fittings ( <i>dommages mobiliers</i> )	25,119,500,000
Damage to land ( <i>propriété non bâtie</i> )	21,671,546,225
Damage to State property	1,958,217,193
Damage to public works	2,583,299,425
Other damages	2,359,865,000
Shipping losses	5,009,618,722
Damages suffered in Algeria and colonies	10,710,000
Do. abroad	2,094,825,000
Interest at 5 per cent on the principal (33,000,000,000 francs, in round figures, between November 11, 1918, and May 1, 1921, or 30 months), say, in round figures	4,125,000,000

<sup>\*6</sup> 同委員会は同時に、この請求を採用したわけではなくこれから検討するのだという警告も発表している。

II. – *Injuries to Persons*

	<b>Frs. (Paper)</b>
Military pensions	60,045,696,000
Allowances to families of mobilised men	12,936,956,824
Pensions accorded to civilian victims of the war and their dependants	514,465,000
Ill - treatment inflicted on civilians and prisoners of war	1,869,230,000
Assistance given to prisoners of war	976,906,000
Insufficiency of salaries and wages	223,123,313
Exactions by Germany to the detriment of the civilian population	1,267,615,939
Total of the French claims	218,541,596,120

## GREAT BRITAIN

	£	Frs.
Damage to property	7,936,456	
Shipping losses	763,000,000	
Losses abroad	24,940,559	
Damage to river and canal shipping	4,000,000	
Military pensions	1,706,800,000	
Allowances to families of mobilised men		7,597,832,086
Pensions for civilian victims	35,915,579	
Ill - treatment inflicted on civilians and prisoners	95,746	
Assistance to prisoners of war	12,663	
Insufficiency of salaries and wages	6,372	
	£2,542,070,375	Frs. 7,597,832,086

## ITALY

Damage to property	Lire 20,933,547,500
Shipping losses	£128,000,000
Military pensions	Francs 31,041,000,000
Allowances to families of mobilised men	Francs 6,885,130,395
Civilian victims of the war and prisoners	Lire 12,153,289,000
Total	Lire 33,086,836,000
”	Francs 37,926,130,395
”	£128,000,000



## BELGIUM

Damage to property (present value)	Belgian Frcs. 29,773,939,099
Shipping losses (present value)	Belgian Frcs. 180,708,250
Military pensions	French Frcs. 1,637,285,512
Allowances to families of mobilised men	French Frcs. 737,930,484
Civilian victims and prisoners of war	Belgian Frcs. 4,295,998,454
Total	Belgian Frcs. 34,254,645,893
"	French Frcs. 2,375,215,996

The other claims may be summarised as follows:

Japan	297,593,000	yen (shipping losses).
"	454,063,000	yen (allowances to families of mobilised men).
	832,774,000	yen.
Jugo - Slavia	8,496,091,000	dinars (damage to property).
"	19,219,700,112	francs (injuries to persons).
Rumania	9,734,015,287	gold francs (property losses).
"	9,296,663,076	gold francs (military pensions).
"	11,652,009,978	gold francs (civilians and prisoners of war).
	31,099,400,188	gold francs.
Portugal	1,944,261	contos (1,574,907 contos for property loss).
Greece	4,992,788,739	gold francs (1,883,181,542 francs for property loss).
Brazil	£1,216,714	(shipping £1,189,144), plus 598,405 francs.
Czecho - Slovakia	6,944,228,296	francs and 5,614,947,990 kroner (war - losses).
	618,204,007	francs and 1,448,169,845 kroner (Bolshevist invasion).
	7,612,432,103	francs and 7,063,117,135 kroner.
Siam	9,179,298 marks, gold,	plus 1,169,821 francs.
Bolivia	£16,000.	
Peru	£56,236,	plus 107,389 francs.
Haiti	\$80,000,	plus 532,593 francs.
Cuba	\$801,135.	
Liberia	\$3,977,135.	
Poland	21,913,269,740 francs gold,	plus 500,000,000 marks gold.
European Danube Commission	1,834,800 francs gold,	15,048 francs French, and 488,051 lei.



## IV. ロンドン第1最期通牒、1921年 3月3日

The following declaration was delivered to Dr. Simons by Mr. Lloyd George, speaking on behalf of the British and Allied Governments, by word of mouth:

“The Allies have been conferring upon the whole position and I am now authorised to make this declaration on their behalf:

“The Treaty of Versailles was signed less than two years ago. The German Government have already defaulted in respect of some of its most important provisions: the delivery for trial of the criminals, who have offended against the laws of war, disarmament, the payment in cash or in kind of 20,000,000,000 of gold marks (£1,000,000,000). These are some of the provisions. The Allies have displayed no harsh insistence upon the letter of their bond. They have extended time, they have even modified the character of their demands; but each time the German Government failed them.

“In spite of the Treaty and of the honourable undertaking given at Spa, the criminals have not yet been tried, let alone punished, although the evidence has been in the hands of the German Government for months. Military organisations, some of them open, some clandestine, have been allowed to spring up all over the country, equipped with arms that ought to have been surrendered. If the German Government had shown in respect of reparations a sincere desire to help the Allies to repair the terrible losses inflicted upon them by the act of aggression of which the German Imperialist Government was guilty, we should still have been ready as before to make all allowances for the legitimate difficulties of Germany. But the proposals put forward have reluctantly convinced the Allies either that the German Government does not intend to carry out its Treaty obligations, or that it has not the strength to insist, in the face of selfish and short-sighted opposition, upon the necessary sacrifices being made.

“If that is due to the fact that German opinion will not permit it, that makes the situation still more serious, and renders it all the more necessary that the Allies should bring the leaders of public opinion once more face to face with facts. The first essential fact for them to realise is this – that the Allies, whilst prepared to listen to every reasonable plea arising out of Germany’s difficulties, cannot allow any further paltering with the Treaty.

## The Ultimatum

“We have therefore decided – having regard to the infractions already committed, to the determination indicated in these proposals that Germany means still further to defy and explain away the Treaty, and to the challenge issued not merely in these proposals but in official statements made in Germany by the German Government – that we must act upon the assumption that the German Government are not merely in default, but deliberately in default; and unless we hear by Monday that Germany is either prepared to accept the Paris decisions or to submit proposals which will in other ways be an equally satisfactory discharge of her obligations under the Treaty of Versailles (subject to the concessions made in the Paris proposals), we shall, as from that date, take the following course under the Treaty of Versailles.

“The Allies are agreed:

(1) To occupy the towns of Duisburg, Ruhrort, and Düsseldorf, on the right bank of the Rhine.

(2) To obtain powers from their respective Parliaments requiring their nationals to pay a certain proportion of all payments due to Germany on German goods to their several Governments, such proportion to be retained on account of reparations. (This is in respect of goods purchased either in this country or in any other Allied country from Germany.)

(3) (a) The amount of the duties collected by the German Customs houses on the external frontiers of the occupied territories to be paid to the Reparation Commission.

(b) These duties to continue to be levied in accordance with the German tariff.

(c) A line of Customs houses to be temporarily established on the Rhine and at the boundary of the *têtes des ponts* occupied by the Allied troops; the tariff to be levied on this line, both on the entry and export of goods, to be determined by the Allied High Commission of the Rhine territory in conformity with the instructions of the Allied Governments” .

## V. ドイツの対抗提案、1921年4月24日にアメリカ政府に伝達

The United States Government have, by their Note of April 22, opened the possibility, in a way which is thankfully acknowledged, of solving the reparations problem once more by negotiations ere a solution is effected by coercive measures. The German Government appreciates this step in its full importance. They have in the following proposals endeavoured to offer that which according to their convictions represents the utmost limit which Germany's economic resources can bear, even with the most favourable developments:

1. Germany expresses her readiness to acknowledge for reparation purposes a total liability of 50 milliard gold marks (present value). Germany is also prepared to pay the equivalent of this sum in annuities, adapted to her economic capacity up to an aggregate of 200 milliard gold marks. Germany proposes to mobilise her liability in the following way:

2. Germany to raise at once an international loan, of which amount, rate of interest, and amortisation quota are to be agreed on. Germany will participate in this loan, and its terms, in order to secure the greatest possible success, will contain special concessions, and generally be made as favourable as possible. Proceeds of this loan to be placed at the disposal of the Allies.

3. On the amount of her liability not covered by the international loan Germany is prepared to pay interest and amortisation quota in accordance with her economic capacity. In present circumstances she considers the rate of 4 per cent the highest possible.

4. Germany is prepared to let the Powers concerned have the benefit of improvements in her economic and financial situation. For this purpose the amortisation quota should be made variable. In case an improvement should take place, the quota would rise, whilst it would correspondingly fall if developments should be in the other direction. To regulate such variations an index scheme would have to be prepared.

5. To accelerate the redemption of the balance, Germany is ready to assist with all her resources in the reconstruction of the devastated territories. She considers reconstruction the most pressing part of reparation, because it is the most effective way to combat the hatred and misery caused by the war. She is prepared to undertake, herself, the rebuilding of townships, villages, and hamlets, or to assist in the

reconstruction with labour, material, and her other resources, in any way the Allies may desire. The cost of such labour and material she would pay herself. (Full details about this matter have been communicated to the Reparation Commission.)

6. Apart from any reconstruction work Germany is prepared to supply for the same purpose, to States concerned, any other materials, and to render them any other services as far as possible on a purely commercial basis.

7. To prove the sincerity of her intention to make reparation at once, and in an unmistakable way, Germany is prepared to place immediately at the disposal of the Reparation Commission the amount of one milliard gold marks in the following manner: First, 150,000,000 gold marks in gold, silver, and foreign bills; secondly, 850,000,000 gold marks in Treasury bills, to be redeemed within a period not exceeding three months by foreign bills and other foreign values.

8. Germany is further prepared, if the United States and the Allies should so desire, to assume part of the indebtedness of the Allies to the United States as far as her economic capacity will allow her.

9. In respect of the method by which the German expenditures for reparation purposes should be credited against her total liability, Germany proposes that prices and values should be fixed by a commission of experts.

10. Germany is prepared to secure subscribers for the loan in every possible way by assigning to them public properties or public income in a way to be arranged for.

11. By the acceptance of these proposals all other German liabilities on reparation account are cancelled, and German private property abroad released.

12. Germany considers that her proposals can only be realised if the system of sanctions is done away with at once; if the present basis of German production is not further diminished; and if the German nation is again admitted to the world's commerce and freed of all unproductive expenditure.

These proposals testify to the German firm will to make good damage caused by the war up to the limit of her economic capacity. The amounts offered, as well as mode of payment, depend on this capacity. As far as differences of opinion as to this capacity exist, the German Government recommend that they be examined by a commission of recognised experts acceptable to all the interested Governments. She declares herself ready in advance to accept as binding any decision come to by it. Should the United States Government consider negotiations could be facilitated by giving the proposals another form, the German Government would be thankful if their attention were drawn to points in which the United States Government consider an alteration desirable. The German Government would also readily receive any other proposals the United States Government might feel inclined to make.

The German Government is too firmly convinced that the peace and welfare of the world depend on a prompt, just, and fair solution of the reparation problem not to do everything in their power to put the United States in a position which enables them to bring the matter to the attention of the Allied Governments. - *Berlin, April 24, 1921.*

## VI. 賠償委員会発表の査定額、1921年4月30日

The Reparation Commission, in discharge of the provisions of Article 233 of the Treaty of Versailles, has reached a unanimous decision to fix at 132 milliard gold marks the total of the damages for which reparation is due by Germany under Article 232 (2) and Part VIII., Annex I. of the said Treaty.

In fixing this figure the Commission have made the necessary deductions from the total of damages to cover restitutions effected or to be effected in discharge of Article 238, so that no credit will be due to Germany from the fact of these restitutions.

The Commission have not included in the above figure the sum corresponding to the obligation, which falls on Germany as an addition in virtue of Article 232 (3), "to make reimbursement of all sums which Belgium has borrowed from the Allied and Associated Governments up to November 11, 1918, together with interest at the rate of 5 per cent per annum on such sums."





## VII. ロンドン第 2 最期通牒、1921 年 5 月 5 日

The Allied Powers, taking note of the fact that, in spite of the successive concessions made by the Allies since the signature of the Treaty of Versailles, and in spite of the warnings and sanctions agreed upon at Spa and at Paris, as well as of the sanctions announced in London and since applied, the German Government is still in default in the fulfilment of the obligations incumbent upon it under the terms of the Treaty of Versailles as regards (1) disarmament; (2) the payment due on May 1, 1921, under Article 235 of the Treaty, which the Reparation Commission has already called upon it to make at this date; (3) the trial of the war criminals as further provided for by the Allied Notes of February 13 and May 7, 1920; and (4) certain other important respects, notably those which arise under Articles 264 to 267, 269, 273, 321, 322, and 327 of the Treaty, decide: -

(a) To proceed forthwith with such preliminary measures as may be required for the occupation of the Ruhr Valley by the Allied Forces on the Rhine in the contingency provided for in Paragraph (d) of this Note.

(b) In accordance with Article 233 of the Treaty to invite the Reparation Commission to prescribe to the German Government without delay the time and manner for securing and discharging the entire obligation incumbent upon that Government, and to announce their decision on this point to the German Government at latest on May 6.

(c) To call upon the German Government categorically to declare within a period of six days from the receipt of the above decision its resolve (1) to carry out without reserve or condition their obligations as defined by the Reparation Commission; (2) to accept without reserve or condition the guarantees in respect of those obligations prescribed by the Reparation Commission; (3) to carry out without reserve or delay the measures of military, naval, and aerial disarmament notified to the German Government by the Allied Powers in their Note of January 29, 1921, those overdue being completed at once, and the remainder by the prescribed dates; (4) to carry out without reserve or delay the trial of the war criminals and the other unfulfilled portions of the Treaty referred to in the first paragraph of this Note.

(d) Failing fulfilment by the German Government of the above conditions by May 12, to proceed to the occupation of the Valley of the Ruhr and to take all other

military and naval measures that may be required. Such occupation will continue so long as Germany fails to comply with the conditions summarised in Paragraph (c).

(Signed) HENRI JASPAR.

A. BRIAND.

D. LLOYD GEORGE.

C. SFORZA.

HAYASHI.

*Schedule of Payments Prescribing the Time and Manner for Securing and Discharging the Entire Obligation of Germany for Reparation under Articles 231, 232, and 233 of the Treaty of Versailles.*

The Reparation Commission has, in accordance with Article 233 of the Treaty of Versailles, fixed the time and manner for securing and discharging the entire obligation of Germany for Reparation under Articles 231, 232, and 233 of the Treaty as follows:

-

This determination is without prejudice to the duty of Germany to make restitution under Article 238, or to other obligations under the Treaty.

1. Germany will perform in the manner laid down in this Schedule her obligations to pay the total fixed in accordance with Articles 231, 232, and 233 of the Treaty of Versailles by the Commission - viz. 132 milliards of gold marks (£6,600,000,000) less (a) the amount already paid on account of Reparation; (b) sums which may from time to time be credited to Germany in respect of State properties in ceded territory, etc.; and (c) any sums received from other enemy or ex - enemy Powers in respect of which the Commission may decide that credits should be given to Germany, *plus* the amount of the Belgian debt to the Allies, the amounts of these deductions and additions to be determined later by the Commission.

2. Germany shall create and deliver to the Commission in substitution for bonds already delivered or deliverable under Paragraph 12 (c) of Annex 2 of Part VIII. (Reparation) of the Treaty of Versailles the bonds hereinafter described.

(A) Bonds for an amount of 12 milliard gold marks (£600,000,000). These bonds shall be created and delivered at latest on July 1, 1921. There shall be an annual payment from funds to be provided by Germany as prescribed in this agreement, in each year from May 1, 1921, equal in amount to 6 per cent of the nominal value of the issued bonds, out of which there shall be paid interest at 5 per cent per annum, payable half - yearly on the bonds outstanding at any time, and the balance to sinking fund for the redemption of the bonds by annual drawings at par. These bonds are hereinafter referred to as bonds of Series (A).

(B) Bonds for a further amount of 38 milliard gold marks (£1,900,000,000). These bonds shall be created and delivered at the latest on November 1, 1921. There shall be an annual payment from funds to be provided by Germany as prescribed in this agreement in each year from November 1, 1921, equal in amount to 6 per cent of the nominal value of the issued bonds, out of which there shall be paid interest at 5 per cent per annum, payable half - yearly on the bonds outstanding at any time and the

balance to sinking fund for the redemption of the bonds by annual drawings at par. These bonds are hereinafter referred to as bonds of Series ( *B* ).

( *C* ) Bonds for 82 milliards of gold marks (£4,100,000,000), subject to such subsequent adjustment by creation or cancellation of bonds as may be required under Paragraph (1). These bonds shall be created and delivered to the Reparation Commission, without coupons attached, at latest on November 1, 1921; they shall be issued by the Commission as and when it is satisfied that the payments which Germany undertakes to make in pursuance of this agreement are sufficient to provide for the payment of interest and sinking fund on such bonds. There shall be an annual payment from funds to be provided by Germany as prescribed in this agreement in each year from the date of issue by the Reparation Commission equal in amount to 6 per cent of the nominal value of the issued bonds, out of which shall be paid interest at 5 per cent per annum, payable half - yearly on the bonds outstanding at any time, and the balance to sinking fund for the redemption of the bonds by annual drawings at par. The German Government shall supply to the Commission coupons for such bonds as and when issued by the Commission. These bonds are hereinafter referred to as bonds of Series ( *C* ).

3. The bonds provided for in Article 2 shall be signed German Government bearer bonds, in such form and in such denominations as the Reparation Commission shall prescribe for the purpose of making them marketable, and shall be free of all German taxes and charges of every description present or future.

Subject to the provisions of Articles 248 and 251 of the Treaty of Versailles these bonds shall be secured on the whole of the assets and revenues of the German Empire and the German States, and in particular on the specific assets and revenues specified in Article 7 of the agreement. The service of the bonds of Series ( *A* ), ( *B* ), and ( *C* ) shall be a first, second, and third charge respectively on the said assets and revenues and shall be met by the payments to be made by Germany under this Schedule.

4. Germany shall pay in each year until the redemption of the bonds provided for in Article 2 by means of the sinking funds attached thereto -

(1) A sum of two milliard gold marks (£100,000,000).

(2) ( *a* ) A sum equivalent to 25 per cent of the value of her exports in each period of 12 months starting from May 1, 1921, as determined by the Commission; or

( *b* ) Alternatively an equivalent amount as fixed in accordance with any other index proposed by Germany and accepted by the Commission.

(3) A further sum equivalent to 1 per cent of the value of her exports as above defined, or alternatively an equivalent amount fixed as provided in ( *b* ) above.

Provided always that when Germany shall have discharged all her obligations under this Schedule, other than her liability in respect of outstanding bonds, the amount to be paid in each year under this paragraph shall be reduced to the amount required in that year to meet the interest and sinking fund on the bonds then outstanding.

Subject to the provisions of Article 5, the payments to be made in respect of Paragraph (1) above shall be made quarterly before the end of each quarter, *i.e.* before

January 15, April 15, July 15, and October 15 each year, and the payments in respect of Paragraphs (2) and (3) above shall be made quarterly, November 15, February 15, May 15, August 15, and calculated on the basis of the exports in the last quarter but one preceding that quarter, the first payment to be made November 15, 1921.

5. Germany will pay within 25 days from this notification one milliard gold marks (£50,000,000) in gold or approved foreign bills or in drafts at three months on the German Treasury, endorsed by approved German banks and payable in London, Paris, New York, or any other place designated by the Reparation Commission. These payments will be treated as the first two quarterly instalments of the payments provided for in compliance with Article 4 (1).

6. The Commission will within 25 days from this notification, in accordance with Paragraph 12 (*d*), Annex II. of the Treaty as amended, establish the special Sub - Commission, to be called the Committee of Guarantees. The Committee of Guarantees will consist of representatives of the Allied Powers now represented on the Reparation Commission, including a representative of the United States of America, in the event of that Government desiring to make the appointment.

The Committee shall co - opt not more than three representatives of nationals of other Powers whenever it shall appear to the Commission that a sufficient portion of the bonds to be issued under this agreement is held by nationals of such Powers to justify their representation on the Committee of Guarantees.

7. The Committee of Guarantees is charged with the duty of securing the application of Articles 241 and 248 of the Treaty of Versailles.

It shall supervise the application to the service of the bonds provided for in Article 2 of the funds assigned as security for the payments to be made by Germany under Paragraph 4. The funds to be so assigned shall be -

(*a*) The proceeds of all German maritime and land customs and duties, and in particular the proceeds of all import and export duties.

(*b*) The proceeds of the levy of 25 per cent on the value of all exports from Germany, except those exports upon which a levy of not less than 25 per cent is applied under the legislation referred to in Article 9.

(*c*) The proceeds of such direct or indirect taxes or any other funds as may be proposed by the German Government and accepted by the Committee of Guarantees in addition to or in substitution for the funds specified in (*a*) or (*b*) above.

The assigned funds shall be paid to accounts to be opened in the name of the Committee and supervised by it, in gold or in foreign currency approved by the Committee. The equivalent of the 25 per cent levy referred to in Paragraph (*b*) shall be paid in German currency by the German Government to the exporter.

The German Government shall notify to the Committee of Guarantees any proposed action which may tend to diminish the proceeds of any of the assigned funds, and shall, if the Committee demand it, substitute some other approved funds.

The Committee of Guarantees shall be charged further with the duty of conducting on behalf of the Commission the examination provided for in Paragraph 12 (*b*) of

Annex 2 to Part VIII. of the Treaty of Versailles, and of verifying on behalf of the said Commission, and if necessary of correcting, the amount declared by the German Government as the value of German exports for the purpose of the calculation of the sum payable in each year under Article 4 (2) and the amounts of the funds assigned under this Article to the service of the bonds. The Committee shall be entitled to take such measures as it may deem necessary for the proper discharge of its duties.

The Committee of Guarantees is not authorised to interfere in German administration.

8. Germany shall on demand, subject to the prior approval of the Commission, provide such material and labour as any of the Allied Powers may require towards the restoration of the devastated areas of that Power, or to enable any Allied Power to proceed with the restoration or development of its industrial or economic life. The value of such material and labour shall be determined by a valuer appointed by Germany and a valuer appointed by the Power concerned, and, in default of agreement, by a referee nominated by the Commission. This provision as to valuation does not apply to deliveries under Annexes III., IV., V., and VI. to Part VIII. of the Treaty.

9. Germany shall take every necessary measure of legislative and administrative action to facilitate the operation of the German Reparation (Recovery) Act, 1921, in force in the United Kingdom, and of any similar legislation enacted by any Allied Power, so long as such legislation remains in force. Payments effected by the operation of such legislation shall be credited to Germany on account of the payment to be made by her under Article 4 (2). The equivalent in German currency shall be paid by the German Government to the exporter.

10. Payment for all services rendered, all deliveries in kind, and all receipts under Article 9 shall be made to the Reparation Commission by the Allied Power receiving the same in cash or current coupons within one month of the receipt thereof, and shall be credited to Germany on account of the payments to be made by her under Article 4.

11. The sum payable under Article 4 (3) and the surplus receipts by the Commission under Article 4 (1) and (2) in each year, not required for the payment of interest and sinking fund on bonds outstanding in that year, shall be accumulated and applied so far as they will extend, at such times as the Commission may think fit, by the Commission in paying simple interest not exceeding 2½ per cent per annum from May 1, 1921, to May 1, 1926, and thereafter at a rate not exceeding 5 per cent on the balance of the debt not covered by the bonds then issued. No interest thereon shall be payable otherwise.

12. The present Schedule does not modify the provisions securing the execution of the Treaty of Versailles, which are applicable to the stipulations of the present Schedule.



## VIII. ヴィスバーデン合意、1921年 10月6日

This Agreement, signed by M. Loucheur and Herr Rathenau at Wiesbaden on October 6, 1921, is a lengthy document, consisting of a Protocol, Memorandum, and Annex. The effective clauses are to be found mainly in the Annex. The full text has been published in a British White Paper [Cmd. 1547]. This White Paper also contains (1) an explanatory Memorandum, (2) the Decision of the Reparation Commission, and (3) a Report from Sir John Bradbury to the British Treasury. Extracts from these three documents are given below.

### 1. *Explanatory Memorandum*

In order to understand the arrangements proposed by the Wiesbaden Agreement, it is necessary to bear in mind certain provisions of the Treaty of Versailles, the application of which is affected by it.

The Treaty itself provides in the Reparation Chapter, Part VIII., and in some of its Annexes, for the partial liquidation of Germany's reparation indebtedness by deliveries in kind. The important passages in this connection are Paragraph 19 of Annex II. and Annex IV., which together make extensive provision for the delivery, through the Reparation Commission, to the Allied and Associated Powers of machinery, equipment, tools, reconstruction material, and, in general, all such material and labour as is necessary to enable any Allied Power to proceed with the restoration or development of its industrial or economic life.

Germany's obligation being stated in terms of gold and not in terms of commodities, provision has necessarily been made in all cases for crediting Germany, from time to time, with the fair value, as assessed by the Reparation Commission, of such deliveries. Moreover, since the proportions received by the respective Powers in kind need not necessarily correspond exactly with their respective shares in Germany's reparation payments, as determined by Inter - Allied agreement, provision is further necessarily made in the Treaty to render each Power accountable not only to Germany, but to the Reparation Commission, for the value of these deliveries. Thus, on the one hand, the Treaty stipulates as between the Allies and Germany that the value of services under the Annexes shall be credited towards the liquidation of Germany's general obligation, and the Schedule of Payments assigns the value of Annex deliveries to the

service of the bonds handed over by Germany as security for her debt. On the other hand, the Treaty provides that for the purpose of equitable distribution as between the Allies, the value of Annex deliveries shall be reckoned in the same manner as cash payments effected in the year, and the Schedule of Payments stipulates that the value of the deliveries received by each Power shall, within one month of the date of delivery, be paid over to the Reparation Commission, either in cash or in current coupons.

Further, the Treaty imposes upon the Reparation Commission not only the duty of fixing prices, but also of determining the capacity of Germany to deliver goods demanded by any of the Allies, and, by implication, of deciding between the competing demands which are made upon that capacity by the Allies themselves.

The Wiesbaden Agreement provides for the delivery by a German company\*<sup>8</sup> to French “sinistrés” of “all plant and materials compatible with the productive capacity of Germany, her supply of raw materials and her domestic requirements,” that is to say, of the articles and materials which can be demanded under Annex IV. and Paragraph 19 of Annex II., which are, by the terms of the Agreement, in so far as France is concerned, virtually suspended, the obligations of Germany to deliver to France under the other Annexes remaining unaffected.

Any question as to the capacity of Germany to satisfy the requirement of France, and all questions of price, are to be settled by a Commission of three members, one French and one German, and a third selected by common agreement or nominated by the Swiss President.

The aggregate value of the deliveries to be made under the Agreement, and of the deliveries to be made under Annexes III., V. and VI. (hereafter, for the sake of brevity, called the “Annex deliveries” ) in the period expiring on the 1st May 1926, is fixed at a maximum of 7 milliard gold marks.

In regard to the Annex deliveries the Agreement in no way modifies the Treaty provisions under which Germany is credited and France debited forthwith with the value, but special provisions, which are financially the essential part of the Agreement, are made for bringing to reparation account the value of the Agreement deliveries. These special provisions are designed to secure that Germany shall only be credited on reparation account at the time of delivery with a certain proportion of them, and that deliveries not thus accounted for, which may be called “excess deliveries,” shall be liquidated over a period of years beginning at the earliest on 1st May 1926. The provisions themselves are somewhat intricate, comprising, as they do, a series of interacting limitations, and they require some elucidation.

---

\*<sup>8</sup> [116] The arrangement under which a German private company is to be created to deal directly with the orders without the intervention of the French and German Governments is intended to obviate the delays which experience has shown to be inseparable from the employment of the present machinery. It does not appear to have any important bearing on the general financial situation, since the deliveries will clearly have to be financed by the German Government and will ultimately be paid for by means of a reparation credit in account with the German Government.



(1) In no case is credit to be given to Germany in any one year for Annex and Agreement deliveries together to an amount exceeding one milliard gold marks.

(2) In no case is credit to be given to Germany in any one year for more than 45 per cent of the value of the Agreement deliveries or for more than 35 per cent if the value of the Agreement deliveries exceeds one milliard gold marks.

The effect of the above is to prescribe that 55 per cent (or, if the Agreement operates successfully, 65 per cent) of the value of the Agreement deliveries *as a minimum* will be the object of deferred payment by instalments. If the Agreement deliveries reached really high figures, the operation of the milliard limitation would make the carry forward much more than 65 per cent.

The excess deliveries are to be liquidated with interest at 5 per cent per annum in 10 equal annual instalments as from 1st May 1926, subject to certain conditions: -

(1) France shall in no case be debited in one year for Agreement deliveries with an amount which, when added to the value of her Annex deliveries in that year, would make her responsible for more than her share (52 per cent) of the total reparation payments made by Germany in that year.

(2) Agreement deliveries continue after 1st May 1926, with the same provisions for deferred payment. If in any year between May 1926 and May 1936 the amount (not exceeding 35 or 45 per cent) of the value of that year's Agreement deliveries to be credited to Germany, together with the annual instalment to repay the debt incurred in respect of the period ending 1st May 1926, exceeds one milliard, the excess is to be carried forward from year to year until a year is reached in which no such excess is created by the payment. But in no case shall the amount credited, even if it is less than one milliard gold marks, exceed the limit laid down by the preceding condition.

(3) Any balance with which Germany has not been credited on 1st May 1936 is to be credited to her with compound interest at 5 per cent in four half-yearly payments on 30th June and 31st December 1936 and 30th June and 31st December 1937. But, again, these half-yearly payments shall not be made if the effect of making them would be to exceed the limit laid down in Condition 1 above.

(4) Agreement deliveries continue indefinitely after 1st May 1936, with power, however, to Germany to arrest them whenever the execution of them would result in France owing more than 52 per cent of Germany's annual reparation payment in respect of Annex deliveries, deferred payments already matured, and the 35 or 45 per cent of current deliveries.

From the above it is to be noted that, while there is a limitation for the first five years of the amount of Agreement deliveries which can be demanded, there is -

(1) No point at which the right of France to demand these special deliveries automatically terminates.

(2) No final limitation upon the value of the deliveries which can be demanded by France during the lifetime of the Agreement.

(3) No definitely prescribed period within which France's debt to Germany and to the other partners in reparation shall be liquidated.

\* \* \* \* \*

It remains necessary to draw attention to one subsidiary point of a financial character under the Schedule of Payments. Part of Germany's annual reparation liability consists of the payment of 26 per cent of the value of German exports in each period of twelve months, and part of the security for the payment consists of the proceeds of a levy of 25 per cent on the value of all German exports. The French Government has undertaken to support a request, to be submitted by the German Government to the Reparation Commission, for the inclusion in the exports which form the basis of these calculations of that part only of the value of the deliveries made under the Agreement which is credited to Germany and debited to France during any particular year.

If it can be assumed that any part of the special deliveries to be made under the Agreement would, in the absence of the Agreement, have been diverted to Germany's ordinary external trade, then the concession desired will have the effect of diminishing the annual payments made by Germany for the benefit of the Allies as a whole.

*2. Decision of the Reparation Commission on October 20, 1921, after considering the Franco - German Agreement of October 6, 1921*

The French Government, having submitted to the Reparation Commission in accordance with Paragraph 3 of the Memorandum thereto attached the Agreement between the representatives of the French and German Governments signed at Wiesbaden on the 6th instant, the Commission has come to the following decision: -

(1) It entirely approves the general principles underlying the Agreement whereby special arrangements are proposed for enabling Germany to liquidate the largest possible proportion of her reparation obligations in the form of goods and services, more especially with a view to the speedier restoration of the Devastated Regions.

(2) At the same time, it considers that the Agreement involves certain departures from the provisions of Part VIII. of the Treaty of Versailles, notably Article 237, Paragraphs 12 and 19 of Annex II. and Paragraph 5 of Annex IV.

(3) As the Commission has no power to authorise such departures, it decides to refer the question to the Governments represented on the Commission, with a copy of the Memorandum and its Annex, recommending a favourable examination of them.

(4) The Commission recommends that reasonable facilities for deferred payment in respect of the exceptional volume which, if the arrangements are successful, the deliveries in kind to France are likely to assume during the next few years, should be accorded to France, subject to any safeguards which the Allied Governments may regard as necessary to protect their respective interests.

*3. Concluding Recommendations of Sir John Bradbury's Report to the British Government (October 26, 1921)*

The safeguards which are envisaged as necessary by my Italian and Belgian colleagues on the Reparation Commission and myself, and for which we presume that our respective Governments will desire to stipulate are -

(1) That a limit of time should be laid down after the expiration of which no new

deferment of debit should be permitted and the liquidation of the existing deferred debits should commence to be made by regular annual instalments.

The precise length of this period should be determined upon an estimate of the time necessary to carry out the main work of reconstruction, regard being had to the time required by Germany to effect the necessary supplies. In view of the delays which are inevitable in regard to operations of the magnitude of those contemplated, the prescribed period might be reasonably somewhat longer than the four and a half years' initial period under the agreement, but it should not exceed seven years.

(2) That in no circumstances should the aggregate amount for which debit against France for the time being stands deferred be allowed to exceed a prescribed amount, say, 4 milliard gold marks.

(3) That a provision should be inserted for the payment by France to the general reparation account from time to time (within the limits of the deferred debits for the time being outstanding) of any amounts which may be necessary to secure that the other Allies shall receive their proper proportions of the amounts due from Germany under the Schedule of Payments.

Subject to the introduction of these safeguards, to which it would not appear that legitimate exception could be taken, the arrangements contemplated by the agreement may be expected to accelerate the solution of the Reparation problem on practical lines in a manner advantageous to France without prejudicing the interests of other Powers, and it is upon this ground that the Reparation Commission has unanimously recommended them for favourable examination by the Allied Governments.

If the Allied Governments approve the general scheme, subject to whatever safeguards they may decide to be necessary, there will remain certain subsidiary points for the Reparation Commission to consider – amongst other: –

(1) The proposed omission of the excess deliveries from the index figure determining the annual liability under the Schedule of Payments, until such time as these deliveries are finally brought to account for reparation purposes.

(2) The special arrangements for substitution in respect of articles of which France is entitled to restitution by identity, involving in certain cases money payments; and

(3) The special arrangements in regard to the delivery of coal and the prices to be credited and debited, which in several particulars affect the interest of other Powers.



## IX. 政府間債務表

(A) アメリカ政府から他の政府に対する貸付金 (1921年7月現在)

	Credits granted under Liberty Loan Acts.*1	Surplus War Materials Sale.	Food Relief.	Grain Corporation	Interest accrued and unpaid up to July 1921.	Total*2 Obligations.
Armenia			\$8,028,412.15	\$3,931,505.34		\$11,959,917.49
Austria				24,055,708.92		24,055,708.92
Belgium	\$347,691,566.23	\$27,588,581.14			\$34,000,000	409,280,147.37
Cuba	9,025,500.00					9,025,500.00
Czecho - Slovakia	61,256,206.74	20,621,994.54	6,428,089.19	2,873,238.25	6,000,000	97,179,528.72
Esthonia		12,213,377.88	1,785,767.72			13,999,145.60
Finland			8,281,926.17			8,281,926.17
France	2,950,762,938.19	400,000,000.00			284,000,000	3,634,762,938.19
Great Britain	4,166,318,358.44				407,000,000	4,573,318,358.44
Greece	15,000,000.00					15,000,000.00
Hungary				1,685,835.61		1,685,835.61
Italy	1,648,034,050.90				161,000,000	1,809,034,050.90
Latvia		2,521,869.32	2,610,417.82			5,132,287.14
Liberia	26,000.00					26,000.00
Lithuania		4,159,491.96	822,136.07			4,981,628.03
Poland		59,636,320.25	51,671,749.36	24,353,590.97		135,661,660.58
Rumania	23,205,819.52	12,922,675.42			2,500,000	38,628,494.94
Russia	187,729,750.00	406,082.30	4,465,465.07		19,000,000	211,601,297.37
Serbia	26,175,139.22	24,978,020.99			3,500,000	54,653,160.21
Totals	\$9,435,225,329.24	\$565,048,413.80	\$84,093,963.55	\$56,899,879.09	\$943,500,000	\$11,084,767,585.68

\*1 純値であり、1921年7月までの返済分は含まない。主な返済はフランスからの\$78,000,000とイギリスの\$111,000,000。

\*2 この列の下の合計値は個別費目に含まれないその他費目の金利も含む。1922年2月までに金利はさらに\$250,000,000積み上がっている

(B) イギリス政府から他の政府への貸付 (1921年3月31日現在)

Allied Governments\*<sup>9</sup> -

France	£557,039,507	6	8
Russia	561,402,234	18	5
Italy	476,850,000	0	0
Belgium	103,421,192	8	9
Serbia	22,247,376	12	5
Montenegro	204,755	19	9
Rumania	21,393,662	2	8
Portugal	18,575,000	0	0
Greece	22,577,978	9	7
Belgian Congo	3,550,300	0	0
			£1,787,262,007 18 3

Loans for Relief -

Austria	£8,605,134	9	9
Rumania	1,294,726	0	8
Serb - Croat - Slovene Kingdom	1,839,167	3	7
Poland	4,137,040	10	1
Czecho - Slovakia	417,392	3	3
Esthonia	241,681	14	2
Lithuania	16,811	12	4
Latvia	20,169	1	10
Hungary	79,997	15	10
Armenia	77,613	17	2
Inter - Allied Commission on the Danube	6,868	17	6
			16,736,603 6 2

Other Loans (Stores, etc.) -

Czecho - Slovakia	£2,000,000	0	0
Armenia	829,634	9	3
			2,829,634 9 3

Total £1,806,828,245 13 8

\*<sup>9</sup> この数字は利息を含む。ただしベルギーとセルビアに対しては利子は課されず、ロシアに対しては1918年1月以来、金利が計上されていない。

## 訳者あとがき

これは John Maynard Keynes, *A Revision of the Treaty being a Sequel to The Economic Consequences Of The Peace* (1922) の全訳となる。

ケインズの出世作というべきか、第一次世界大戦後に、役人として参加したヴェルサイユ講和条約のダメさ加減に愛想が付き、辞表をたたきつけて書き上げた『平和の経済的帰結』がベストセラーになった。ドイツからすべてを採りあげて、そのうえ重い賠償金をかけたって、ドイツ側としても支払えるわけないだろ、だいたい停戦のときに、そういうあこぎな賠償金は取らないという約束だったのに、それを平気で反古にして何を考えて折るのだ、という内容だった。

本書はその数年後、実際の賠償の進展、それをめぐる様々な動きをまとめつつ、多少は現実的になった部分と、もっとひどくなった部分を整理して示したものとなる。本人が言うとおりの「続編」だ。

とはいえ『平和の経済的帰結』の主張がまったく見当違いとか、そこでの見通しとはまったくちがう方向性が出てきた、といったことはない。ほとんどが、おおむね『平和の経済的帰結』での分析通りに進んでいるということで、新規性はない。ただ各国政治の権謀術策や詭弁がすごい、というのが見所。

でも 21 世紀の現時点では、ロイド＝ジョージ氏がどこの会議でクレマンソーとどんな密約をしようが、まあ 100 年前のどうでもいい話で、歴史的な意義しかない本ではある。たぶん、実際にこれを読む人は……いないよねえ。

強いて言うなら、この時点でケインズは、ある人の収入は別の人の費用、みたいなマクロ経済的な発想をかなりきちんとしてやっている。賠償金を払わせると、相手はそのための外貨稼ぎで輸出を増やして輸入を減らそうとするので、こちらは貿易での競争が激化してつらくなるし、さらに相手が輸入してくれなくなるからさらに輸出が減って、たぶん受けとった賠償金以上の損失になるよ、という発想が貫徹している。ここに彼の『一般理論』につながる原点がある、という見方もできる……かもしれない。が、それがどうした、という感じでもある。

訳者も、何かすごい意義を感じてやったわけではなく、『平和の経済的帰結』の続編なら、乗りかかった船なので、やっておこうか、という程度の動機しかない。訳している途中にちょっとうんざりしてきたこともあって、一通り訳し終わってもまったく読み返したりはしていない。万が一、読んだ人がいて、何かミスを発見したら、ご一報いただければ幸いです。

もともと翻訳は、Project Gutenberg に入っている文を元にして開始した。同時に、1922 年のイギリス Mcmillan 社から出た原著のスキャンがネット上にあって、それも見

ながら進めていたが、途中で奇妙なことに気がついた。PG版でドル表記になっているところで、Macmillan版ではポンド表記に換算されているところがたくさんある。

最初、これはPGの入力者が勝手に気を利かせたのかとも思ったけれど、そんなはずもない。やがてわかったのは、PGが底本としたアメリカのHarcourt Brace版がすべて、ポンドをドルに換算していた、ということ。当時は固定為替だったから、ポンドの数字を5倍すればドル、といった簡単な換算になっている。ただ、ケインズはポンドで書いたと思うので、Macmillan版の表記にあわせて直しておいた。ついでに、第7章冒頭のシェイクスピア『ヴェニス商人』の引用も、どうやらアメリカ版にはない模様。

なお、『平和の経済的帰結』も同じ処理がされている模様。山形の翻訳はPG版を底本に行ったので、なんでもドル表記。今度イギリス版が来たらそちらをベースに修正する。

さて、次に何をしようか。もっと読む人の少なそうな、「インドの通貨と金融」でもやろうか、それとももう少しキャッチーな「説得論集」や「人物論集」にしようかな。たぶん、本書が終わったことで、「説得論集」はかなり翻訳ができあがっていることになるので(というのもあれは相当部分が、本書や『平和の経済的帰結』や『お金の改革論』の抜粋なんだよね) そっちをやってしまおうかな。期待している人もいないだろうが、乞うご期待。

コロナ禍の東京にて

2020年9月 山形浩生 hiyori13@alum.mit.edu